

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項

(平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号)

(定義)

第一条 この告示において使用する用語は、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。)及び株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準(平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号。以下「レバレッジ比率告示」という。)において使用する用語の例による。

(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)

第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号。以下「規則」という。)第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項(直近の二事業年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率(レバレッジ比率告示第五条第一項に規定する単体レバレッジ比率をいう。以下同じ。)に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)とする。

一 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

二 株式会社商工組合中央金庫全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

三 信用リスク(第五号に規定するもの並びに第六号及び第六号の二のリスクに該当するものを除く。)に関する次に掲げる事項

イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要

ハ 標準的手法を採用した場合にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下ハにおいて同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む。）

ニ 内部格付手法を採用した場合にあっては、次に掲げる事項

（１） 信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する場合にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD（標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポージャーの額。以下（１）において同じ。）がEADの総額に占める割合

（２） 内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯

（３） 内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要

（i） 資産区分ごとの格付付与手続

（ii） パラメーター推計（PD、LGD及びEADの推計をいう。）及びその検証体制

（iii） 内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制

（４） 標準的手法が適用されるエクスポージャー（第五項に規定する定量的な開示事項のうち、別紙様式第二号第三十八面により作成するものに係るエクスポージャーに限る。）について、次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準

（i） ソブリン向けエクスポージャー

（ii） 金融機関等向けエクスポージャー

（iii） 株式等エクスポージャー

（iv） 購入債権

（v） 事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）

（vi） 中堅中小企業向けエクスポージャー

（vii） 居住用不動産向けエクスポージャー

（viii） 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

（ix） その他リテール向けエクスポージャー

(x) 特定貸付債権

(xi) 事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け

(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、次の表の左欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項

内部格付手法を段階的に適用する計画がない場合	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲
	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあっては、主な事業単位）又は資産区分の範囲
内部格付手法を段階的に適用する計画がある場合	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲 四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類
	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲 四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類 五 内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあっては、主な事業単位）又は資産区分の範囲

四 信用リスク削減手法（派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引（次号において「派生商品取引及びレポ形式の取引等」という。）に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

五 派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティ信用リスク」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要（当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む。）

六 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項

イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ 自己資本比率告示第二百三十一条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第二百八十五条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ニ 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響

ホ 証券化取引に関する会計方針

ヘ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合にあっては、その理由を含む。）

ト 内部評価方式を使用している場合には、その概要

六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA又は限定的なBA—CVAをいう。）の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

ハ SA—CVAを採用した場合にあっては、次に掲げる事項

（１） CVAに関するリスク管理体制の概要（取締役等の関与の仕組みを含む。）

（２） CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVAエ

クスポージャー計測モデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。)

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(自己資本比率告示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。)

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要(次に掲げる事項を含む。)

- (1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法
- (2) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続(流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。)
- (3) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項
 - (i) 当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値
 - (ii) 当該振替の理由
- (4) 内部取引担当デスクのリスク移転の状況

ロ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

ハ トレーディング・デスク(バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門を含む。)の構造及び保有する商品の種類(内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。)

ニ 期待ショート・フォールモデルに関する次に掲げる事項(内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。)

- (1) 適用する場合には、その範囲(トレーディング・デスクの概要を含む。)
- (2) 主要なトレーディング・デスクのうちストレス期待ショート・フォール(SES)によりマーケット・リスク相当額を算出するものの概要
- (3) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法(ストレス・テストを含む。)
- (4) 概要(計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。)
- (5) 使用するデータの更新頻度
- (6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要(モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。)

ホ モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価す

- る際に用いている各種の前提及び評価の方法(内部モデル方式を用いる場合に限る。)
- ヘ DRCモデルに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を用いる場合に限る。)
- (1) 適用する場合には、その範囲(トレーディング・デスクの概要を含む。)
 - (2) 概要(計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネットティングの方法を含む。)
 - (3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法(自己資本比率告示第二百六十条第三項各号に掲げる要件を含む。)
- ト モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方法(内部モデル方式を用いる場合に限る。)
- 八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ BIの算出方法
 - ハ ILMの算出方法
 - ニ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無(事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む。)
 - ホ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む。)
- 九 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている株式及び自己資本比率告示第五十三条第二項に規定する株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人のうち、不動産に対する投資を目的とするものへの出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を含む。)
- 十 金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第二号第二十六面、第二十七面及び第二十九面並びに別紙様式第三号第二十一面から第二十三面までを除き、以下同じ。)に関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ 金利リスクの算定手法の概要
- 十一 貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明(別紙様式第十号により作成するものとする。)
- 十二 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びそ

の要因に関する説明

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない。

一 信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号及び第六号の二のリスクに該当するもの並びに次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項

イ 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳

- (1) 地域別
- (2) 業種別
- (3) 残存期間別

ロ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号）第四条第二項、第三項又は第四項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

- (1) 地域別
- (2) 業種別

ハ 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高

ニ 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第四条第二項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第三項に規定する危険債権又は同条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当するものを除く。）に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額

二 リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。）が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十九条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

- ロ 自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十九条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
 - ハ 自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十九条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
 - ニ 自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十九条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
 - ホ 自己資本比率告示第五十三条の四第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十九条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- 5 第一項の定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第一面及び第三十面に限る。）により作成するものとする。
- 6 第一項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 単体レバレッジ比率の構成に関する事項
 - 二 前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）
- 7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第五号（第一面及び第二面に限る。）により作成するものとする。

（単体自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事項）

第三条 規則第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条において同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

- 2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。

- 3 前条第三項（第三号ニ（４）及び第十一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の」とあるのは「次条第一項の」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第三号中「第五号に規定するもの並びに第六号及び第六号の二のリスク」とあるのは「派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に対する信用リスク、証券化取引に係るリスク並びにCVAリスク」と、同号ニ（４）中「第五項」とあるのは「次条第四項において読み替えて準用する第五項」と、「別紙様式第二号第三十八面」とあるのは「別紙様式第三号第三十面」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。
- 4 前条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第五項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第三号」と、「第三十面」とあるのは「第二十四面」と読み替えるものとする。
- 5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の単体レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と、同項第二号中「前事業年度」とあるのは、「前中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第四条 規則第八十四条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率（レバレッジ比率告示第二条第一項に規定する連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする。

- 2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第四号により作成するものとする。
- 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この号において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に規定する連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる

会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 自己資本比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「株式会社商工組合中央金庫全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ（１）中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する場合にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同号ニ（４）中「第五項」とあるのは「第四条第四項第二号において読み替えて準用する第五項」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第八号ニ中「事業部門」とあるのは「連結子法人等又は事業部門」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第四号」と、「別紙様式第十号」とあるのは「別紙様式第十一号」と読み替えるものとする。

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関

等をいう。)であって商工組合中央金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称及び所要自己資本を下回った額の総額

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

5 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第五号（第三面及び第四面に限る。）により作成するものとする。

(連結自己資本比率を算出する場合における中間連結会計年度の開示事項)

第五条 規則第八十四条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第四号により作成するものとする。

3 第二条第三項（第三号ニ（４）及び第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項中「第一項の」とあるのは「第五条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第三号中「第五号に規定するもの並びに第六号及び第六号の二のリスク」とあるのは「派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク、証券化取引に係るリスク並びにCVAリスク」と、同号ニ（４）中「第五項」とあるのは「第五条第四項において読み替えて準用する第五項」と、

「別紙様式第二号第三十八面」とあるのは「別紙様式第三号第三十面」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第四号」と、「別紙様式第十号」とあるのは「別紙様式第十一号」と、前条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

- 4 第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第三号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。
- 5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、同項第二号中「前連結会計年度」とあるのは、「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（四半期の開示事項）

第六条 規則第八十六条に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 単体における自己資本の構成に関する開示事項
- 二 連結における自己資本の構成に関する開示事項
- 三 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額若しくは同条第三号の算式におけるTier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段又は自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額若しくは同条第三号の算式におけるTier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容

の概要

- 四 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）
 - 五 自己資本比率告示第二条及び第十四条各号の算式における分母の額に関する開示事項
 - 六 自己資本比率告示第十四条及び第十四条の二に規定する基準に関する開示事項
 - 七 自己資本比率告示第二条及び第二条の二に規定する基準に関する開示事項
 - 八 単体レバレッジ比率の構成に関する事項
 - 九 前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)
 - 十 単体レバレッジ比率に関する事項
 - 十一 連結レバレッジ比率の構成に関する事項
 - 十二 前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)
 - 十三 連結レバレッジ比率に関する事項
- 2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第四号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第七号(連結自己資本比率を算出する場合の自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項にあつては、第一面に限る。)により、同項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第七号及び第十三号に掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第五号(第一面及び第二面に限る。)により、同項第十一号に掲げる事項は別紙様式第五号(第三面及び第四面に限る。)により、それぞれ作成するものとする。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十年十月一日から適用する。ただし、第六条の規定は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る規則第八十六条に規定する主務大臣等が別に定める事項について適用する。

(自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)

第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条

第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する告示（平成二十六年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号。第二項及び第三項において「平成二十六年改正告示」という。）の適用の日から平成三十年三月三十日までの間における第二条第二項（第三条において読み替えて準用する場合を含む。）、第二条第三項第十号（第三条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第六条第一項第九号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式第一号」とする。

2 平成二十六年改正告示の適用の日から平成三十年三月三十日までの間における第四条第二項（第五条において読み替えて準用する場合を含む。）、第四条第三項第十一号（第五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第六条第一項第十一号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第二号」とする。

3 平成二十六年改正告示の適用の日から平成三十年三月三十日までの間における第六条第二項の規定の適用については、同項中「別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は附則別紙様式第二号」とする。

（附則別紙様式第一号）

（単位：百万円、％）

国際様式 の該当番 号	項目	当期末	経過措置 による不 算入額	前期末	経過措置 による不 算入額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 （1）					
1a+2-1c-2 6	普通株式に係る株主資本の額				
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額				
2	うち、利益剰余金の額				
1c	うち、自己株式の額（△）				

26	うち、社外流出予定額 (△)				
	うち、上記以外に該当するものの額				
1b	普通株式に係る新株予約権の額				
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
	うち、危機対応準備金の額				
	うち、特別準備金の額				
	経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
	………… (その内訳を記載)				
	…………				
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)				
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)					
8+9	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額				
8	うち、のれんに係るものの額				
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
10	繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額				
11	繰延ヘッジ損益の額				

12	適格引当金不足額				
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
15	前払年金費用の額				
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
18	少数出資金融機関等の普通株式の額				
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額				
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当する				

		ものに関連するものの額				
24		うち、無形固定資産（モー ゲージ・サービシング・ラ イツに係るものに限る。） に関連するものの額				
25		うち、繰延税金資産（一時 差異に係るものに限る。） に関連するものの額				
27		その他 Tier1 資本不足額				
28		普通株式等 Tier1 資本に係る 調整項目の額 (ロ)				
普通株式等 Tier1 資本						
29		普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)						
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に 係る株主資本の額及びその内 訳				
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に 係る新株予約権の額				
	32	その他 Tier1 資本調達手段に 係る負債の額				
		特別目的会社等の発行するそ の他 Tier1 資本調達手段の額				
33+35		適格旧 Tier1 資本調達手段の 額のうちその他 Tier1 資本に 係る基礎項目の額に含まれる 額				
		経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算 入されるものの額の合計額				

	………… (その内訳を記載)				
	…………				
36	その他 Tier1 資本に係る基礎 項目の額 (二)				
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他 Tier1 資本調 達手段の額				
38	意図的に保有している他の金 融機関等のその他 Tier1 資本 調達手段の額				
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算 入されるものの額の合計額				
	………… (その内訳を記載)				
	…………				
42	Tier2 資本不足額				
43	その他 Tier1 資本に係る調整 項目の額 (ホ)				
その他 Tier1 資本					
44	その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)				
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)				

Tier2 資本に係る基礎項目（4）					
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳				
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額				
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額				
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額				
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額				
50a		うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			
50b		うち、適格引当金 Tier2 算入額			
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
		…………（その内訳を記載）			
		…………			
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額（チ）				
Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額				
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手				

	段の額				
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額				
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額				
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額				
	 (その内訳を記載)				
					
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)				
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)				
リスク・アセット (5)					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額				
	 (その内訳を記載)				
					
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)				
自己資本比率					
61	普通株式等 Tier1 比率				

	((ハ) / (ヲ))				
62	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))				
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))				
調整項目に係る参考事項 (6)					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)					
76	一般貸倒引当金の額				
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額				
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額				

資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額				
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額				
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示(株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号)をいう。以下同じ。)において使用する用語の例によるものとする。

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号(バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。)を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

- a 「繰延ヘッジ損益」とは、財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰

延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

- b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法を採用した場合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第三号に掲げる額をいう。

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

- a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の

科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

- b 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

- a 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号イに掲げる額をいう。
- c 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号ロに掲げる額をいう。

(5) リスク・アセット

「リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第十四条各号の算式の分母の額をいう。

(6) 調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7) Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

- a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百三十三条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。
- b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法を採用した場合において、自己資本比率告示第百三十三条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。
- b 「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

(9) その他

この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

(附則別紙様式第二号)

(単位：百万円、%)

国際様式 の該当番 号	項目	当期末	経過措置 による不 算入額	前期末	経過措置 による不 算入額
-------------------	----	-----	---------------------	-----	---------------------

普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)					
1a+2-1c- 26	普通株式に係る株主資本の額				
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額				
2	うち、利益剰余金の額				
1c	うち、自己株式の額 (△)				
26	うち、社外流出予定額 (△)				
	うち、上記以外に該当するものの額				
1b	普通株式に係る新株予約権の額				
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
	うち、危機対応準備金の額				
	うち、特別準備金の額				
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額				
	経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
	………… (その内訳を記載)				
	…………				
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)				
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)					
8+9	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの				

	を除く。)の額の合計額				
8	うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額				
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
11	繰延ヘッジ損益の額				
12	適格引当金不足額				
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
15	退職給付に係る資産の額				
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
18	少数出資金融機関等の普通株式の額				
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額				
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				

20		うち、無形固定資産（モー ゲージ・サービシング・ラ イツに係るものに限る。） に関連するものの額				
21		うち、繰延税金資産（一時 差異に係るものに限る。） に関連するものの額				
22		特定項目に係る十五パーセン ト基準超過額				
23		うち、その他金融機関等に 係る対象資本調達手段の うち普通株式に該当する ものに関連するものの額				
24		うち、無形固定資産（モー ゲージ・サービシング・ラ イツに係るものに限る。） に関連するものの額				
25		うち、繰延税金資産（一時 差異に係るものに限る。） に関連するものの額				
27		その他 Tier1 資本不足額				
28		普通株式等 Tier1 資本に係る 調整項目の額 (ロ)				
普通株式等 Tier1 資本						
29		普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)						
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に 係る株主資本の額及びその内 訳				
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に				

		係る新株予約権の額				
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額				
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額				
34+35		その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額				
33+35		適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
33		うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
35		うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
		経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
		…………（その内訳を記載）				
		…………				
36		その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)				
その他 Tier1 資本に係る調整項目						
37		自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
38		意図的に保有している他の金				

	融機関等のその他 Tier1 資本 調達手段の額				
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算 入されるものの額の合計額				
	 (その内訳を記載)				
					
42	Tier2 資本不足額				
43	その他 Tier1 資本に係る調整 項目の額 (ホ)				
その他 Tier1 資本					
44	その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)				
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)				
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)					
46	Tier2 資本調達手段に係る株主 資本の額及びその内訳				
	Tier2 資本調達手段に係る新株 予約権の額				
	Tier2 資本調達手段に係る負債 の額				
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額				

48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額				
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
47	うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
49	うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額				
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額				
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額				
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
	……………（その内訳を記載）				
	……………				
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (千)				
Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額				

53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額				
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額				
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額				
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額				
	 (その内訳を記載)				
					
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)				
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)				
リスク・アセット (5)					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額				
	 (その内訳を記載)				
					
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)				

連結自己資本比率					
61	連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))				
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))				
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))				
調整項目に係る参考事項 (6)					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)					
76	一般貸倒引当金の額				
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額				
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額				

	が零を下回る場合にあっては、 零とする。)				
79	適格引当金に係る Tier2 資本 算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に 係る算入上限額				
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の 額から適格旧 Tier1 資本調達 手段に係る算入上限額を控除 した額(当該額が零を下回る場 合にあっては、零とする。)				
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に 係る算入上限額				
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の 額から適格旧 Tier2 資本調達 手段に係る算入上限額を控除 した額(当該額が零を下回る場 合にあっては、零とする。)				

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示(株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号)をいう。以下同じ。)において使用する用語の例によるものとする。

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号(バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。)を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主

資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

- a 「繰延ヘッジ損益」とは、連結財務諸表規則第六十九条の五第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第五条第一項第二号又は持株自己資本比率告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

- b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法を採用した場合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第

八条第十項第三号に掲げる額をいう。

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

- a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「商工組合中央金庫の特別目的会社等」は、商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下同じ。
- c 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

- a 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号イに掲げる額をいう。
- c 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号ロに掲げる額をいう。

(5) リスク・アセット

「リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額をいう。

(6) 調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に

該当するものの額のうち普通株式等 **Tier1** 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

- c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 **Tier1** 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 **Tier1** 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7) **Tier2** 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

- a 「一般貸倒引当金に係る **Tier2** 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百三十三条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。
- b 「適格引当金に係る **Tier2** 資本算入上限額」とは、内部格付手法を採用した場合において、自己資本比率告示第百三十三条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 **Tier1** 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 **Tier1** 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。
- b 「適格旧 **Tier2** 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 **Tier2** 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

(9) その他

この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

改正文 (平成二十三年十二月十三日金融庁・財務省・経済産業省告示第二号) 抄
平成二十三年十二月三十一日から適用する。

附 則 (平成二十五年三月二十八日金融庁・財務省・経済産業省告示第四号)
この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

附 則 (平成二十六年二月十八日金融庁・財務省・経済産業省告示第一号) 抄
(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。

改正文 (平成二十六年三月二十八日金融庁・財務省・経済産業省告示第二号) 抄
平成二十六年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定は同年三月三十一日から適用する。

附 則 (平成二十七年三月十二日金融庁・財務省・経済産業省告示第二号)
(適用時期)
第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日(以下「適用日」という。)から適用する。

(連結会計年度等の開示対象期間に係る経過措置)

第二条 この告示による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項(以下「新告示」という。)第四条第一項、第五項及び第六項の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。)に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2 新告示第五条において読み替えて準用する新告示第四条第一項及び第五項並びに新告

示第五条において準用する新告示第四条第六項の規定は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

- 3 新告示第六条第一項及び第二項の規定は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十七年三月二十六日金融庁・財務省・経済産業省告示第四号） 抄
（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項附則別紙様式第二号並びに別紙様式第二号及び別紙様式第三号は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十七年三月二十六日金融庁・財務省・経済産業省告示第五号）
（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項第二条第四項第五号イ及びロ並びに第七号ホ並びに第四条第四項第六号イ及びロ並びに第八号ホの規定並びに附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第二号並びに別紙様式第一号及び別紙様式第二号は、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、

なお従前の例による。

附 則 （平成二十九年十二月十一日金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）
（適用時期）

第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

第二条 この告示の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（以下「新開示告示」という。）第二条（新開示告示第三条第三項及び第四項、第四条第三項第二号及び第四項第二号、第五条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の規定及び新開示告示別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分を除く。）は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

- 2 新開示告示別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分に限る。）は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 3 新開示告示第三条第一項及び第二項の規定、新開示告示第三条第三項において準用する新開示告示第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）の規定、新開示告示第三条第四項において準用する新開示告示第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第三号を含む。）の規定は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 4 新開示告示第四条第一項、第二項及び第三項第一号（新開示告示第五条第三項において準用する場合を除く。）の規定、新開示告示第四条第三項第二号において準用する新開示告示第二条第三項の規定、新開示告示第四条第四項第一号（新開示告示第五条第四項において準用する場合を除く。）の規定、新開示告示第四条第四項第二号において準用する新

開示告示第二条第四項及び第五項の規定、新開示告示第四条第五項及び第六項（それぞれ新開示告示第五条第五項において準用する場合を除く。）の規定並びに新開示告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分を除く。）は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

- 5 新開示告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分に限る。）は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 6 新開示告示第五条第一項及び第二項の規定、同条第三項において準用する新開示告示第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第四条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定、新開示告示第五条第四項において準用する新開示告示第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第三号を含む。）並びに第四条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定並びに新開示告示第五条第五項において準用する新開示告示第四条第五項及び第六項の規定は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 7 新開示告示第六条第一項第十一号及び第十四号並びに第二項の規定並びに新開示告示別紙様式第七号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 8 新開示告示別紙様式第七号（第一面に係る部分を除く。）は、平成三十年六月三十日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

改正文 （平成三十年三月十四日金融庁・財務省・経済産業省告示第二号） 抄
平成三十年三月三十一日から適用する。

附 則 （平成三十年三月二十三日金融庁・財務省・経済産業省告示第四号）

この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

附 則 （平成三十一年三月一日金融庁・財務省・経済産業省告示第一号）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

第二条 この告示による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（以下「新開示告示」という。）第二条第五項（新開示告示第四条第四項第二号において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第二号（第三十一面に係る部分に限る。）は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新開示告示第三条第四項において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第三号（第二十五面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新開示告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第三十一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4 新開示告示第五条第四項において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第三号（第二十五面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

附 則 （平成三十一年三月十五日金融庁・財務省・経済産業省告示第二号） 抄
（適用時期）

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第二条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新開示告示」という。）第二条第三項第十一号（新開示告示第三条第三項において読み替えて準用する場合を除く。）において引用する別紙様式第十号、新開示告示第二条第四項第二号（新開示告示第三条第四項、第四条第四項第二号及び第五条第四項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定、新開示告示第二条第五項（新開示告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する場合を除く。）において引用する別紙様式第二号（第四面から第八面まで及び第二十二面から第二十五面までに係る部分に限る。）、新開示告示第二条第六項（新開示告示第三条第五項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定及び新開示告示第二条第七項（新開示告示第三条第五項において準用する場合を除く。）において引用する別紙様式第五号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新開示告示第三条第三項において読み替えて準用する新開示告示第二条第三項第十一号において引用する別紙様式第十号、新開示告示第三条第四項において読み替えて準用する新開示告示第二条第四項第二号の規定、新開示告示第三条第四項において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項において引用する別紙様式第三号（第二面から第六面まで及び第十七面から第二十面までに係る部分に限る。）、新開示告示第三条第五項において読み替えて準用する新開示告示第二条第六項の規定及び新開示告示第三条第五項において準用する新開示告示第二条第七項において引用する別紙様式第五号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三

十日までの期間をいう。以下この項において同じ。)に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

- 3 新開示告示第四条第三項第二号において読み替えて準用する新開示告示第二条第三項第十一号において引用する別紙様式第十一号、新開示告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新開示告示第二条第四項第二号の規定、新開示告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項において引用する別紙様式第二号(第四面から第八面まで及び第二十二面から第二十五面までに係る部分に限る。)、新開示告示第四条第六項(新開示告示第五条第五項において準用する場合を除く。)の規定及び新開示告示第四条第六項(新開示告示第五条第五項において準用する場合を除く。)において引用する別紙様式第五号(第二面に係る部分に限る。)は、適用日以後に終了する連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。)に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

- 4 新開示告示第五条第三項において読み替えて準用する新開示告示第二条第三項第十一号において引用する別紙様式第十一号、新開示告示第五条第四項において読み替えて準用する新開示告示第二条第四項第二号の規定、新開示告示第五条第四項において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項において引用する別紙様式第三号(第二面から第六面まで及び第十七面から第二十面までに係る部分に限る。)、新開示告示第五条第五項において準用する新開示告示第四条第六項の規定及び新開示告示第五条第五項において準用する新開示告示第四条第六項において引用する別紙様式第五号(第二面に係る部分に限る。)は、適用日以後に終了する中間連結会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。)に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年六月二十九日金融庁・財務省・経済産業省告示第一号)

(適用時期)

第一条 この告示は、令和二年六月三十日から適用する。

(経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ・第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況

等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新開示告示」という。）第二条第七項（新開示告示第三条第五項において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第五号（第一面に係る部分に限る。）は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新開示告示第三条第五項において準用する新開示告示第二条第七項に規定する別紙様式第五号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新開示告示第四条第六項（新開示告示第五条第五項において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第五号（第二面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4 新開示告示第五条第五項において準用する新開示告示第四条第六項に規定する別紙様式第五号（第二面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

附 則 （令和四年三月二十五日金融庁・財務省・経済産業省告示第一号）
（適用時期）

1 この告示は、令和四年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の別紙様式第二号は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附 則 （令和五年一月十八日金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）
（適用時期）

- 1 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の規定は、基準日（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和五年／金融庁／財務省／経済産業省／告示第一号）附則第二条第二項に規定する基準日をいう。以下同じ。）以後に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は基準日以後に終了する四半期に係る事項の開示について適用し、基準日前に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は基準日前に終了する四半期に係る事項の開示については、なお従前の例による。

附 則 （令和五年一月十八日金融庁・財務省・経済産業省告示第三号） 抄
（適用時期）

- 1 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

附 則 （令和五年一月二十六日金融庁・財務省・経済産業省告示第七号）
（適用時期）

- 1 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の第二条第七項、第四条第六項及び第六条第二項の規定並びに別紙様式第五号は、基準日（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和五年／金融庁／財務省／経済産業省／告示第一号）附則第二条第二項に規定する基準日をいう。以下同じ。）以後に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書

類又は基準日以後に終了する四半期に係る事項の開示について適用し、基準日前に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は基準日前に終了する四半期に係る事項の開示については、なお従前の例による。この場合（基準日がこの告示の適用の日である場合を除く。）において、この告示による改正前の別紙様式第五号第一面中「

22		単体レバレッジ比率（（ホ）／（ヘ））		
----	--	--------------------	--	--

」とあるのは「

22		単体レバレッジ比率（（ホ）／（ヘ））		
		適用する所要単体レバレッジ比率		
		適用する所要単体レバレッジ・バッファ比率		

」と、同面（注）（５）中「

- b 単体レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

」とあるのは「

- b 単体レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。
- c 「適用する所要単体レバレッジ比率」の項には、三パーセント（レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める比率を適用する場合にあっては、当該比率）を記載すること。
- d 「適用する所要単体レバレッジ・バッファ比率」の項には、自己資本比率告示第十四条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率を記載すること。ただし、連結レバレッジ比率を算出している場合にあっては、記載することを要しない（この場合には、当該項目の行を削除することができる。）。

」と、同様式第二面中「

22		連結レバレッジ比率（（ホ）／（ヘ））		
----	--	--------------------	--	--

」とあるのは「

22		連結レバレッジ比率（（ホ）／（ヘ））		
		適用する所要連結レバレッジ比率		
		適用する所要連結レバレッジ・バッファ比率		

」と、同面（注）（５）中「

b 連結レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

」とあるのは「

b 連結レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

c 「適用する所要連結レバレッジ比率」の項には、三パーセント（レバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める比率を適用する場合にあっては、当該比率）を記載すること。

d 「適用する所要連結レバレッジ・バッファ比率」の項には、自己資本比率告示第二条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率を記載すること。

」とする。

附 則 （令和五年一月二十七日金融庁・財務省・経済産業省告示第十号）
（適用時期）

1 この告示は、令和六年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の規定は、この告示の適用の日以後に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は同日以後に終了する四半期に係る事項の開示について適用し、同日前に終了した事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は同日前に終了した四半期に係る事項の開示については、なお従前の例による。

改正文 （令和五年十二月二十七日金融庁・財務省・経済産業省告示第十八号） 抄
令和六年三月三十一日から適用する。

改正文 （令和六年三月二十七日金融庁・財務省・経済産業省告示第一号） 抄
令和六年四月一日から適用する。

附 則 （令和七年三月三十一日金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）

この告示は、令和七年三月三十一日から適用する。ただし、別紙様式第二号第三十面及び別紙様式第三号第二十四面の改正規定は、令和八年三月三十一日から適用する。

(別紙様式第一号)

(単位：百万円、%)

CC 1：自己資本の構成（単体）				
国際様式 の該当番 号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式第十 号（CC2）の 参照項目
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 （1）				
1a+2-1c -26	普通株式に係る株主資本の額			
1a	うち、資本金及び資本剰余 金の額			
2	うち、利益剰余金の額			
1c	うち、自己株式の額（△）			
26	うち、社外流出予定額（△）			
	うち、上記以外に該当する ものの額			
1b	普通株式に係る株式引受権及 び新株予約権の合計額			
3	評価・換算差額等及びその他公 表準備金の額			
	うち、危機対応準備金の額			
	うち、特別準備金の額			
6	普通株式等 Tier1 資本に係る 基礎項目の額 （イ）			
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 （2）				
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サ ービシング・ライツに係るもの を除く。）の額の合計額			

8	うち、のれんに係るものの額			
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
11	繰延ヘッジ損益の額			
12	適格引当金不足額			
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
15	前払年金費用の額			
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額			
18	少数出資金融機関等の普通株式の額			
19+20 +21	特定項目に係る十パーセント基準超過額			
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			
20	うち、無形固定資産（モー			

		ゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。） に関連するものの額			
21		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に関連するものの額			
22		特定項目に係る十五パーセント基準超過額			
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。） に関連するものの額			
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に関連するものの額			
27		その他 Tier1 資本不足額			
28		普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）			
普通株式等 Tier1 資本					
29		普通株式等 Tier1 資本の額 （（イ）－（ロ））（ハ）			
その他 Tier1 資本に係る基礎項目（3）					
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に			

		係る株式引受権及び新株予約権の合計額			
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
36		その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)			
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
37		自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
39		少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
40		その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
42		Tier2 資本不足額			
43		その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			
その他 Tier1 資本					
44		その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)			
Tier1 資本					
45		Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)			
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)					
46		Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			

	Tier2 資本調達手段に係る株式 引受権及び新株予約権の合計 額			
	Tier2 資本調達手段に係る負債 の額			
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額 及び適格引当金 Tier2 算入額 の合計額			
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			
50b	うち、適格引当金 Tier2 算 入額			
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (千)			
Tier2 資本に係る調整項目 (5)				
52	自己保有 Tier2 資本調達手段 の額			
53	意図的に保有している他の金 融機関等の Tier2 資本調達手 段の額			
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
55	その他金融機関等の Tier2 資 本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)			
Tier2 資本				

58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)			
総自己資本				
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)			
リスク・アセット (6)				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)			
自己資本比率及び資本バッファ― (7)				
61	普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))			
62	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))			
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))			
64	最低単体資本バッファ―比率			
65	うち、資本保全バッファ―比率			
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ―比率			
67	うち、G-SIB/D-SIB バッファ―比率			
68	単体資本バッファ―比率			
調整項目に係る参考事項 (8)				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額			
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額			
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの			

	に限る。)に係る調整項目不算入額			
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)				
76	一般貸倒引当金の額			
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額			
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)			
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の項には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号(バーゼル銀行監督委員会により平成二十九年三月二十九日に公表された「開示要件(第3の柱)の統合及び強化―第2フェーズ」と題する文書のテンプレート CC1 における表に記載された番号をいう。)を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

- a 「繰延ヘッジ損益」とは、財務諸表規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。
なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法を採用した場合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第三号に掲げる額をいう。

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

- a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

- a 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号イに掲げる額をいう。
- c 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号ロに掲げる額をいう。

(5) Tier2 資本に係る調整項目

「少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額」及び「その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額」の項につき、ロ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、その他外部 TLAC 関連調達手段の額に係る額は、計上することを要しない。

(6) リスク・アセット

「リスク・アセットの額」とは、自己資本比率告示第十四条各号の算式の分母の額をいう。

(7) 自己資本比率及び資本バッファ

- a 「最低単体資本バッファ比率」から「単体資本バッファ比率」までの項は、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、記載することを要しない（この場合には、当該項を削除することができる。）。)
- b 当期に係る別紙様式第八号の開示を行う場合には、項番 64「最低単体資本バッ

「バー比率」の項の比率は同様式の項番 11「最低単体資本バッファ比率」の項の比率と、項番 65「うち、資本保全バッファ比率」の項の比率は同様式の項番 8「資本保全バッファ比率」の項の比率と、項番 66「うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率」の項の比率は同様式の項番 9「カウンター・シクリカル・バッファ比率」の項の比率と、項番 67「うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率」の項の比率は同様式の項番 10「G-SIB/D-SIB バッファ比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

(8) 調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(9) Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

- a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百三十三条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。
- b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法を採用した場合において、自己資本比率告示第百三十三条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(10) その他

- a ハ欄には、この様式と別紙様式第十号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合には、記載することを要しない。）。
- b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。
- c この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

0V1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当 番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、基礎的内部格付手法適用分				
4	うち、スロッシング・クライテリア適用分				
5	うち、先進的内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー				
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7	うち、SA-CCR適用分				
8	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
9	その他				
10	CVAリスク				
	うち、SA-CVA適用分				
	うち、完全なBA-CVA適用分				
	うち、限定的なBA-CVA適用分				
11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー				

12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（リスク・スルー方式）				
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マシンドレート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）				
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）				
15	未決済取引				
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
	うち、内部格付手法準拠方式適用分				
	うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分				
	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
20	マーケット・リスク				
21	うち、標準的方式適用分				
22	うち、内部モデル方式適用分				
	うち、簡易的方式適用分				
23	勘定間の振替分				
24	オペレーショナル・リスク				
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				

26	フロア調整				
27	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面のb以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番6から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番25に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項には、「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- b 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスポージャー（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和五年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号。以下「令和五年自己資本比率告示改正告示」という。）附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年自己資本比率告示改正告示による改正前の自己資本比率告示（以下「令和五年改正前自己資本比率告示」という。）第百四十八条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- c 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第七面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- d 項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及

びニ欄)をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

- e 項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第九面の開示を行う場合には、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計(全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用行である場合は、同面の「合計(全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額と一致する。
- f 項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項には、自己資本比率告示第百三十条に規定するスロットティング・クライテリアを利用して算出する自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。また、項番4に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- g 項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十三面の開示を行う場合には、同面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVCRE)以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVCRE)」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。
- h 項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項には、先進的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、当該欄は記載することを要しない。
- i 項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第九面の開示を行う場合には、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計(全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額と一致する。
- j 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

- k 「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の二の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十一条の二の規定により、1250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- l 「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百五十九条に規定するリース取引における見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- m 「信用リスク その他」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十四条の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十一条第二項の規定により、100 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- n 項番 6 「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十四面及び第二十一面の開示を行う場合には、第十四面の項番 6 「合計」の項ヘ欄の額並びに第二十一面の項番 1 「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番 11 「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。
- o 項番 6 「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番 2 「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。
- p 項番 7 「カウンターパーティ信用リスクのうち、S A - C C R 適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示第百三十九条第七項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- q 項番 8 「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十九条（自己資本比率告示第百三十九条第七項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額

(イ欄及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。

r 項番 8 「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十面の開示を行う場合には、同面の項番 9 「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

s 「カウンターパーティ信用リスクのうち、中央清算機関関連エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第六章の三の規定により算出した中央清算機関関連エクスポージャーに係るリスク・アセットの合計額 (イ欄及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。

t 項番 10 「CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第六章の二の規定により算出した CVA リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額 (イ欄及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。

u 項番 10 「CVAリスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の四及び第三十七面の開示を行う場合には、第十五面の四の項番 2 「当期末」の項の額を 8 パーセントで除して得た額及び第三十七面の項番 3 「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

v 「CVAリスクのうち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の三の開示を行う場合には、同面の項番 7 「合計」の項イ欄の額を 8 パーセントで除して得た額と一致する。

w 「CVAリスクのうち、完全なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の二の開示を行う場合には、同面の項番 3 「合計」の項イ欄の額を 8 パーセントで除して得た額と一致する。

x 「CVAリスクのうち、限定的なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の開示を行う場合には、同面の項番 3 「合計」の項ロ欄の額を 8 パーセントで除して得た額と一致する。

y 項番 11 「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第四百四十八条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額 (イ欄及びロ欄) 及びこれらに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。なお、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第四百四十八条第一項第二号に掲げる PD/LGD 方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番 3 「信

用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

z 項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（リスク・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

aa 項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドレート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

bb 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

cc 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

dd 項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及

び二欄)をそれぞれ記載すること。

ee 項番 15「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

ff 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

gg 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

hh 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番 4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額と一致する。

ii 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

j j 項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

kk 項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

11 項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致

する。

mm 項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

nn 項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

oo 項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

pp 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

qq 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

rr 項番 20「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

ss 項番 21「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十六面の開示を行う場合には、同面の項番 12「合計」の項の額と一致する。

tt 項番 22「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十七面の開示を行う場合には、同面の項番 16「マーケット・リスクの合計

額 (ACRtotal)」の項の額から同面の項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (Cu)」の項の額を控除した額を記載すること。

uu 「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十九面の開示を行う場合には、同面の項番 6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

vv 項番 23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章若しくは第三章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ww 項番 24「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

xx 項番 25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の三の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十一条の三の規定により、250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

yy 項番 26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条若しくは第二十四条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

zz 「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスク その他」の項イ欄の額、項番 11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番 12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番 13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）」の項イ欄の額、項

番 14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項イ欄の額、項番 23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番 25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番 7「その他リスク・アセット」の項ロ欄の額及びハ欄の額と一致する。

aaa この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

bbb この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

ccc この面におけるロ欄及びニ欄の「前期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

(第二面)

(単位：百万円)

LI 1：会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲との間の差異及び連結貸借対照表の区分と自己資本比率規制上のリスク・カテゴリーとの対応関係							
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	連結貸借対照表計上額	自己資本比率規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表計上額	各項目に対応する帳簿価額				
			信用リスク (ニ欄及びホ欄に該当する額を除く。)	カウンターパーティ信用リスク	証券化エクスポージャー (ヘ欄に該当する額を除く。)	マーケット・リスク	所要自己資本算定対象外の項目又は規制資本からの調整項目
資産							
現金預け金							
コールローン及び買入手形							
買現先勘定							
債券貸借取引支払保証金							
買入金銭債権							
特定取引資産							

商品有価証券							
金銭の信託							
有価証券							
貸出金							
外国為替							
その他資産							
有形固定資産							
無形固定資産							
繰延税金資産							
再評価に係る繰延税金資産							
支払承諾見返							
貸倒引当金							
.....							
資産合計							
負債							
預金							
譲渡性預金							
コールマネー及び売渡手形							

売現先勘定							
債券貸借取引受入担保金							
コマーシャル・ペーパー							
特定取引負債							
借入金							
外国為替							
短期社債							
社債							
新株予約権付社債							
信託勘定借							
その他負債							
賞与引当金							
役員賞与引当金							
退職給付引当金							
役員退職慰労引当金							
その他の引当金							
特別法上の引当金							
繰延税金負債							
再評価に係る繰延税金負債							

支払承諾							
.....							
負債合計							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 資産及び負債の内訳は、連結貸借対照表（単体自己資本比率のみを算出する場合にあっては、貸借対照表）で使用されている勘定科目名に従うこと。
- b 自金融機関における会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一である場合、イ欄及びロ欄を統合すること。ただし、単体自己資本比率のみを算出する場合にあっては、ロ欄を記載することを要しない。
- c 一つの項目がハ欄からト欄までの複数のリスク・カテゴリーにおいて資本賦課の対象となる場合、当該項目は対象となる全ての欄において計上すること。この場合において、ロ欄の額とハ欄からト欄までの額の合計額は一致しない。
- d この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- e 単体自己資本比率のみを算出する場合にあっては、「会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲との間の差異及び連結貸借対照表の区分と自己資本比率規制上のリスク・カテゴリーとの対応関係」とあるのは「貸借対照表の区分と自己資本比率規制上のリスク・カテゴリーとの対応関係」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「貸借対照表計上額」と読み替えるものとする。

(第三面)

(単位：百万円)

LI 2：自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異の主な要因						
項 番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		合計	対応する項目			
			信用リスク(ハ欄 及びニ欄に該当 する額を除く。)	カウンターパー ティ信用リスク	証券化エクスポ ージャー(ホ欄に 該当する額を除 く。)	マーケット・リス ク
1	自己資本比率規制上の連結範囲に基づ く資産の額					
2	自己資本比率規制上の連結範囲に基づ く負債の額					
3	自己資本比率規制上の連結範囲に基づ く資産及び負債の純額					
4	オフ・バランスシートの額					
5	保守的な公正価値調整による差異					
6	ネットィングルールの相違による差異 (項番2に含まれる額を除く。)					
7	引当て及び償却を勘案することによる					

	差異					
8	調整項目(プルデンシャル・フィルター)による差異					
9	……					
10	自己資本比率規制上のエクスポージャーの額					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番2「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項ロ欄からホ欄までには、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ハ欄からヘ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番1「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番2「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項イ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ロ欄からト欄の額を控除した額を記載すること。

b 項番3「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産及び負債の純額」の項には、項番1「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」の項の額から項番2「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項の額を控除した額を記載すること。

c 項番4「オフ・バランスシートの額」の項には、オフ・バランスシートのエクスポージャー（標準的手法が適用される資産のオフ・バランス取引又は内部格付手法が適用される資産のオフ・バランス資産項目をいう。以下この面において同じ。）に起因する差額（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき、オフ・バランスシートのエクスポージャーに係る信用供与枠の未引出額又は想定元本額に対して所定の掛目を適用した後の額から、項番3の項に既に含まれている未引出額又は想定元本額を差し引いた額とする。）を記載すること。

d 項番5から項番8までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除できる。

e 項番10「自己資本比率規制上のエクスポージャーの額」の項のうち、ロ欄については自己資本比率告示第四章及び第五章に規定する信

用リスクの標準的手法及び内部格付手法の計算対象となる資産の額（オフ・バランスシートのエクスポージャーも含む。ただし、ハ欄及びニ欄の計算対象となるものは除く。）、ハ欄については派生商品取引及びレポ形式の取引等の信用リスク削減手法適用後のエクスポージャーの額、ニ欄については自己資本比率告示第六章に規定する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の計算対象となるエクスポージャーの額、ホ欄については自己資本比率告示第七章に規定するマーケット・リスクの計算対象となるネット・ポジションの額を記載すること。

f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

g 単体自己資本比率のみを算出する銀行にあっては、「連結貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく」とあるのは「自己資本比率規制上の」と読み替えるものとする。

(第四面)

(単位：百万円)

CR 1：資産の信用の質					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		帳簿価額の総額		引当金	ネット金額 (イ＋ローハ)
		デフォルトした エクスポージャー	非デフォルト エクスポージャー		
	オン・バランスシートの資産				
1	貸出金				
2	有価証券（うち負債性のもの）				
3	その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）				
4	オン・バランスシートの資産の合計（1＋2＋3）				
	オフ・バランスシートの資産				
5	支払承諾等				
6	コミットメント等				
7	オフ・バランスシートの資産の合計（5＋6）				
	合計				
8	合計（4＋7）				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a 項番1「貸出金」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。
- b 項番2「有価証券（うち負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。
- c 項番3「その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、貸借対照表又は連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及び特定取引勘定に属する資産を除く。）。
- d 項番4「オン・バランスシートの資産の合計（1 + 2 + 3）」の項には、項番1、項番2及び項番3の項に計上される額の合計額を記載すること。
- e 項番5「支払承諾等」の項には、金融機関が提供する保証及びクレジット・デリバティブによるプロテクションに係るエクスポージャーの額を記載すること。
- f 項番6「コミットメント等」の項には、コミットメントのうち、取消し不能なコミットメント（条件の有無にかかわらず取消し可能なコミットメントを除く。）に係る信用供与枠の未引出額に係るエクスポージャーの額（ただし、CCF（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）の適用前の額とする。）を対象として、計数を記載すること。
- g 項番7「オフ・バランスシートの資産の合計（5 + 6）」の項には、項番5及び項番6の項に計上される額の合計額を記載すること。
- h 項番8「合計（4 + 7）」の項には、項番4及び項番7の項に計上される額の合計額を記載すること。
- i それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。

- j イ欄及びロ欄には、引当金の控除前かつ自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のエクスポージャー額を記載すること。また、当該額は、自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法及び CCF の適用前の額とすること。
- k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。
- l ハ欄には、項番 1 から項番 8 までのそれぞれに対応するものとして計上される引当金の合計額を記載すること。
- m ニ欄には、イ欄及びロ欄の合計額から、ハ欄の額を控除した額を記載すること。
- n 「オン・バランスシートの資産」の項番 1 から項番 4 までの項ニ欄の額は、それぞれ第六面の項番 1 から項番 4 までの項イ欄及びロ欄の合計額と一致する。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第五面)

(単位：百万円)

CR 2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動			
項番			額
1	前期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高		
2	貸出金・有価証券	デフォルトした額	
3	等（うち負債性のもの）の当期中の	非デフォルト状態へ復帰した額	
4		償却された額	
5	要因別の変動額	その他の変動額	
6	当期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高（1 + 2 - 3 - 4 + 5）		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

b 項番1「前期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高」の項には、前期末時点においてデフォルト状態にある貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のエクスポージャー額（自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。（「貸出金」は第四面の項番1「貸出金」の項に計上される資産を、「有

価証券等（うち負債性のもの）」は同面の項番2「有価証券（うち負債性のもの）」及び項番3「その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）」の項に計上される資産を指すものとする。以下この面において同じ。）

- c 項番2「デフォルトした額」の項には、当期中に新たにデフォルト事由が生じた貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）につき、当該デフォルト事由が生じた時点のエクスポージャー額（自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。ただし、一の債務者又はエクスポージャーにつき、当期中に複数回デフォルト事由が発生している場合にあっては、最後のデフォルト事由のみを対象に集計すること。
- d 項番3「非デフォルト状態へ復帰した額」の項には、項番1及び項番2の項に計上されている貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のうち、当期中にデフォルト事由が全て解消されたものにつき、最初にデフォルト事由が全て解消された時点のエクスポージャー額（自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。
- e 項番4「償却された額」の項には、項番1及び項番2の項に計上されている貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のうち、当期中に（当期中にデフォルト事由が全て解消された場合にあっては、最初にデフォルト事由が全て解消された時点までの間に）償却された額（部分直接償却を含む。）を記載すること。
- f 項番5「その他の変動額」の項には、合計額が一致するために必要な調整額（負の場合には負数）を記載すること。なお、当該変動額の発生要因のうちの主なものについて説明を付すこと（「デフォルト状態にあるエクスポージャーの回収による残高減少」「デフォルト状態にあるエクスポージャーの売却による残高減少」「デフォルト期間中の追加与信」等）。
- g 項番6「当期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高（ $1 + 2 - 3 - 4 + 5$ ）」の項には、当期末時点においてデフォルト状態にある貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のエクスポージャー額（自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。
- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第六面)

(単位：百万円)

CR3：信用リスク削減手法						
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		非保全エクスポージャー	保全されたエクスポージャー	担保で保全されたエクスポージャー	保証で保全されたエクスポージャー	クレジット・デリバティブで保全されたエクスポージャー
1	貸出金					
2	有価証券(負債性のもの)					
3	その他オン・バランスシートの資産(負債性のもの)					
4	合計 (1 + 2 + 3)					
5	うちデフォルトしたもの					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a 項番1「貸出金」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。
- b 項番2「有価証券（負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。
- c 項番3「その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、貸借対照表又は連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及び特定取引勘定に属する資産を除く。）。
- d 項番4「合計（1＋2＋3）」の項には、項番1から項番3までの項に計上される額の合計額を記載すること。
- e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1＋2＋3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。
- f それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。
- g イ欄からホ欄までには、引当金の控除後のエクスポージャー額を記載すること。
- h イ欄には、エクスポージャーの全部が、自金融機関の採用する手法（標準的手法又は内部格付手法）において有効とされる担保、保証又はクレジット・デリバティブ（信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）として利用しない又は利用できないものを含む。）によって保全されていない場合には、当該エクスポージャーの額の合計額を記載すること。
- i ロ欄には、エクスポージャーの全額から、イ欄の額を控除した額を記載すること。
- j ハ欄からホ欄までには、エクスポージャーの一部又は全部が自金融機関の採用する手法（標準的手法又は内部格付手法）において有効とされる担保、保証又はクレジット・デリバティブ（信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、信用リスク削減手法として利用し

ない又は利用できないものを除く。)によって保全されている額(エクスポージャーの額を超過する部分を除いたヘアカット考慮後の保全実行により回収が見込まれる額)を記載すること。

k 項番1から項番4までの項のイ欄及びロ欄の額は、それぞれ第四面の「オン・バランスシートの資産」の項番1から項番4までの項ニ欄の額と一致する。

l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第七面)
(単位：百万円、%)

CR 4 : 標準的手法-信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		CCF・信用リスク削減手法 適用前のエクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法 適用後のエクスポージャー		信用リスク・ アセットの額	リスク・ウェ イトの加重平 均値 (RWA density)
	資産クラス	オン・バラン スシートの額	オフ・バラン スシートの額	オン・バラン スシートの額	オフ・バラン スシートの額		
1 a	日本国政府及び日本銀行向け						
1 b	外国の中央政府及び中央銀行向け						
1 C	国際決済銀行等向け						
2 a	我が国の地方公共団体向け						
2 b	外国の中央政府等以外の公共部門向け						
2 c	地方公共団体金融機構向け						
2 d	我が国の政府関係機関向け						
2 e	地方三公社向け						
3	国際開発銀行向け						
4	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会 社向け						
	うち、第一種金融商品取引業者及び保険会 社向け						

5	カバード・ボンド向け						
6	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）						
	うち、特定貸付債権向け						
7 a	劣後債権及びその他資本性証券等						
7 b	株式等						
8	中堅中小企業等向け及び個人向け						
	うち、トランザクター向け						
9	不動産関連向け						
	うち、自己居住用不動産等向け						
	うち、賃貸用不動産向け						
	うち、事業用不動産関連						
	うち、その他不動産関連						
	うち、A D C 向け						
10a	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）						
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞						
11a	現金						
11b	取立未済手形						
	信用保証協会等による保証付						

	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
12	合計						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄からニ欄までには、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。

b イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。

c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCF を適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

d ハ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額を記載すること。

e ニ欄には、CCF を適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額を記載すること。

f ヘ欄には、ホ欄の額をハ欄及びニ欄の合計額で除して得た比率を記載すること。

- g 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第二百二十七条若しくは第二百二十九条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第四百八条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有するときには、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株式等」の項を除き、その記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。
- h 項番1a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番1b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番1c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番2a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- l 項番2b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- m 項番2c「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- n 項番2d「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

- o 項番 2 e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- p 項番 3「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- q 項番 4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。
- r 項番 4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- s 項番 5「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第四十条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- t 項番 6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー（同条第三項の規定により 85 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（同条四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十二条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番 8 に該当するものは含めないものとする。
- u 「法人等向け うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- v 項番 7 a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第四十七条の五の規定により 150 パーセントのリスク・ウェ

イトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第五十三条の三の二の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部 T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。

w 項番 7 b「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項の規定により 250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。

x 項番 8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十四条第一項及び第三項の規定により 75 パーセント又は 45 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。

y 「中堅中小企業等向け及び個人向け うち、トランザクター向け」の項には、自己資本比率告示第四十四条第三項の規定により 45 パーセントのリスク・ウェイトが適用される個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

z 項番 9「不動産関連向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十五条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）、賃貸用不動産向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）、事業用不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条第一項に規定する事業用不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）、その他不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条の二第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）及び A D C 向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条の三に規定する A D C 向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 9 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa 「不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

bb 「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

cc 「不動産関連向け うち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

dd 「不動産関連向け うち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

- ee 「不動産関連向けのうち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- ff 項番10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- gg 項番 10b「自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- hh 項番 11a「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。
- ii 項番 11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- jj 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- kk 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- ll 項番 12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第八面の二の項番 11「合計」の項ニ欄の額と一致する。
- mm 項番 12「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番 2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。
- nn この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- oo この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- pp この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(第八面)

(単位：百万円)

CR 5 a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー									
項 番	リスク・ウェイト 資産クラス	信用リスク・エクスポージャーの額（C C F・信用リスク削減手法適用後）							
		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	
1 a	日本国政府及び日本銀行向け								
1 b	外国の中央政府及び中央銀行向け								
1 c	国際決済銀行等向け								
2 a		0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
	我が国の地方公共団体向け								
2 b	外国の中央政府等以外の公共部門向け								
2 c	地方公共団体金融機構向け								
2 d	我が国の政府関係機関向け								
2 e	地方三公社向け								
3		0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
	国際開発銀行向け								

4		20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け									
	うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け									

5		10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
	カバード・ボンド向け									

6		20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）										
	うち、特定貸付債権向け										

7 a		100%	150%	250%	400%	その他	合計
	劣後債権及びその他資本性証券等						
7 b	株式等						

	45%	75%	100%	その他	合計
--	-----	-----	------	-----	----

8	中堅中小企業等向け及び個人向け									
9 a		20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合計
	不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向け									
		20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%			その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									
9 b		30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
	不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向け									
		30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									
9 c		70%	90%	110%	150%			その他	合計	
	不動産関連向けのうち、事業用不動産関連									

		70%	112.5%			その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの						
9 d		60%		その他		合計	
	不動産関連向け　うち、その他不動産関連						
		60%		その他		合計	
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの						
9 e		100%	150%	その他		合計	
	不動産関連向け　うち、A D C 向け						
10a		50%	100%	150%	その他		合計
	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）						
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞						

		0%	10%	20%	その他	合計
11a	現金					
11b	取立未済手形					
	信用保証協会等による保証付					
	株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面には、自己資本比率告示第四章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額を記載すること。

b 内部格付手法を採用した場合は、自己資本比率告示第二百二十七条若しくは第二百二十九条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第四百四十八条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株式等」の項を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考え

られる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

- c 項番 1 a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番 1 b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- e 項番 1 c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番 2 a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番 2 b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番 2 c「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番 2 d「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番 2 e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番 3「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- 1 項番 4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十

条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。)、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー(自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)並びに保険会社向けエクスポージャー(自己資本比率告示第四十一条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。

m 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向けのうち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

n 項番5「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第四十条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

o 項番6「法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー(同条第三項の規定により85パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等(同条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。)向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー(自己資本比率告示第四十二条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)を含む。)に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。

p 「法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)」のうち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

q 項番7a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第四十七条の五の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第五十三条の三の二の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第七条の規定により、劣後債権及びその他資本性証券に150パーセント以外のリスク・ウェイトを適用する場合は、実際に適用されるリスク・ウェイトの欄を追加し、当該欄に当該劣後債権及びその他資本性証券に係る額を記載すること。

r 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの(同条第二項各号に掲げるものをいう。)及び株式等エクスポージャーに係る額を記

載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば400%の欄に、それ以外の投資であれば250%の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

s 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十四条第一項及び第三項の規定により75パーセント又は45パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。

t 項番9a「不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十五条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

u 「不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向けのうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第四十五条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

v 項番9b「不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

w 「不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向けのうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

x 項番9c「不動産関連向けのうち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条第一項に規定する事業用不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9cに計上

しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

y 「不動産関連向けのうち、事業用不動産関連のうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第四十七条第三項において準用する自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

z 項番 9 d「不動産関連向けのうち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条の二第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 9 d に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa 「不動産関連向けのうち、その他不動産関連のうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位以下であるその他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

bb 項番 9 e「不動産関連向けのうち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条の三に規定するADC向けエクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番 9 e に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

cc 項番 10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

dd 項番 10b「自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ee 項番 11a「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

ff 項番 11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

gg 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項

に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

hh 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ii この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

jj この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第八面の二)

(単位：百万円)

CR 5 b：標準的手法ーリスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーと C C F					
項番	リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ
		オン・バランスシートのエ クスポージャーの額	オフ・バランスシートのエ クスポージャーの額	C C F の加重平均値	信用リスク・エクスポー ジャーの額（C C F ・信用リ スク削減手法適用後）
1	40%未満				
2	40%—70%				
3	75%				
	80%				
4	85%				
5	90%—100%				
6	105%—130%				
7	150%				
8	250%				
9	400%				
10	1250%				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a イ欄、ロ欄及びニ欄には、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。
- b イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。
- c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。
- d ハ欄には、CCFを適用し、信用リスク削減手法の効果を勘案する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額をロ欄の額で除して得た比率を記載すること。
- e ニ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びCCFを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額を記載すること。
- f 内部格付手法を採用した場合は、自己資本比率告示第二百二十七条若しくは第二百二十九条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第四百四十八条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、当該株式等エクスポ

ージャーに係る係数を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

- g 項番1「40%未満」の項には、40パーセント未満のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- h 項番2「40%—70%」の項には、40パーセント以上70パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番3「75%」の項には、75パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 「80%」の項には、80パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番4「85%」の項には、85パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番5「90%—100%」の項には、90パーセント以上100パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- m 項番6「105%—130%」の項には、105パーセント以上130パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- n 項番7「150%」の項には、150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- o 項番8「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第五十三条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- p 項番9「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第二号（同条第四項において準用する場合

を含む。)に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

q 項番 10「1250%」の項には、1,250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

r 項番 11「合計」の項ニ欄の額は、第七面の項番 12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。

s この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

t この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第九面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6 : 内部格付手法-ポートフォリオ及びデフォルト率 (PD) 区分別の信用リスク・エクスポージャー													
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
項番	PD 区分	オン・ バラン スシー ト・グ ロスエ クスポ ージャ ーの額	CCF・信 用リス ク削減 手法適 用前の オフ・ バラン スシー ト・エ クスポ ージャ ーの額	平均 CCF	CCF・信 用リス ク削減 手法適 用後 EAD	平均PD	債務者 の数	平均 LGD	平均残 存期間	信用リ スク・ アセッ トの額	リス ク・ウ ェイト の加重 平均値 (RWA densit y)	EL	適格引 当金
	ソブリン向けエクスポージャー												
1	0.00 以上 0.15 未満												
2	0.15 以上 0.25 未満												
3	0.25 以上 0.50 未満												
4	0.50 以上 0.75 未満												
5	0.75 以上 2.50 未満												
6	2.50 以上 10.00 未満												

7	10.00 以上 100.00 未満												
8	100.00 (デフォルト)												
9	小計												
	金融機関等向けエクスポージャー												
	(略)												
...													
	(略)												
合計 (全てのポートフォリオ)													

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される計数を記載すること（標準的手法を適用するポートフォリオについては、この面における開示の対象外とする。）。

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポージャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十八条第一項第二号に掲げる PD/LGD 方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、(7)購入債権（事業法人等向け）、(8)購入債権（リテール向け）、(9)適格リボルビング型リテール向け

エクスポージャー、(10)居住用不動産向けエクスポージャー及び(11)その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び(4)から(11)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

- c 購入債権に係るポートフォリオにおいて、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合には、ポートフォリオの区分を「購入債権（デフォルト・リスク相当部分）」と「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に分け、「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に係る区分においては項の名称を適切な名称に置き換えること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。
- d 先進的内部格付手法を採用した場合にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用している場合には、内部格付手法ごとに面を分けて作成すること。
- e 自金融機関における債務者格付又はプールの区分にかかわらず、エクスポージャーに適用した PD 推計値に基づき、当該エクスポージャーをこの面の対応する「PD 区分」に割り当てること（「PD 区分」のレンジの設定は変更しないこと。）。
- f イ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除前かつ自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。また当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前のエクスポージャーの額とすること。
- g ロ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除前かつ CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCF を適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。
- h ハ欄には、オフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額に係る加重平均 CCF（CCF 適用前かつ信用リスク削減手法の効果を勘案する

前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額に対する、CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案する前のエクスポージャーの合計額の割合)を記載すること。

i ニ欄には、CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD を記載すること。

j ホ欄には、PD の値を CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。

k ヘ欄には、RWA 計算基準日時点における債務者の数を記載すること。概数を記載する場合には、その記載方針についても併せて説明すること。リテール向けエクスポージャーのポートフォリオについては、PD 推計にデフォルトした債権の数を用いている場合、債務者の数に代えて債権の数で開示することができる(債権の数で開示する場合には説明を付すこと)。

l ト欄には、LGD の値を CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。LGD は、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の LGD とする。

m チ欄には、自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている取引のマチュリティを CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。当該欄は、RWA 計算においてマチュリティ情報が使用される場合にのみ記載すること。

n b(6)のポートフォリオ区分を記載する場合において、リ欄には、自己資本比率告示第百四十八条第九項の規定により算出した信用リスク・アセットの額に、ル欄の額に 1250 パーセントを乗じた額を加算した額を記載すること。

o ス欄には、リ欄の額をニ欄の額で除して得た値を記載すること。

p ル欄には、自己資本比率告示第百三十一条の規定により算出された期待損失額を記載すること。

q ヲ欄には、適格引当金の額を記載すること(PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポージャーについては、斜線を付すこと)。

r 「合計(全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額並びに第十三面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVCRE)以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVCRE)」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク うち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。

- s この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- t この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- u この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- v この面に記載する件数及び期間は、この面で指定された単位で記載し、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- w この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(第十面)

(単位：百万円)

CR 7：内部格付手法-信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響			
項番	ポートフォリオ	イ	ロ
		クレジット・デリバティブ勘案前の信用リスク・アセットの額	実際の信用リスク・アセットの額
1	ソブリン向けエクスポージャー-FIRB		
2	ソブリン向けエクスポージャー-AIRB		
3	金融機関等向けエクスポージャー-FIRB		
4	金融機関等向けエクスポージャー-AIRB		
5	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）-FIRB		
6	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）-AIRB		
7	特定貸付債権-FIRB		
8	特定貸付債権-AIRB		
9	リテール-適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー		
10	リテール-居住用不動産向けエクスポージャー		
11	リテール-その他リテール向けエクスポージャー		
12	購入債権-FIRB		
13	購入債権-AIRB		
14	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・ア

セットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される計数を記載すること（標準的手法を適用するポートフォリオについては、この面における開示の対象外とする。）。
- b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番 1 から項番 8 まで、項番 12 及び項番 13 については、適用手法（基礎的内部格付手法（FIRB）及び先進的内部格付手法（AIRB））別に計数を記載すること。
- c イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）としてクレジット・デリバティブを利用しないと仮定した場合（信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブを現に利用していない場合を含む。）の信用リスク・アセットの額の合計額を記載すること。
- d ロ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の信用リスク・アセットの額の合計額を記載すること。
- e 必要に応じて、クレジット・デリバティブに係る信用リスク削減手法の効果について説明を付すこと。
- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- h この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

CR8：内部格付手法を適用した信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表		
項番		信用リスク・アセットの額
1	前期末時点における信用リスク・アセットの額	
2	当期中の要因別の変動額	資産の規模
3		ポートフォリオの質
4		モデルの更新
5		手法及び方針
6		買収又は売却
7		為替の変動
8		その他
9	当期末時点における信用リスク・アセットの額	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される信用リスク・アセットの額に係る計数を記載すること（標準的手法を適用するエクスポージャーについては、この面における開示の対象外とする。）。
- b 項番2「資産の規模」の項には、会計上の総資産の本質的な変動（新規事業の取組による資産の増加及び債権の満期到来による資産の減少を含み、事業体の取得又は売却に伴う資産の変動は含まない。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- c 項番3「ポートフォリオの質」の項には、債務者及び案件の信用リスクの変化（格付区分の遷移又はこれに類似した影響等）により、保有するポートフォリオの質に対する自金融機関の評価が変動することに起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- d 項番4「モデルの更新」の項には、モデルの導入、モデルの利用範囲の変更又はモデルの欠陥に対処するための変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載す

ること。

- e 項番 5「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更又は新たな規制の導入等による計算手法の変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- f 項番 6「買収又は売却」の項には、事業体の取得又は売却による会計上の資産規模の変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- g 項番 7「為替の変動」の項には、為替変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- h 項番 8「その他」の項には、項番 2 から項番 7 までに掲げる項目以外の要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については、必要に応じて項番 7 と項番 8 との間に項を追加した上、当該要因及び当該要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。
- i 「当期中の要因別の変動額」の項番 2 から項番 8 までの項については、変動額が負の場合には負数を記載すること。
- j 「当期中の要因別の変動額」の項番 2 から項番 8 までの項については、自金融機関による合理的な見積りに基づいて変動額を記載することができる。ただし、当該見積りに当たって用いた手法や前提等について、説明を付すこと。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l 開示に使用する額の単位については、当期末におけるリスク・アセットの額を 100 で除した額（最大でも 1000 億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- m この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(第十二面)

(単位：％、件)

CR 9：内部格付手法-ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のバック・テスト													
イ	ロ	ハ					ニ	ホ	ヘ		ト	チ	リ
ポートフォリオ	PD 区分	相当する外部格付					加重平均 PD (EAD 加重)	相加平均 PD	債務者の数		期中にデフォルトした債務者の数	うち、期中にデフォルトした新たな債務者の数	過去の年平均デフォルト率 (5 年間)
		S&P	Mood y' s	Fitc h	R&I	JCR			前期末	当期末			
ソブリン													
金融機関等													
事業法人													
特定貸付債権													
...													

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面において自己資本比率告示第二百十七条の比較及び検証（以下「バック・テスト」 という。）の結果を記載する内部モデル（内部格付制度及びプール区分制度）の範囲は、自己資本比率規制上の連結の範囲全体で使用される主要なモデルとする。
- b 先進的内部格付手法を採用した場合にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用している場合、それぞれ面を分けて作成すること。
- c イ欄については、どのポートフォリオに係るバック・テストの結果を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）、(4)特定貸付債権、(5)株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十八条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、(6)購入債権（事業法人等向け）、(7)購入債権（リテール向け）、(8)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、(9)居住用不動産向けエクスポージャー及び(10)その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。上記(3)から(6)まで（同一の内部格付制度を用いている場合に限る。）のポートフォリオ区分並びに(1)、(2)及び(7)から(10)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分（(6)のうちトップ・ダウン・アプローチを採用しているものを除く。）のうち任意の二以上のポートフォリオを統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。
d ロ欄には、各金融機関において適切なPD推計値に係る区分を設定すること。なお、当該区分を設定するに当たり、以下の追加的な取扱いを設けるが、設定したそれぞれのPD区分について、どのような取扱いとしているかにつき説明及び理由を明記すること。
 - (1) c(1)及び(2)のそれぞれのポートフォリオにおいては、自金融機関が付与した複数の内部格付（異なる格付帯）を一の項に集約することができる。

- (2) c(3)から(6)までのそれぞれのポートフォリオにおいては(これらのポートフォリオ区分のうち二以上のポートフォリオを統合する場合を含む。)、自金融機関が付与した複数の内部格付(異なる格付帯)を集約することができるが、各ポートフォリオ(又は統合後のポートフォリオ)において五以上のPD区分を設定すること。ただし、全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分は、c(3)から(6)までについて、五以上のPD区分を設定することを要しない。
- e ハ欄には、リテール向けエクスポージャー以外のポートフォリオの場合には、適格格付機関による外部格付のうち、当該PD区分に相当する当該適格格付機関の外部格付(又は外部格付の区分)を記載すること(リテール向けエクスポージャーに係るポートフォリオの項には、斜線を付すこと。。「S&P」の欄にはS&Pグローバル・レーティング、「Moody's」の欄にはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、「Fitch」の欄にはフィッチレーティングスリミテッド、「R&I」の欄には株式会社格付投資情報センター、「JCR」の欄には株式会社日本格付研究所による外部格付(又は外部格付の区分)をそれぞれ記載すること。
- f ニ欄には、PDの値をCCF(自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。)適用後かつ信用リスク削減手法(自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。)の効果を勘案した後のEADにより加重平均した値を記載すること。
- g ホ欄には、債務者別のPDにおける推計PDの単純平均値を記載すること。
- h ヘ欄のうち、「前期末」の欄には前期末の債務者の数を、「当期末」の欄には当期末の債務者の数を記載すること。
- i ト欄には、当期中にデフォルトした債務者の数を記載すること。
- j チ欄には、当期中にデフォルトした債務者であって、前期末時点で信用供与されていない債務者の数を記載すること。
- k c(7)から(10)までのポートフォリオ区分を記載する場合において、ヘ欄からチ欄までには、PD推計にデフォルトした債権の数を用いているときは、債務者の数に代えて債権の数で開示することができる(債権の数で開示する場合にあっては、その旨を明記すること。)
- l リ欄には、年間の実績デフォルト率の直近5年間の平均値を記載すること。ただし、自金融機関の実際のリスク管理実務と整合している直近5年間より長期間の実績デフォルト率の平均値を記載することができる。その場合にあっては、その旨を明記すること。
- m a に規定する主要なモデルのそれぞれについて、その適用範囲がどのように決定されたかを説明すること。当該説明には、ポートフォ

リオ別に、各内部モデルが対象とする信用リスク・アセットの額の割合を含めること。この場合において、主要なモデルは、格付付与モデル及びPD 推計モデルを含むものとする。

- n 報告期間においてバック・テストの結果に問題が生じる等、PD 推計上の課題が検出された場合には、その主な要因につき説明を付すこと。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する比率等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- p この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- q この面に記載する件数は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- r この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(第十三面)

(単位：百万円、%)

CR10：内部格付手法—特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランス シート の額	オフ・バ ランス シート の額	リス ク・ウェ イト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リ スク・ア セット の額	期待損 失
					PF	OF	CF	IPRE	合計		
優（Strong）	2.5 年未 満			50%							
	2.5 年以 上			70%							
良（Good）	2.5 年未 満			70%							
	2.5 年以 上			90%							
可（Satisfactory）				115%							
弱い（Weak）				250%							

デフォルト (Default)				—							
合計				—							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランス シート の額	オフ・バ ランス シート の額	リ ス ク・ウェ イト		エクス ポー ジャー の 額（EAD）	信用リ スク・ア セット の額	期待損 失			
優（Strong）	2.5 年未 満			70%							
	2.5 年以 上			95%							
良（Good）	2.5 年未 満			95%							
	2.5 年以 上			120%							
可（Satisfactory）				140%							
弱い（Weak）				250%							
デフォルト (Default)				—							
合計				—							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）に係る計数を記載すること。
- b ヘ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。
- c ニ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。
- d ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案後のエクスポージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。
- e 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額と一致する。
- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

- h この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- i この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(第十四面)

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		RC	PFE	実効 EPE	規制上の エクスポ ージャー の算定に 使用され る α	信用リス ク削減手 法適用後 のエクス ポージャ ー	リスク・ア セットの 額
1	SA-CCR				1.4		
2	期待エクスポ ージャー方式						
3	信用リスク削減 手法における簡 便手法						
4	信用リスク削減 手法における包 括的手法						
5	エクスポージャ ー変動推計モデ ル						
6	合計						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「SA-CCR」の項には、自己資本比率告示第五十七条の規定によりSA-CCRを用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第五十七条第二項及び第十七項の規定により算出する額を、ロ欄については自己資本比率告示第五十七条の第六項及び第十八項の規定により算出する額を、ニ欄については「1.4」を、それぞれ記載すること。

- b 項番2「期待エクスポージャー方式」の項には、自己資本比率告示第五十九条の規定により期待エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、ハ欄については自己資本比率告示第五十九条第二項第二号の規定により算出した額を、ニ欄については自己資本比率告示第五十九条第二項第一号の算式において用いる α 又は自己資本比率告示第五十九条第四項の規定により独自に推計した α を、それぞれ記載すること。
- c 項番3「信用リスク削減手法における簡便手法」の項には、自己資本比率告示第四章第六節第四款に定める簡便手法により算出した額を記載すること。
- d 項番4「信用リスク削減手法における包括的手法」の項には、自己資本比率告示第四章第六節第三款に定める包括的手法（ただし、同款第七目の規定により算出する額を除く。）により算出した額を記載すること。
- e 項番5「エクスポージャー変動推計モデル」の項には、自己資本比率告示第二百二十六条の規定により算出した額を記載すること。
- f 項番6「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。
- g ホ欄には、自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自己資本比率告示第五十六条第五項（自己資本比率告示第百三十九条第七項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりCVAの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。
- h 項番6「合計」の項へ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- i この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- j この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第十五面)

(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA			
項番		イ	ロ
		構成要素の額	BA-CVAによるCVA リスク相当額
1	CVAリスクのうち取引 先共通の要素		
2	CVAリスクのうち取引 先固有の要素		
3	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「CVAリスクのうち取引先共通の要素」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における K_{reduced} の算式において、 ρ を一と仮定した場合に算出される K_{reduced} の値を記載する。
- b 項番2「CVAリスクのうち取引先固有の要素」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における K_{reduced} の算式において、 ρ を零と仮定した場合に算出される K_{reduced} の値を記載する。
- c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を記載すること。
- d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

g この面は、自金融機関が限定的なB A－C V Aを用いてC V Aリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(第十五面の二)

(単位：百万円)

CVA 2：完全なBA-CVA		
項番		イ
		CVAリスク相当額
1	K Reduced	
2	K Hedged	
3	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の三の三に定める K_{reduced} の値に割引係数 ($DS_{\text{BA-CVA}}$) 0.65 を乗じて得た額を記載すること。

b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数 ($DS_{\text{BA-CVA}}$) 0.65 を乗じて得た額を記載すること。

c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

g この面は、自金融機関が完全なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(第十五面の三)

(単位：百万円、先数)

CVA3：SA-CVAのCVAリスク相当額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		CVAリスク相当額	取引相手方の先数
1	金利リスク		
2	外国為替リスク		
3	参照先のクレジット・スプレッド・リスク		
4	株式リスク		
5	コモディティ・リスク		
6	取引相手方のクレジット・スプレッド・リスク		
7	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 項番1から項番6までの項イ欄の額には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を記載すること。
- 項番7「合計」の項イ欄の額には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。
- 項番7「合計」の項ロ欄の額には、SA-CVAによるCVAリスク相当額の算出対象となる取引相手方の先数を記載すること。
- この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数がある

ときはこれを切り捨てること。

- g この面は、自金融機関が $SA-CVA$ を用いて CVA リスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(第十五面の四)

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのCVAリスク相当額の変動表		
項番		CVAリスク相当額
1	前期末	
2	当期末	
	変動事由の説明	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百五十三条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- b 項番1「前期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項ニ欄の額と一致する。
- c 項番2「当期末」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- d 項番2「当期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。
- e この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f 「変動事由の説明」の項には、当期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）及び定量的な情報を含めること。
なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合は、当該欄は記載することを要しない。
- g 項番1「前期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。
- h この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(第十六面)

(単位：百万円)

CCR 3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー															
項番	業種	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）													
		0%	10%	20%	30%	40%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け														
2	外国の中央政府及び中央銀行向け														
3	国際決済銀行等向け														
4	我が国の地方公共団体向け														
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け														
6	国際開発銀行向け														
7	地方公共団体金融機構向け														
8	我が国の政府関係機関向け														
9	地方三公社向け														
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け														

11	法人等向け														
12	中小企業等向け及び個人向け														
13	上記以外														
14	合計														

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄からカ欄までには、自己資本比率告示第四章第六節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額を記入すること。
- b 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第二百二十七条若しくは第二百二十九条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合には、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる（当該記載を省略した場合においては、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載するものとする。）。
- c 項番1「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番2「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- e 項番3「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番5「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額

を記載すること。

- h 項番 6「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番 7「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番 8「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番 9「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番 10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。
- m 項番 11「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番 12 に該当するものは含まないものとする。
- n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等（自己資本比率告示第四十二条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。）向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十四条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第十七面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CCR 4：内部格付手法-ポートフォリオ別及び PD 区分別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー								
項 番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	PD 区分	EAD(信用リスク削減効果勘案後)	平均 PD	取引相手方の数	平均 LGD	平均残存期間	信用リスク・アセット	リスク・ウェイトの加重平均値 (RWA density)
	ソブリン向けエクスポージャー							
1	0.00 以上 0.15 未満							
2	0.15 以上 0.25 未満							
3	0.25 以上 0.50 未満							
4	0.50 以上 0.75 未満							
5	0.75 以上 2.50 未満							
6	2.50 以上 10.00 未満							
7	10.00 以上 100.00 未満							
8	100.00 (デフォルト)							
9	小計							
	金融機関等向けエクスポージャー							
	(略)							
...								
	(略)							

合計（全てのポート フォリオ）						
--------------------	--	--	--	--	--	--

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 から項番 8 までの PD の範囲に応じて、リスク・アセットの計算に使用する PD を基に、取引相手方のエクスポージャーごとに、それぞれの計数を集計すること。
- b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ただし、ポートフォリオ区分には、少なくとも(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー及び(3)事業法人向けエクスポージャーを含むものとする。
- c 先進的内部格付手法を採用した場合にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用している場合、それぞれ面を分けて作成すること。
- d イ欄には、自己資本比率告示第四章第六節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD の額を記載すること。
- e ロ欄には、PD の値をイ欄の額により加重平均した値を記載すること。
- f ハ欄には、該当する PD の範囲にある取引相手の数を記載すること。概数を記載する場合には、その記載方針についても併せて説明すること。
- g ニ欄には、LGD の値をイ欄の額により加重平均した値を記載すること。
- h ホ欄には、自己資本比率告示の規定により信用リスク・アセットの額の算出に用いられている取引のマチュリティをイ欄の額により加重平均した値を記載すること。
- i ヘ欄には、内部格付手法により算出した信用リスク・アセットの額を記載すること。
- j ト欄には、ヘ欄の額をイ欄の額で除して得た値を記載すること。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- m この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- n この面に記載する件数及び期間は、この面で指定された単位で記載し、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

- この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(第十八面)

(単位：百万円)

CCR 5：担保の内訳							
項 番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		派生商品取引で使用される担保				レポ形式の取引で使用される担保	
		受入担保の公正価値		差入担保の公正価値		受入担保 の公正価 値	差入担保 の公正価 値
		分別管理 されてい る	分別管理 されてい ない	分別管理 されてい る	分別管理 されてい ない		
1	現金（国内通貨）						
2	現金（外国通貨）						
3	国内ソブリン債						
4	その他ソブリン債						
5	政府関係機関債						
6	社債						
7	株式						
8	その他担保						
9	合計						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自金融機関が行う派生商品取引又はレポ形式の取引において使用される担保の額につき、自己資本比率告示第四章第六節第三款第二目に定める標準的ボラティリティ調整率(エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率を除く。)を勘案した後の額を記載すること（イ欄、ロ欄及びホ欄にはボラティリティ調整率を控除した後の額を、ハ欄、ニ欄及びヘ欄にはボラティリティ調整

率を加算した後の額をそれぞれ記載すること。)

- b イ欄及びハ欄には、取引相手方以外の第三者において分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられている担保に係る額を記載すること。
- c ロ欄及びニ欄には、イ欄及びハ欄に該当するもの以外の担保に係る額を記載すること。
- d ホ欄及びヘ欄には、レポ形式の取引で使用する担保について現金及び有価証券の双方の額（超過担保を差し入れている場合又は受け入れている場合には、超過額を含めた額）をそれぞれ記載すること。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第十九面)

(単位：百万円)

CCR 6：クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー			
項 番		イ	ロ
		購入したプロテクシ ョン	提供したプロテクシ ョン
	想定元本		
1	シングルネーム・クレジット・デフォ ルト・スワップ		
2	インデックス・クレジット・デフォ ルト・スワップ		
3	トータル・リターン・スワップ		
4	クレジットオプション		
5	その他のクレジット・デリバティブ		
6	想定元本合計		
	公正価値		
7	プラスの公正価値（資産）		
8	マイナスの公正価値（負債）		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 項番 1 から項番 5 までの項には、商品ごとの想定元本の額を記載すること。
- 項番 6 「想定元本合計」の項には、項番 1 から項番 5 までの項に計上される額の合計額を記載すること。
- 項番 7 「プラスの公正価値（資産）」及び項番 8 「マイナスの公正価値（負債）」の項には、それぞれ正の時価の合計額及び負の時価の合計額を記載すること。
- この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第二十面)

CCR 7 :期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表		
項番		信用リスク・アセットの額
1	前期末時点における信用リスク・アセットの額	
2	当期中 の要因 別の変 動額	資産の規模
3		取引相手方の信用力
4		モデルの更新（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）
5		手法及び方針（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）
6		買収又は売却
7		為替の変動
8		その他
9	当期末時点における信用リスク・アセットの額	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 2 「資産の規模」の項には、会計上の総資産の本質的な変動（新規事業の取組による資産の増加及び債権の満期到来による資産の減少を含み、事業体の取得又は売却に伴う資産の変動を除く。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- b 項番 3 「取引相手方の信用力」の項には、自金融機関における信用リスク管理の枠組みにおいて、自金融機関が採用する手法に基づき計測された取引相手方の信用力の変化に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- c 項番 4 「モデルの更新（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）」の項には、期待エクスポージャー方式の導入、当該方式の適用する範囲の変更又は当該方式の欠陥に対処するための変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。ただし、期待エクスポージャー方式に係る変動に限るものとする。
- d 項番 5 「手法及び方針（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）」の項には、当局による規制の変更又は新たな規制の導入等による計算手法の変更に起因する信用リ

スク・アセットの額の変動額を記載すること。ただし、期待エクスポージャー方式に係る変動に限るものとする。

- e 項番6「買収又は売却」の項には、事業体の取得又は売却による会計上の資産規模の変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- f 項番7「為替の変動」の項には、為替変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- g 項番8「その他」の項には、項番2から項番7までに掲げる項目以外の要因（内部格付手法の見直しに係る変動を含む。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番7と項番8との間に項を追加した上、当該要因及び当該要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。
- h 項番9「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- i この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- j 開示に使用する額の単位については、当期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- k この面は、与信相当額の算出に当たり期待エクスポージャー方式を用いていない場合には作成することを要しない。

(第二十一面)

(単位：百万円)

CCR 8：中央清算機関向けエクスポージャー			
項 番		イ	ロ
		中央清算機関向け エクスポージャー (信用リスク削減 手法適用後)	リスク・アセットの 額
1	適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）		
2	適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）		
3	（i）派生商品取引（上場以外）		
4	（ii）派生商品取引（上場）		
5	（iii）レポ形式の取引		
6	（iv）クロスプロダクト・ネットティングが承認された場合のネットティング・セット		
7	分別管理されている当初証拠金		
8	分別管理されていない当初証拠金		
9	事前拠出された清算基金		
10	未拠出の清算基金		
11	非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）		
12	非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）		
13	（i）派生商品取引（上場以外）		
14	（ii）派生商品取引（上場）		
15	（iii）レポ形式の取引		

16	(iv) クロスプロダクト・ネット ティングが承認された場合のネ ッティング・セット		
17	分別管理されている当初証拠金		
18	分別管理されていない当初証拠金		
19	事前拋出された清算基金		
20	未拋出の清算基金		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項には、項番 2、項番 8、項番 9 及び項番 10 に計上される額の合計額を記載すること。
- b 項番 2 から項番 6 までの「適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の七第二項第一号に規定する適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー並びに自己資本比率告示第二百五十三条の七第二項第二号及び第三項に規定する直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーに係る計数を、該当する項目ごとにそれぞれ記載すること。
- c 項番 7 及び項番 17「分別管理されている当初証拠金」の項には、中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられている差入当初証拠金の額を記載すること。
- d 項番 8 及び項番 18「分別管理されていない当初証拠金」の項には、項番 7 及び項番 17 に該当するもの以外の差入当初証拠金に係る額を記載すること。
- e 項番 9 及び項番 19「事前拋出された清算基金」の項には、清算基金のうち、報告基準日時点までに拋出している額に係る額を記載すること。
- f 項番 10 及び項番 20「未拋出の清算基金」の項には、清算基金のうち、報告基準日時点において未拋出の額を記載すること。ただし、額が定まっていない場合には、各項を空欄とするとともに、額が定まっていない理由の説明を付すこと。
- g 項番 11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項には、項番 12、項番 18、項番 19 及び項番 20 に計上される額の合計額を記載すること。
- h 項番 12 から項番 16 までの「非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の七第一項に

規定する中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（ただし、適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーを除き、自金融機関が中央清算機関（適格中央清算機関を除く。）の間接清算参加者である場合には、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーを含む。）に係る計数を、該当する項目ごとに記載すること。

- i 項番 1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額及び項番 11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額並びに第十四面の項番 6「合計」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番 6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- k この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第二十二面)

(単位：百万円)

SEC 1：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）										
項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡 型証券化 取引	合成型証 券化取引	小計	資産譲渡 型証券化 取引	合成型証 券化取引	小計	資産譲渡 型証券化 取引	合成型証 券化取引	小計
1	リテール（合計）									
2	担保付住宅ローン									
3	クレジットカード債権									
4	その他リテールに係るエク スポージャー									
5	再証券化									
6	ホールセール（合計）									
7	事業法人向けローン									
8	商業用モーゲージ担保証券									
9	リース債権及び売掛債権									
10	その他のホールセール									
11	再証券化									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a この面においては、信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーの額のみを記載すること。

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十三号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d ニ欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- f 自金融機関がオリジネーターかつスポンサーとして関与している証券化取引に係るエクスポージャーについては、ト欄からリ欄までとして「自金融機関がオリジネーター／スポンサー」の欄を新たに設けた上、ト欄を「資産譲渡型証券化取引」、チ欄を「合成型証券化取引」、リ欄を「小計」とし、原資産の種類ごとにエクスポージャーの額を記載すること。この場合において、「自金融機関が投資家」の欄はヌ欄からヲ欄までとするものとする。
- g ト欄からリ欄まで（f の場合においてはヌ欄からヲ欄まで）には、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る証券化エクスポージャーの額を記載すること。
- h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この h において同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。
- i 再証券化に関連する全ての証券化エクスポージャーは、項番 11「再証券化」の項に記載し、それ以外の項に記載しないこと。
- j 項番 2 から項番 4 まで及び項番 7 から項番 10 までの項の各項目は、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーの取引内容をより適切に表すことができる場合には、修正することができる。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第二十三面)

(単位：百万円)

SEC 2：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）										
項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡 型証券化 取引	合成型証 券化取引	小計	資産譲渡 型証券化 取引	合成型証 券化取引	小計	資産譲渡 型証券化 取引	合成型証 券化取引	小計
1	リテール（合計）									
2	担保付住宅ローン									
3	クレジットカード債権									
4	その他リテールに係るエ クスポージャー									
5	再証券化									
6	ホールセール（合計）									
7	事業法人向けローン									
8	商業用モーゲージ担保証 券									
9	リース債権及び売掛債権									
10	その他のホールセール									
11	再証券化									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーの額のみを記載すること。
- b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十三号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- d ニ欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- f 自金融機関がオリジネーターかつスポンサーとして関与している証券化取引に係るエクスポージャーについては、ト欄からリ欄までとして「自金融機関がオリジネーター／スポンサー」の欄を新たに設けた上、ト欄を「資産譲渡型証券化取引」、チ欄を「合成型証券化取引」、リ欄を「小計」とし、原資産の種類ごとにエクスポージャーの額を記載すること。この場合において、「自金融機関が投資家」の欄はヌ欄からヲ欄までとするものとする。
- g ト欄からリ欄まで（f の場合においてはヌ欄からヲ欄まで）には、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る証券化エクスポージャーの額を記載すること。
- h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この h において同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。
- i 再証券化に関連する全ての証券化エクスポージャーは、項番 11「再証券化」の項に記載し、それ以外の項に記載しないこと。
- j 項番 2 から項番 4 まで及び項番 7 から項番 10 までの項の各項目は、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーの取引内容をより適切に表すことができる場合には、修正することができる。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第二十四面)
(単位：百万円)

SEC 3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）																
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	ヨ
		合 計	資産						合成							
			譲渡 型証 券化 取引 (小 計)	証券化		再証券化		証券化 取引 (小 計)	証券化		再証券化		裏 付 け と な る リ テ ー ル	ホ ー ル セ ー ル	シ ニ ア	非シ ニア
				裏 付 け と な る リ テ ー ル	ホ ー ル セ ー ル				シ ニ ア	非 シ ニア						
	エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）															
1	20%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															

2	20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
3	50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
4	100%超1250%未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
5	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
	エクスポージャーの額（算出方法別）															
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー															
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー															
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー															
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）															
10	内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット															

11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット															
12	標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット															
13	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット															
	所要自己資本の額（算出方法別）															
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															
16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															
17	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自金融機関が証券化取引にオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十三号に規定するオリジネーターをいう。）として関与している場合の当該証券化取引に係る額のみを記載すること。
- b 「エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）」の項番 1 から項番 5 までの項には、証券化取引の種類に応じ、リスク・ウェイト区分別のエクスポージャーの額を記載すること。
- c 「エクスポージャーの額（算出方法別）」の項番 6 から項番 9 までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別のエクスポージャーの額を記載すること。
- d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番 10 から項番 13 までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百五十一条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。
- e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番 14 から項番 17 までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百三十一条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。
- f 項番 9「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番 13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番 17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。
- g 項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

- i 項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- l 項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- m 項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- n 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第二十五面)

(単位：百万円)

SEC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）																
項 番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	ヨ
		合 計	資 産 譲 渡 型 証 券 化 取 引 （ 小 計）	証券化		再証券化		合 成 型 証 券 化 取 引 （ 小 計）	証券化		再証券化					
				裏 付 け と な る リ テ ー ル	ホ ー ル セ ー ル	シ ニ ア	非 シ ニ ア		裏 付 け と な る リ テ ー ル	ホ ー ル セ ー ル	シ ニ ア	非 シ ニ ア				
	エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）															
1	20%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															

2	20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
3	50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
4	100%超1250%未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
5	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
エクスポージャーの額（算出方法別）																
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー															
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー															
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー															
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
信用リスク・アセットの額（算出方法別）																
10	内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット															

11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット														
12	標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット														
13	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット														
所要自己資本の額（算出方法別）															
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本														
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本														
16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本														
17	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本														

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る額のみを記載すること。
- b 「エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）」の項番 1 から項番 5 までの項には、証券化取引の種類に応じ、リスク・ウェイト区分別のエクスポージャーの額を記載すること。
- c 「エクスポージャーの額（算出方法別）」の項番 6 から項番 9 までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別のエクスポージャーの額を記載すること。
- d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番 10 から項番 13 までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。
- e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番 14 から項番 17 までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百三十一条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。
- f 項番 9「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番 13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番 17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。
- g 項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

- i 項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- l 項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- m 項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- n 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第二十六面)

(単位：百万円)

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		マーケット・リスク相当額
1	一般金利リスク	
2	株式リスク	
3	コモディティ・リスク	
4	外国為替リスク	
5	信用スプレッド・リスク（非証券化商品）	
6	信用スプレッド・リスク（証券化商品（非CTP））	
7	信用スプレッド・リスク（証券化商品（CTP））	
8	デフォルト・リスク（非証券化商品）	
9	デフォルト・リスク（証券化商品（非CTP））	
10	デフォルト・リスク（証券化商品（CTP））	
11	残余リスク・アドオン	
	その他	
12	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 から項番 7 までの項には、自己資本比率告示第二百六十三条の二第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- b 項番 8 から項番 10 までの項には、自己資本比率告示第二百七十一条第一項第一号に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- c 項番 11「残余リスク・アドオン」の項には、自己資本比率告示第二百七十五条第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リ

スク相当額を記載すること。

- d 「その他」の項には、項番 1 から項番 11 までの項のいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。
- e 項番 12「合計」の項には、項番 1 の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。
- f 項番 12「合計」の項の額は、第一面の項番 21「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- i この面は、自金融機関が標準的方式採用金庫の場合又は内部モデル方式採用金庫の場合にあっては、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載すること。

(第二十七面)

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳									
項 番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
			算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テスト 回 数 (99.0%)	前期の算出基準日を含む直 近十二週間の値	
			当期末	平均値	最大値	最小値		前期末	平均値
1	制約がない期待ショート・ フォール (IMCC (C))								
2	リ ス ク・クラ ス	一般金利リスク							
3		株式リスク							
4		コモディティ・リ スク							
5		外国為替リスク							
6		信 用 ス プ レ ッ ド・リスク							
7	制約がある期待ショート・								

	フォール (IMCC (C_i))							
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)							
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)							
10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)							
11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ							
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)							
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマ							

	マーケット・リスク (C_u) (ロ)					
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)					
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク ($SA_{all\ desk}$) (ニ)					
16	マーケット・リスクの合計額 (ACR_{total}) $\min((イ) + (ロ); (ニ)) + \max(0, (ハ))$					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C)) の値を記載すること。
- b 項番2「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- c 項番3「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- e 項番5「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- f 項番6「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- g 項番7「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C_i))」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- h 項番8「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額 (IMCC) の値を記載すること。
- i 項番9「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の五

第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの（SES）の値を記載すること。

j 項番 10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク（DRC）」の項には、自己資本比率告示第二百六十条に定めるDRCモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額（DRC）の値を記載すること。

k 項番 11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。

l 項番 12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める C_A 及び DRC の合計額（ $IMA_{G,A}$ ）に資本サーチャージを加算した値を記載すること。

m 項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額（ C_u ）の値を記載すること。

n 項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMA_{G,A}$ の値から自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定めるグリーン・ゾーン（G）又はアンバー・ゾーン（A）に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額（ $SA_{G,A}$ ）の値を控除した値を記載すること。

o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額（ $SA_{all\ desk}$ ）の値を記載すること。

p 項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額（ ACR_{total} ）の値を記載すること。

q イ欄には、当期末の額を記載すること。

- r ロ欄には、当期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、自己資本比率告示第二百五十八条の二第二項に定める全社的なバック・テストの超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(第二十八面)

(第二十九面)

(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引以外の取引	オプション取引		
			簡便法により算出した額	デルタ・プラス法により算出した額	シナリオ法により算出した額
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額				
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額				
3	コモディティ・リスクの額				
4	外国為替リスクの額				
5	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額				
6	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条及び第二百七十七条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百七十七条第一項に規定する債

券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額)を記載すること。

b 項番2「株式リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条及び第二百七十八条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額(自己資本比率告示第二百七十八条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額)を記載すること。

c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条及び第二百八十条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条及び第二百七十九条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百八十五条の二から第二百八十五条の四までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額並びに自己資本比率告示第二百八十五条の五及び第二百八十五条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。

f 項番6「合計」の項には、項番1から項番5までの合計額を記載すること。

g 項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額は、第一面の「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

h イ欄には、自己資本比率告示第二百七十七条から第二百八十条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。

i ロ欄には、自己資本比率告示第二百八十二条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

j ハ欄には、自己資本比率告示第二百八十三条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額(同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額)を記載すること。

k ニ欄には、自己資本比率告示第二百八十四条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

n この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(第三十面)

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト				
2	下方パラレルシフト				
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値				
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	Tier1 資本の額				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

- a この面において「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいう。
- b この面において「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいう。
- c この面において「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベースス・ポイント）」を加える金利ショックをいう。

通貨	パラレルシフトに関する金利変動幅（ベースス・ポイント）
アルゼンチン通貨	400

オーストラリア通貨	350
ブラジル通貨	400
カナダ通貨	200
スイス通貨	175
中華人民共和国通貨	225
欧州経済通貨統合参加国通貨	225
英国通貨	275
中華人民共和国（香港特別行政区） 通貨	225
インドネシア通貨	400
インド通貨	325
本邦通貨	100
大韓民国通貨	225
メキシコ通貨	400
ロシア通貨	400
サウジアラビア通貨	275
スウェーデン通貨	275
シンガポール通貨	175
トルコ通貨	400
アメリカ合衆国通貨	200
南アフリカ共和国通貨	325
その他の通貨	100 から 400 のうち、自金融機関が定める値

d この面において「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、c の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）」にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

e この面において「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「スティープ化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{S}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{steepener,c}(t)$ は、スティープ化に関する金利変動幅

c は、通貨（以下この面において同じ。）

t は、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\bar{S}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この面において同じ。）

$\bar{S}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この面において同じ。）

x は、4（以下この面において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)	長期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)
アルゼンチン通貨	500	300
オーストラリア通貨	425	300
ブラジル通貨	500	300
カナダ通貨	275	175
スイス通貨	250	200
中華人民共和国通貨	300	150
欧州経済通貨統合参加国通貨	350	200
英国通貨	425	250
中華人民共和国（香港特別行政区） 通貨	375	200
インドネシア通貨	500	300
インド通貨	475	225
本邦通貨	100	100
大韓民国通貨	350	225
メキシコ通貨	500	200
ロシア通貨	500	300
サウジアラビア通貨	375	250
スウェーデン通貨	425	200
シンガポール通貨	250	225
トルコ通貨	500	300
アメリカ合衆国通貨	300	225

南アフリカ共和国通貨	500	300
その他の通貨	100 から 500 のうち、自金 融機関が定める値	100 から 300 のうち、自金 融機関が定める値

f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{flattener,c}(t) = 0.8 \cdot \left(\bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \bar{S}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{flattener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{short,c}(t) = \bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta S_{short,c}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

h この面において「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

i 項番1「上方パラレルシフト」の項には、上方パラレルシフトに基づく $\angle$ EVE（イ欄及びロ欄）及び $\angle$ NII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。

j 項番2「下方パラレルシフト」の項には、下方パラレルシフトに基づく $\angle$ EVE（イ欄及びロ欄）及び $\angle$ NII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。

k 項番3「スティープ化」の項には、スティープ化に基づく $\angle$ EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。

l 項番4「フラット化」の項には、フラット化に基づく $\angle$ EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。

m 項番5「短期金利上昇」の項には、短期金利上昇に基づく $\angle$ EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。

n 項番6「短期金利低下」の項には、短期金利低下に基づく $\angle$ EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。

o 項番7「最大値」の項イ欄及びロ欄には、それぞれの欄の項番1から項番6までの値

のうち最大のものを記載すること。

p 項番 7「最大値」の項ハ欄及びニ欄には、それぞれの欄の項番 1 又は項番 2 の値のうちいずれか大きいものを記載すること。

q この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

CCyB 1 : カウンター・シクリカル・バッファ比率に係る国又は地域別の状況				
	イ	ロ	ハ	ニ
国又は地域	各金融当局が定める比率	カウンター・シクリカル・バッファ比率の計算に用いた当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合算額を8パーセントで除して得た額とを合算した額	カウンター・シクリカル・バッファ比率	カウンター・シクリカル・バッファの額
小計				
合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 「国又は地域」の欄には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、銀行が信用リスク・アセット又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を有し、かつ、対象期間中に国又は地域の金融当局が定める比率（本邦の場合には自己資本比率告示第二条の二第四項第一号又は第十四条の二第四項第一号に規定する別に指定した比率をいい、本邦以外の国又は地域の場合には自己資本比率告示第二条の二第四項第二号又は第十四条の二第四項第二号に規定する本邦以外の国又は地域の

金融当局が定める比率をいう。以下この面において「各金融当局が定める比率」という。）が零を超えた国又は地域をそれぞれ記載すること。

- b イ欄には、「国又は地域」の欄に関して、開示の基準日時点で適用される各金融当局が定める比率をそれぞれ記載すること。
- c ロ欄には、カウンター・シクリカル・バッファ比率の計算に用いるため、国又は地域別に算出された信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額とを合算した額をそれぞれ記載すること。この場合において、当該算出に用いた地理的配分の方法を開示するとともに、最終リスクベースでの算出を行っていない国又は地域及び信用リスク・アセット又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の種類について、説明を付すこと。また、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額とを合算した額の主な変動要因及び適用される各金融当局が定める比率との関係性に関して、簡潔に情報を記載すること。
- d 「小計」の項には、国又は地域別に記載したロ欄の額の合計額を記載すること。
- e 「合計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである全ての国又は地域（各金融当局が定める比率が設定されていない国又は地域及び各金融当局が定める比率を零と設定している国又は地域を含む。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額とを合算した額（ロ欄）、自金融機関のカウンター・シクリカル・バッファ比率（ハ欄）及びカウンター・シクリカル・バッファの所要水準を満たすために保有する普通株式等 Tier1 資本の額（ニ欄）をそれぞれ記載すること。
- f 「合計」の項ハ欄の比率は、当期に係る別紙様式第八号又は別紙様式第九号の開示を行う場合、これらの様式の項番 9 「カウンター・シクリカル・バッファ比率」の項イ欄の比率と一致する。
- g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- h この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(第三十二面)

(単位：百万円)

GSIB 1 : G-SIB 選定指標				
国際様式 の該当 番号			当期末	前期末
1	国際的な活動	対外与信の残高		
2		対外債務の残高		
3	規模	資産及び取引に関する残高の合計額		
4	相互連関性	金融機関等向け与信に関する残高の合計額		
5		金融機関等に対する債務に関する残高の合計額		
6		発行済の有価証券の残高		
7	代替可能性/ 金融インフラ	信託財産及びこれに類する資産の残高		
8		決済システムを通じた決済の年間の合計額		
9		債券及び株式に係る引受けの年間の合計額		
10a		債権に係るトレーディング量の合計額		
10b		株式その他有価証券に係るトレーディング量の合計額		
11	複雑性	金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本額の合計額		
12		観察可能な市場データ以外の情報に基づき公正価値評価された資産の残高		
13		売買目的有価証券及びその他有価証券の残高の合計額		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）3「規模 資産及び取引に関する残高の合計額」の項には、次に掲げる額の合計額を記載すること。

- (1) オン・バランス資産の額（貸借対照表又は連結貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに(2)及び(3)に掲げる事項に関して貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されている額を控除した額をいう。）
- (2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下(2)及び(4)において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式又はS A－C C Rで計算した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）及びアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）
- (3) レポ形式の取引に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）の合計額をいう。）
- (4) オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。）

b 項番4「相互関連性 金融機関等向け与信に関する残高の合計額」の項には、金融機関等（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下b及びcにおいて同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額を記載すること。

- (1) 金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）
- (2) 金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。項番6において同じ。）の保有額
- (3) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）
- (4) 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（項番11及びcにおいて「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式又はS A－C C Rで計算したアドオン

の額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

- c 項番5「相互関連性 金融機関等に対する債務に関する残高の合計額」の項には、次に掲げる事項の残高の合計額を記載すること。
- (1) 金融機関等からの預金及び借入金の額（コミットメントの未引出額を含む。）
 - (2) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）
 - (3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式又はS A－C C Rで計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）
- d 項番8「代替可能性/金融インフラ 決済システムを通じた決済の年間の合計額」の項には、直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額を記載すること。
- e 項番9「代替可能性/金融インフラ 債券及び株式に係る引受けの年間の合計額」の項には、直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額を記載すること。
- f 項番10a「代替可能性/金融インフラ 債券に係るトレーディング量の合計額」の項には、公的機関の発行した有価証券（ソブリン債を除く。）及びその他の債券に係る売買高の年間の合計額を記載すること。
- g 項番10b「代替可能性/金融インフラ 株式その他有価証券に係るトレーディング量の合計額」の項には、株式及び項番10aに含まれない有価証券に係る売買高の年間の合計額を記載すること。
- h 項番11「複雑性 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本額の合計額」における金融機関等とは、bに規定する金融機関等をいう。
- i 項番13「複雑性 売買目的有価証券及びその他有価証券の残高の合計額」の項には、売買目的有価証券及びその他有価証券（いずれも流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額を記載すること。

- j 項番 3 から項番 6 まで、項番11及び項番12においては、保険子会社（商工組合中央金庫が株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十九条第一項第三号又は第四号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社をいう。）のエクスポージャーの額を含めること。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること
- m この面は、項番 3 の額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える場合に限り、作成するものとする。

(第三十三面)

(単位：百万円、件)

OR 1：オペレーショナル・リスク損失の推移												
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		当期末	前期末	前々期 末	ハの前 期末	ニの前 期末	ホの前 期末	ヘの前 期末	トの前 期末	チの前 期末	リの前 期末	直近十 年間の 平均
二百万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計 額（特殊損失控除前）											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計 額（特殊損失控除後）											
千万円を超える損失を集計したもの												
6	ネットの損失の合計 額（特殊損失控除前）											

7	損失の件数											
8	特殊損失の総額											
9	特殊損失の件数											
10	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
オペレーショナル・リスク相当額の計測に関する事項												
11	I L Mの算出への内部損失データ利用の有無											
12	項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。

b 項番2「損失の件数」の項には、aの二百万円を超える額の損失の件数を記載すること。

- c 項番3「特殊損失の総額」の項には、二百万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- d 項番4「特殊損失の件数」の項には、cの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- e 項番5「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- f 項番6「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- g 項番7「損失の件数」の項には、fの千万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- h 項番8「特殊損失の総額」の項には、千万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- i 項番9「特殊損失の件数」の項には、hの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- j 項番10「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除したオペレーショナル・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- k 項番11「ILMの算出への内部損失データ利用の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、内部損失データを用いたILMの算出（自己資本比率告示第二百八十九条第一項第一号に定める方法による算出をいう。）の有無を記載すること。
- l 項番12「項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、自己資本比率告示第二百九十一条第一項の承認を受けていない場合において、自金融機関の内部損失データに係る基準（自己資本比率告示第二百九十三条第一号に定める基準をいう。）充足の有無を記載すること。
- m それぞれの項の対象となる範囲に変更が生じている場合は、説明を付すこと。
- n 直近五年以上十年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合は、ル欄中「直近十年間」を「直近五年以上の計測期間」と読み替えるものとする。

- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(第三十四面)

(単位：百万円)

OR 2 : B I C の構成要素				
項番		イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	前々期末
1	I L D C			
2	資金運用収益			
3	資金調達費用			
4	金利収益資産			
5	受取配当金			
6	S C			
7	役務取引等収益			
8	役務取引等費用			
9	その他業務収益			
10	その他業務費用			
11	F C			
12	特定取引勘定のネット損益 (特定取引等のネット損益)			
13	特定取引勘定以外の勘定のネ ット損益 (特定取引等以外の 勘定のネット損益)			
14	B I			
15	B I C			
16	除外特例の対象となる連結子法 人等又は事業部門を含む B I			
17	除外特例によって除外した B I			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用

する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率告示第二百八十八条に定める算式及び自己資本比率告示別表第一に定める用語の意義に基づく計数を記載すること。
- b 項番 4「金利収益資産」の項には、財務諸表に掲載される各会計期末の全ての貸出金、利付証券（政府債を含む。）及びリース投資資産の額の合計額を記載すること。
- c 項番 14「B I」の項には、項番 1、項番 6 及び項番 11 の合計額を記載すること。
- d 項番 15「B I C」の項には、項番 14「B I」に自己資本比率告示第二百八十八条第四項に定める掛目を適用して算出した額を記載すること。
- e 項番 16「除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むB I」の項には、自己資本比率告示第二百九十七条の承認を受け除外した連結子法人等又は事業部門を含むB I の額を記載すること。
- f 項番 17「除外特例によって除外したB I」の項には、項番 14 と項番 16 の差額を記載すること。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(第三十五面)

(単位：百万円)

OR 3：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要		
項番		
1	B I C	
2	I L M	
3	オペレーショナル・リスク相当額	
4	オペレーショナル・リスク・アセットの額	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「B I C」の項には、自己資本比率告示第二百八十八条に定めるB I Cの額を記載すること。
- b 項番2「I L M」の項には、自己資本比率告示第二百八十九条に定めるI L Mの値を記載すること。ただし、一部の連結子法人又は事業部門において自己資本比率告示第二百九十条第一項第一号に定める方法によりI L Mの値を算出している場合には、当該I L Mの値と自己資本比率告示第二百八十九条第一項第一号又は第二号に定める方法により算出したI L Mの値をB I Cの値により加重平均して得た値を記載すること。
- c 項番3「オペレーショナル・リスク相当額」の項には、自己資本比率告示第二百八十七条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4「オペレーショナル・リスク・アセットの額」の項には、自己資本比率告示第二百八十七条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e この様式に記載する額は、この様式で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f I L Mの値（項番2）は、小数点以下二位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(第三十六面)

(単位：百万円)

ENC 1：担保資産の状況					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		担保に供されて いる資産の額	担保に供されてい ない資産の額	合計	うち、証券化エ クスポートジャ ーの額
1	現金預け金				
2	特定取引資産				
3	有価証券				
4	貸出金				
5	．．．．．				
	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産を対象として計数を記載すること。
- b 項番 1 から項番 4 までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除すること。
- c イ欄には、法令、規則、契約その他の制約（市場流動性に関する制約を除く。）により、各金融機関が流動化、売却、移転、譲渡を行うことが禁じられている又は制限されている資産の額を記載すること。
- d この面に定める項目につき自金融機関で該当する額がない場合は、「－」を記載すること。
- e この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第三十七面)

(単位：百万円)

CMS 1：内部モデルを用いた手法と標準的手法のリスク・アセットの比較					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセットの額			
		内部モデルを用いて算出したリスク・アセットの額	標準的な手法適用分のリスク・アセットの額	リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的な手法により算出したリスク・アセットの額（フロア掛目前）
1	信用リスク				
2	カウンターパーティ信用リスク				
3	CVAリスク				
4	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
5	マーケット・リスク				
6	オペレーショナル・リスク				
7	その他リスク・アセット				

8	合計				
---	----	--	--	--	--

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄には、内部モデルを用いた手法（内部格付手法、内部モデル手法、期待エクスポージャー方式、エクスポージャー変動額推計モデル及び内部評価方式をいう。以下この面において同じ。）のうち、承認を受けた手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- b ロ欄には、承認を受けた内部モデルを用いた手法以外の手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- c ハ欄には、イ欄及びロ欄に計上される額の合計額を記載すること。
- d ニ欄には、ハ欄に計上されるリスク・アセットの額について、内部モデルを用いた手法の承認を得ていないものとみなして算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- e 項番1「信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- f 項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- g 項番3「CVAリスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、第一面の項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番5「マーケット・リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番20「マーケット・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番6「オペレーショナル・リスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番24「オペレーショナル・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番7「その他リスク・アセット」の項ロ欄及びハ欄の額は、第一面の「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」のイ欄

の額、「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスク その他」のイ欄の額、項番 11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番 12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番 13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）」の項イ欄の額、項番 14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項イ欄の額、項番 15「未決済取引」の項イ欄の額、項番 23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番 25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額と一致する。

- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- n この面は、自金融機関が内部モデルを用いた手法のうちいずれの承認も受けていない場合には、作成することを要しない。

(第三十八面)

(単位：百万円)

CMS 2：ポートフォリオ別の内部格付手法と標準的手法の信用リスク・アセットの比較					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		信用リスク・アセットの額			
		内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額	イ欄の内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額について、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額（フロア掛目前）
1	ソブリン向けエクスポージャー				
	うち、我が国の地方公共団体向け				
	うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け				
	うち、国際開発銀行向け				
	うち、地方公共団体金融機構向け				
	うち、我が国の政府関係機関向け				
	うち、地方三公社向け				
2	金融機関等向けエクスポージャー				

3	株式等向けエクスポージャー				
4	購入債権				
5	事業法人向けエクスポージャー（中堅 中小企業向けエクスポージャー及び 特定貸付債権を除く。）				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
6	中堅中小企業向けエクスポージャー				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
7	居住用不動産向けエクスポージャー				
8	適格リボルビング型リテール向けエ クスポージャー				
9	その他リテール向けエクスポージャ ー				
10	特定貸付債権				
	うち、事業用不動産向け貸付け及び ボラティリティの高い事業用不動 産向け貸付け				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四及び第百四十九条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識されるCCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

b ロ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、標準的手法により算出したCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

c ハ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

d ニ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、標準的手法により算出した、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。また、当該額は資本フロアに係る掛目を勘案する前の額とすること。

e 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

f 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

g 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、

北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。) 向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

h 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

i 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

j 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

k 項番3「株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十八条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により信用リスク・アセットの額を算出する株式等エクスポージャーに係る額は含めないこととする。また、令和十年三月三十一日以降、自金融機関の保有する株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第五十三条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額はイ欄及びロ欄には記載せず、これらの信用リスク・アセットの額の合計額をハ欄及びニ欄に記載すること。

l 項番4「購入債権」の項には、購入債権に係る額を記載すること。また、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合は、その額を含めた額を記載すること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。

m 項番11「合計」の項イ欄の額は、第三十七面の項番1「信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

n 項番11「合計」の項ハ欄の額は、第三十七面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

o 項番11「合計」の項ニ欄の額は、第三十七面の項番1「信用リスク」の項ニ欄の額と一致する。

p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

q この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

r この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(別紙様式第三号)

(第一面)

(単位：百万円)

0V1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該 当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当 中 間 期 末	前 中 間 期 末	当 中 間 期 末	前 中 間 期 末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、基礎的内部格付手法適用分				
4	うち、スロットティング・クライテリア適用分				
5	うち、先進的内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー				
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7	うち、SA-CCR適用分				
8	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
9	その他				
10	CVAリスク				
	うち、SA-CVA適用分				
	うち、完全なBA-CVA適用分				
	うち、限定的なBA-CVA適用分				
11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー				

12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（リスク・スルー方式）				
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マંデート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）				
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）				
15	未決済取引				
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分				
18	うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分				
19	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
20	マーケット・リスク				
21	うち、標準的方式適用分				
22	うち、簡易的方式適用分				
23	勘定間の振替分				
24	オペレーショナル・リスク				
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				

26	フロア調整				
27	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面のb以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番6から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番25に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項には、「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- b 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十八条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- c 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第五面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- d 項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

- e 項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第七面の開示を行う場合には、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。
- f 項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項には、自己資本比率告示第百三十条に規定するスロットティング・クライテリアを利用して算出する自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。また、項番4に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- g 項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第九面の開示を行う場合には、同面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。
- h 項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項には、先進的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、当該欄は記載することを要しない。
- i 項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第七面の開示を行う場合には、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。
- j 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。
- k 「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の二の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十一条の二の規定により、1250パーセン

トのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

- l 「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百五十九条に規定するリース取引における見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- m 「信用リスク その他」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十四条の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十一条第二項の規定により、100 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- n 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十面及び第十六面の開示を行う場合には、第十面の項番6「合計」の項ヘ欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。
- o 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面の開示を行う場合には、同面の項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。
- p 項番7「カウンターパーティ信用リスクのうち、S A－C C R適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示第百三十九条第七項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- q 項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十九条（自己資本比率告示第百三十九条第七項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- r 項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」

の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第三面の開示を行う場合には、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

s 「カウンターパーティ信用リスクのうち、中央清算機関関連エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第六章の三の規定により算出した中央清算機関関連エクスポージャーに係るリスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

t 項番10「CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第六章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

u 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面及び当中間期に係る別紙様式第三号第十一面の四の開示を行う場合には、同様式第六面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額及び第十一面の四の項番2「当中間期末」の項の額を8パーセントで除して得た額と一致する。

v 「CVAリスクのうち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十一面の三の開示を行う場合には、同面の項番7「合計」の項イ欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。

w 「CVAリスクのうち、完全なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十一面の二の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項イ欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。

x 「CVAリスクのうち、限定的なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十一面の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項ロ欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。

y 項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第四百四十八条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第四百四十八条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外

の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番 2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

z 項番 12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（リスク・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

aa 項番 13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドレート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

bb 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

cc 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

dd 項番 14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及

び二欄)をそれぞれ記載すること。

ee 項番 15「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

ff 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

gg 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

hh 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面の開示を行う場合には、同面の項番 4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額と一致する。

ii 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

jj 項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

kk 項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ll 項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致

する。

mm 項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

nn 項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

oo 項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

pp 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

qq 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

rr 項番 20「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

ss 項番 21「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第二十一面の開示を行う場合には、同面の項番 12「合計」の項の額と一致する。

tt 項番 22「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第四面の開示を行う場合には、

同面の項番 16「マーケット・リスクの合計額 (ACRtotal)」の項の額から同面の項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (Cu)」の項の額を控除した額を記載すること。

uu 「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第二十三面の開示を行う場合には、同面の項番 6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

vv 項番 23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章又は第三章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ww 項番 24「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

xx 項番 25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の三の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十一条の三の規定により、250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

yy 項番 26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

zz 「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスク その他」の項イ欄の額、項番 11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番 12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番 13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドレート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計

算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）」の項イ欄の額、項番 14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項イ欄の額、項番 23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番 25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面の開示を行う場合には、同面の項番 7「その他リスク・アセット」の項ロ欄の額及びハ欄の額と一致する。

aaa この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

bbb この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

ccc この面におけるロ欄及びニ欄の「前中間期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

(第二面)

(単位：百万円)

CR 1：資産の信用の質					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		帳簿価額の総額		引当金	ネット金額 (イ＋ローハ)
		デフォルトした エクスポージャー	非デフォルト エクスポージャー		
	オン・バランスシートの資産				
1	貸出金				
2	有価証券（うち負債性のもの）				
3	その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）				
4	オン・バランスシートの資産の合計（1＋2＋3）				
	オフ・バランスシートの資産				
5	支払承諾等				
6	コミットメント等				
7	オフ・バランスシートの資産の合計（5＋6）				
	合計				
8	合計（4＋7）				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a 項番1「貸出金」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。
- b 項番2「有価証券（うち負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。
- c 項番3「その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、貸借対照表又は連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及び特定取引勘定に属する資産を除く。）。
- d 項番4「オン・バランスシートの資産の合計（1 + 2 + 3）」の項には、項番1、項番2及び項番3の項に計上される額の合計額を記載すること。
- e 項番5「支払承諾等」の項には、金融機関が提供する保証及びクレジット・デリバティブによるプロテクションに係るエクスポージャーの額を記載すること。
- f 項番6「コミットメント等」の項には、コミットメントのうち、取消し不能なコミットメント（条件の有無にかかわらず取消し可能なコミットメントを除く。）に係る信用供与枠の未引出額に係るエクスポージャーの額（ただし、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）の適用前の額とする。）を対象として、計数を記載すること。
- g 項番7「オフ・バランスシートの資産の合計（5 + 6）」の項には、項番5及び項番6の項に計上される額の合計額を記載すること。
- h 項番8「合計（4 + 7）」の項には、項番4及び項番7の項に計上される額の合計額を記載すること。
- i それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。
- j イ欄及びロ欄には、引当金の控除前かつ自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後

のエクスポージャー額を記載すること。また、当該額は、自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法及びCCFの適用前の額とすること。

k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

l ハ欄には、項番1から項番8までのそれぞれに対応するものとして計上される引当金の合計額を記載すること。

m ニ欄には、イ欄及びロ欄の合計額から、ハ欄の額を控除した額を記載すること。

n 「オン・バランスシートの資産」の項番1から項番4までの項ニ欄の額は、それぞれ第四面の項番1から項番4までの項イ欄及びロ欄の合計額と一致する。

o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第三面)

(単位：百万円)

CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動			
項番			額
1	前事業年度末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高		
2	貸出金・有価証券	デフォルトした額	
3	等（うち負債性の	非デフォルト状態へ復帰した額	
4	もの）の当中間期	償却された額	
5	中の要因別の変動額	その他の変動額	
6	当中間期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高（1 + 2 - 3 - 4 + 5）		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

b 項番1「前事業年度末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高」の項には、前事業年度末時点においてデフォルト状態にある貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のエクスポージャー額（自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控

除前の額)を記載すること。〔貸出金〕は第二面の項番1「貸出金」の項に計上される資産を、〔有価証券等(うち負債性のもの)〕は同面の項番2「有価証券(うち負債性のもの)〕及び項番3「その他オン・バランスシートの資産(うち負債性のもの)〕の項に計上される資産を指すものとする。以下この面において同じ。)

- c 項番2「デフォルトした額」の項には、当中間期中に新たにデフォルト事由が生じた貸出金及び有価証券等(うち負債性のもの)につき、当該デフォルト事由が生じた時点のエクスポージャー額(自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額)を記載すること。ただし、一の債務者又はエクスポージャーにつき、当中間期中に複数回デフォルト事由が発生している場合にあっては、最後のデフォルト事由のみを対象に集計すること。
- d 項番3「非デフォルト状態へ復帰した額」の項には、項番1及び項番2の項に計上されている貸出金及び有価証券等(うち負債性のもの)のうち、当中間期中にデフォルト事由が全て解消されたものにつき、最初にデフォルト事由が全て解消された時点のエクスポージャー額(自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額)を記載すること。
- e 項番4「償却された額」の項には、項番1及び項番2の項に計上されている貸出金及び有価証券等(うち負債性のもの)のうち、当中間期中に(当中間期中にデフォルト事由が全て解消された場合にあっては、最初にデフォルト事由が全て解消された時点までの間に)償却された額(部分直接償却を含む。)を記載すること。
- f 項番5「その他の変動額」の項には、合計額が一致するために必要な調整額(負の場合には負数)を記載すること。なお、当該変動額の発生要因のうちの主なものについて説明を付すこと(「デフォルト状態にあるエクスポージャーの回収による残高減少」「デフォルト状態にあるエクスポージャーの売却による残高減少」「デフォルト期間中の追加与信」等)。
- g 項番6「当中間期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等(うち負債性のもの)の残高(1+2-3-4+5)」の項には、当中間期末時点においてデフォルト状態にある貸出金及び有価証券等(うち負債性のもの)のエクスポージャー額(自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額)を記載すること。
- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切

り捨てること。

(第四面)

(単位：百万円)

CR3：信用リスク削減手法						
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		非保全エクスポージャー	保全されたエクスポージャー	担保で保全されたエクスポージャー	保証で保全されたエクスポージャー	クレジット・デリバティブで保全されたエクスポージャー
1	貸出金					
2	有価証券(負債性のもの)					
3	その他オン・バランスシートの資産(負債性のもの)					
4	合計 (1 + 2 + 3)					
5	うちデフォルトしたもの					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a 項番1「貸出金」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。

- b 項番 2「有価証券（負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。
- c 項番 3「その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、貸借対照表又は連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及び特定取引勘定に属する資産を除く。）。
- d 項番 4「合計（1 + 2 + 3）」の項には、項番 1 から項番 3 までの項に計上される額の合計額を記載すること。
- e 項番 5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番 4「合計（1 + 2 + 3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。
- f それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。
- g イ欄からホ欄までには、引当金の控除後のエクスポージャー額を記載すること。
- h イ欄には、エクスポージャーの全部が、自金融機関の採用する手法（標準的手法又は内部格付手法）において有効とされる担保、保証又はクレジット・デリバティブ（信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）として利用しない又は利用できないものを含む。）によって保全されていない場合には、当該エクスポージャーの額の合計額を記載すること。
- i ロ欄には、エクスポージャーの全額から、イ欄の額を控除した額を記載すること。
- j ハ欄からホ欄までには、エクスポージャーの一部又は全部が自金融機関の採用する手法（標準的手法又は内部格付手法）において有効とされる担保、保証又はクレジット・デリバティブ（信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、信用リスク削減手法として利用しない又は利用できないものを除く。）によって保全されている額（エクスポージャーの額を超過する部分を除いたヘアカット考慮後の保全

実行により回収が見込まれる額)を記載すること。

k 項番 1 から項番 4 までの項のイ欄及びロ欄の額は、それぞれ第二面の「オン・バランスシートの資産」の項番 1 から項番 4 までの項ニ欄の額と一致する。

l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第五面)
(単位：百万円、%)

CR 4 : 標準的手法-信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		CCF・信用リスク削減手法 適用前のエクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法 適用後のエクスポージャー		信用リスク・ アセットの額	リスク・ウェ イトの加重平 均值 (RWA density)
	資産クラス	オン・バラン スシートの額	オフ・バラン スシートの額	オン・バラン スシートの額	オフ・バラン スシートの額		
1 a	日本国政府及び日本銀行向け						
1 b	外国の中央政府及び中央銀行向け						
1 c	国際決済銀行等向け						
2 a	我が国の地方公共団体向け						
2 b	外国の中央政府等以外の公共部門向け						
2 c	地方公共団体金融機構向け						
2 d	我が国の政府関係機関向け						
2 e	地方三公社向け						
3	国際開発銀行向け						
4	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会 社向け						
	うち、第一種金融商品取引業者及び保険会 社向け						

5	カバード・ボンド向け						
6	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）						
	うち、特定貸付債権向け						
7 a	劣後債権及びその他資本性証券等						
7 b	株式等						
8	中堅中小企業等向け個人向け						
	うち、トランザクター向け						
9	不動産関連向け						
	うち、自己居住用不動産等向け						
	うち、賃貸用不動産向け						
	うち、事業用不動産関連						
	うち、その他不動産関連						
	うち、A D C 向け						
10a	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）						
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞						
11a	現金						
11b	取立未済手形						
	信用保証協会等による保証付						

	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証 付						
12	合計						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄からニ欄までには、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。

b イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。

c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

d ハ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額を記載すること。

e ニ欄には、CCFを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額を記載すること。

f ヘ欄には、ホ欄の額をハ欄及びニ欄の合計額で除して得た比率を記載すること。

g 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第二百二十七条又は第二百二十九条の規定により標準的手法を適用する事業単

位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十八条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株式等」の項を除き、その記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

h 項番1a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

i 項番1b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

j 項番1c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

k 項番2a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

l 項番2b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

m 項番2c「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

n 項番2d「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

o 項番2e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載する

こと。

- p 項番3「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- q 項番4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。
- r 項番4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- s 項番5「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第四十条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- t 項番6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー（同条第三項の規定により85パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（同条四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十二条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。
- u 「法人等向け うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- v 項番7a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第四十七条の五の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第五十三条の三の二の規定により150パーセントのリスク・ウ

ェイトが適用されるその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。

w 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。

x 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十四条第一項及び第三項の規定により75パーセント又は45パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。

y 「中堅中小企業等向け及び個人向けのうち、トランザクター向け」の項には、自己資本比率告示第四十四条第三項の規定により45パーセントのリスク・ウェイトが適用される個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

z 項番9「不動産関連向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十五条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）、賃貸用不動産向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）、事業用不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条第一項に規定する事業用不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）、その他不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条の二第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）及びADC向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条の三に規定するADC向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa 「不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

bb 「不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

cc 「不動産関連向けのうち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

dd 「不動産関連向けのうち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

ee 「不動産関連向けのうち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

ff 項番10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

gg 項番 10b「自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

hh 項番 11a「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

ii 項番 11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

jj 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

kk 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ll 項番 12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第六面の二の項番 11「合計」の項ニ欄の額と一致する。

mm 項番 12「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番 2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

nn この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

oo この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

pp この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(第六面)

(単位：百万円)

CR 5 a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー									
項 番	リスク・ウェイト 資産クラス	信用リスク・エクスポージャーの額（C C F・信用リスク削減手法適用後）							
		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	
1 a	日本国政府及び日本銀行向け								
1 b	外国の中央政府及び中央銀行向け								
1 c	国際決済銀行等向け								
2 a		0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
	我が国の地方公共団体向け								
2 b	外国の中央政府等以外の公共部門向け								
2 c	地方公共団体金融機構向け								
2 d	我が国の政府関係機関向け								
2 e	地方三公社向け								
3		0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
	国際開発銀行向け								

4		20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け										
	うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け										
5		10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	
	カバード・ボンド向け										
6		20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）										
	うち、特定貸付債権向け										
7 a		100%	150%	250%	400%	その他	合計				
	劣後債権及びその他資本性証券等										
7 b	株式等										
		45%	75%	100%	その他	合計					

8	中堅中小企業等向け及び個人向け									
9 a		20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合計
	不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向け									
		20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%			その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									
9 b		30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
	不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向け									
		30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									
9 c		70%	90%	110%	150%			その他	合計	
	不動産関連向けのうち、事業用不動産関連									

		70%	112.5%			その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの						
9 d		60%		その他		合計	
	不動産関連向け　うち、その他不動産関連						
		60%		その他		合計	
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの						
9 e		100%	150%	その他	合計		
	不動産関連向け　うち、A D C 向け						
10a		50%	100%	150%	その他	合計	
	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）						
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞						

		0%	10%	20%	その他	合計
11a	現金					
11b	取立未済手形					
	信用保証協会等による保証付					
	株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面には、自己資本比率告示第四章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額を記載すること。

b 内部格付手法を採用した場合は、自己資本比率告示第二百二十七条又は第二百二十九条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第四百四十八条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株式等」の項を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる

理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

- c 項番 1 a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番 1 b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- e 項番 1 c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番 2 a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番 2 b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番 2 c「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番 2 d「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番 2 e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番 3「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- 1 項番 4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十

条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。)、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー(自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)並びに保険会社向けエクスポージャー(自己資本比率告示第四十一条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。

m 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向けのうち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

n 項番5「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第四十条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

o 項番6「法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー(同条第三項の規定により85パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等(同条四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。)向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー(自己資本比率告示第四十二条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)を含む。)に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。

p 「法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)」のうち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

q 項番7a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第四十七条の五の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第五十三条の三の二第三項の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第七条の規定により、劣後債権及びその他資本性証券に150パーセント以外のリスク・ウェイトを適用する場合は、実際に適用されるリスク・ウェイトの欄を追加し、当該欄に当該劣後債権及びその他資本性証券に係る額を記載すること。

r 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの(同条第二項に掲げるものをいう。)及び株式等エクスポージャーに係る額を記載す

ること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば400%の欄に、それ以外の投資であれば250%の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

s 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十四条第一項及び第三項の規定により75パーセント又は45パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。

t 項番9a「不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十五条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

u 「不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向けのうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第四十五条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

v 項番9b「不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

w 「不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向けのうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

x 項番9c「不動産関連向けのうち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条第一項に規定する事業用不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9cに計上

しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

y 「不動産関連向けのうち、事業用不動産関連のうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第七四十七条第三項において準用する持株自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

z 項番 9 d「不動産関連向けのうち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条の二第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 9 d に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa 「不動産関連向けのうち、その他不動産関連のうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位以下であるその他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

bb 項番 9 e「不動産関連向けのうち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条の三に規定するADC向けエクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番 9 e に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

cc 項番 10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

dd 項番 10b「自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ee 項番 11a「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

ff 項番 11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

gg 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項

に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

hh 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ii この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

jj この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第六面の二)

(単位：百万円)

CR 5 b：標準的手法—リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーと C C F					
項番	リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ
		オン・バランスシートのエ クスポージャーの額	オフ・バランスシートのエ クスポージャーの額	C C F の加重平均値	信用リスク・エクスポー ジャーの額（C C F ・信用リ スク削減手法適用後）
1	40%未満				
2	40%—70%				
3	75%				
	80%				
4	85%				
5	90%—100%				
6	105%—130%				
7	150%				
8	250%				
9	400%				
10	1250%				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a イ欄、ロ欄及びニ欄には、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。
- b イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。
- c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。
- d ハ欄には、CCFを適用し、信用リスク削減手法の効果を勘案する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額をロ欄の額で除して得た比率を記載すること。
- e ニ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びCCFを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額を記載すること。
- f 内部格付手法を採用した場合は、自己資本比率告示第二百二十七条又は第二百二十九条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第四百四十八条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、当該株式等エクスポー

ヤーに係る係数を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

- g 項番 1「40%未満」の項には、40 パーセント未満のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- h 項番 2「40%—70%」の項には、40 パーセント以上 70 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番 3「75%」の項には、75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 「80%」の項には、80 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番 4「85%」の項には、85 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番 5「90%—100%」の項には、90 パーセント以上 100 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- m 項番 6「105%—130%」の項には、105 パーセント以上 130 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- n 項番 7「150%」の項には、150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- o 項番 8「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第五十三条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- p 項番 9「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第二号（同条第四項において準用する場合

を含む。)に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

q 項番 10「1250%」の項には、1,250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

r 項番 11「合計」の項ニ欄の額は、第五面の項番 12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。

s この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

t この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第七面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6：内部格付手法-ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー													
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
項番	PD 区分	オン・ バラン スシー ト・グ ロスエ クスポ ージャ ーの額	CCF・信 用リス ク削減 手法適 用前の オフ・ バラン スシー ト・エ クスポ ージャ ーの額	平均 CCF	CCF・信 用リス ク削減 手法適 用後 EAD	平均PD	債務者 の数	平均 LGD	平均残 存期間	信用リ スク・ アセッ トの額	リス ク・ウ ェイト の加重 平均値 (RWA densit y)	EL	適格引 当金
	ソブリン向けエクスポージャー												
1	0.00 以上 0.15 未満												
2	0.15 以上 0.25 未満												
3	0.25 以上 0.50 未満												
4	0.50 以上 0.75 未満												

5	0.75 以上 2.50 未満												
6	2.50 以上 10.00 未満												
7	10.00 以上 100.00 未満												
8	100.00 (デフォルト)												
9	小計												
	金融機関等向けエクスポージャー												
	(略)												
...													
	(略)												
合計 (全てのポートフォリオ)													

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される計数を記載すること（標準的手法を適用するポートフォリオについては、この面における開示の対象外とする。）。

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポージャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十八条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式

が適用されるエクスポージャーに限る。)、(7)購入債権（事業法人等向け）、(8)購入債権（リテール向け）、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、(10)居住用不動産向けエクスポージャー及び(11)その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び(4)から(11)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

- c 購入債権に係るポートフォリオにおいて、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合には、ポートフォリオの区分を「購入債権（デフォルト・リスク相当部分）」と「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に分け、「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に係る区分においては項の名称を適切な名称に置き換えること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。
- d 先進的内部格付手法を採用した場合にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用している場合には、内部格付手法ごとに面を分けて作成すること。
- e 自金融機関における債務者格付又はプールの区分にかかわらず、エクスポージャーに適用した PD 推計値に基づき、当該エクスポージャーをこの面の対応する「PD 区分」に割り当てること（「PD 区分」のレンジの設定は変更しないこと。）。
- f イ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除前かつ自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。また当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前のエクスポージャーの額とすること。
- g ロ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除前かつ CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCF を適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

- h ハ欄には、オフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額に係る加重平均 CCF（CCF 適用前かつ信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額に対する、CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案する前のエクスポージャーの合計額の割合）を記載すること。
- i ニ欄には、CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD を記載すること。
- j ホ欄には、PD の値を CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。
- k ヘ欄には、RWA 計算基準日時点における債務者の数を記載すること。概数を記載する場合には、その記載方針についても併せて説明すること。リテール向けエクスポージャーのポートフォリオについては、PD 推計にデフォルトした債権の数を用いている場合、債務者の数に代えて債権の数で開示することができる（債権の数で開示する場合には説明を付すこと。）。
- l ト欄には、LGD の値を CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。LGD は、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の LGD とする。
- m チ欄には、自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている取引のマチュリティを CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。当該欄は、RWA 計算においてマチュリティ情報が使用される場合にのみ記載すること。
- n b(6)のポートフォリオ区分を記載する場合において、リ欄には、自己資本比率告示第百四十八条第九項の規定により算出した信用リスク・アセットの額に、ル欄の額に 1250 パーセントを乗じた額を加算した額を記載すること。
- o ヌ欄には、リ欄の額をニ欄の額で除して得た値を記載すること。
- p ル欄には、自己資本比率告示第百三十一条の規定により算出された期待損失額を記載すること。
- q ヲ欄には、適格引当金の額を記載すること（PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャーについては、斜線を付すこと。）。
- r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロッシング・クライテリ

ア適用分」の項イ欄の額及び項番 5「信用リスク　うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。

s　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

t　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

u　この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

v　この面に記載する件数及び期間は、この面で指定された単位で記載し、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

w　この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(第八面)

(単位：百万円)

CR7：内部格付手法-信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響			
項番	ポートフォリオ	イ	ロ
		クレジット・デリバティブ勘案前の信用リスク・アセットの額	実際の信用リスク・アセットの額
1	ソブリン向けエクスポージャー-FIRB		
2	ソブリン向けエクスポージャー-AIRB		
3	金融機関等向けエクスポージャー-FIRB		
4	金融機関等向けエクスポージャー-AIRB		
5	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）-FIRB		
6	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）-AIRB		
7	特定貸付債権-FIRB		
8	特定貸付債権-AIRB		
9	リテール-適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー		
10	リテール-居住用不動産向けエクスポージャー		
11	リテール-その他リテール向けエクスポージャー		
12	購入債権-FIRB		
13	購入債権-AIRB		
14	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リ

スク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される計数を記載すること（標準的手法を適用するポートフォリオについては、この面における開示の対象外とする。）。
- b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番 1 から項番 8 まで、項番 12 及び項番 13 については、適用手法(基礎的内部格付手法(FIRB)及び先進的内部格付手法(AIRB))別に計数を記載すること。
- c イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）としてクレジット・デリバティブを利用しないと仮定した場合（信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブを現に利用していない場合を含む。）の信用リスク・アセットの額の合計額を記載すること。
- d ロ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の信用リスク・アセットの額の合計額を記載すること。
- e 必要に応じて、クレジット・デリバティブに係る信用リスク削減手法の効果について説明を付すこと。
- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- h この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(第九面)

(単位：百万円、%)

CR10：内部格付手法―特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランス シート の額	オフ・バ ランス シート の額	リス ク・ウェ イト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リ スク・ア セット の額	期待損 失
					PF	OF	CF	IPRE	合計		
優（Strong）	2.5 年未 満			50%							
	2.5 年以 上			70%							
良（Good）	2.5 年未 満			70%							
	2.5 年以 上			90%							
可（Satisfactory）				115%							
弱い（Weak）				250%							
デフォルト（Default）				—							

合計				—							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ラン ス シ ー ト の 額	オフ・バ ラン ス シ ー ト の 額	リ ス ク ・ ウ ェ イ ト			エクス ポー ジャー の 額（E A D）	信用 リス ク・ア セ ッ ト の 額	期 待 損 失		
優（Strong）	2.5 年未 満			70%							
	2.5 年以 上			95%							
良（Good）	2.5 年未 満			95%							
	2.5 年以 上			120%							
可（Satisfactory）				140%							
弱い（Weak）				250%							
デフォルト（Default）				—							
合計				—							

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）に係る計数を記載すること。
- b ヘ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。
- c ニ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。
- d ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果の勘案後のエクスポージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。
- e 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番4「信用リスクのうち、スロッシング・クライテリア適用分」の項イ欄の額と一致する。
- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- h この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

- i この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(第十面)

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		RC	PFE	実効 EPE	規制上の エクスポ ージャー の算定に 使用され る α	信用リス ク削減手 法適用後 のエクス ポージャ ー	リスク・ア セットの 額
1	SA-CCR				1.4		
2	期待エクスポ ージャー方式						
3	信用リスク削減 手法における簡 便手法						
4	信用リスク削減 手法における包 括的手法						
5	エクスポージャ ー変動推計モデ ル						
6	合計						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「SA-CCR」の項には、自己資本比率告示第五十七条の規定により SA-CCR を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第五十七条の二第二項及び第十七項の規定により算出する額を、ロ欄については自己資本比率告示第五十七条第六項及び第十八項の規定により算出する額を、ニ欄については「1.4」を、それぞれ記載すること。

- b 項番 2 「期待エクスポージャー方式」の項には、自己資本比率告示第五十九条の規定により期待エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、ハ欄については自己資本比率告示第五十九条第二項第二号の規定により算出した額を、ニ欄については自己資本比率告示第五十九条第二項第一号の算式において用いる α 又は自己資本比率告示第五十九条第四項の規定により独自に推計した α を、それぞれ記載すること。
- c 項番 3 「信用リスク削減手法における簡便手法」の項には、自己資本比率告示第四章第六節第四款に定める簡便手法により算出した額を記載すること。
- d 項番 4 「信用リスク削減手法における包括的手法」の項には、自己資本比率告示第四章第六節第三款に定める包括的手法（ただし、同款第七目の規定により算出する額を除く。）により算出した額を記載すること。
- e 項番 5 「エクスポージャー変動推計モデル」の項には、自己資本比率告示第二百二十六条の規定により算出した額を記載すること。
- f 項番 6 「合計」の項へ欄には、項番 1 から項番 5 までの項へ欄の合計額を記載すること。
- g ホ欄には、自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自己資本比率告示第五十六条第五項（自己資本比率告示第百三十九条第七項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により CVA の影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。
- h 項番 6 「合計」の項へ欄の額並びに第十六面の項番 1 「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番 11 「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額は、第一面の項番 6 「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- i この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- j この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第十一面)

(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA			
項番		イ	ロ
		構成要素の額	BA-CVAによるCVA リスク相当額
1	CVAリスクのうち取引 先共通の要素		
2	CVAリスクのうち取引 先固有の要素		
3	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「CVAリスクのうち取引先共通の要素」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における K_{reduced} の算式において、 ρ を一と仮定した場合に算出される K_{reduced} の値を記載する。
- b 項番2「CVAリスクのうち取引先固有の要素」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における K_{reduced} の算式において、 ρ を零と仮定した場合に算出される K_{reduced} の値を記載する。
- c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を記載すること。
- d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

g この面は、自金融機関が限定的なB A－C V Aを用いてC V Aリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(第十一面の二)

(単位：百万円)

CVA 2：完全なBA-CVA		
項番		イ
		CVAリスク相当額
1	K Reduced	
2	K Hedged	
3	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の三の三に定める K_{reduced} の値に割引係数 ($DS_{\text{BA-CVA}}$) 0.65 を乗じて得た額を記載すること。

b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数 ($DS_{\text{BA-CVA}}$) 0.65 を乗じて得た額を記載すること。

c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

g この面は、自金融機関が完全なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(第十一面の三)

(単位：百万円、先数)

CVA3：SA-CVAのCVAリスク相当額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		CVAリスク相当額	取引相手方の先数
1	金利リスク		
2	外国為替リスク		
3	参照先のクレジット・スプレッド・リスク		
4	株式リスク		
5	コモディティ・リスク		
6	取引相手方のクレジット・スプレッド・リスク		
7	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 項番1から項番6までの項イ欄の額には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を記載すること。
- 項番7「合計」の項イ欄の額には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。
- 項番7「合計」の項ロ欄の額には、SA-CVAによるCVAリスク相当額の算出対象となる取引相手方の先数を記載すること。
- この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数がある

ときはこれを切り捨てること。

- g この面は、自金融機関が $SA-CVA$ を用いて CVA リスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(第十一面の四)

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのCVAリスク相当額の変動表		
項番		CVAリスク相当額
1	前期末	
2	当中間期末	
	変動事由の説明	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百五十三条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- b 項番2「当中間期末」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- c 項番2「当中間期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。
- d この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- e 「変動事由の説明」の項には、当中間期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合は、当該欄は記載することを要しない。
- f 項番1「前期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。
- g この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(第十二面)

(単位：百万円)

CCR 3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー															
項番	業種	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）													
		0%	10%	20%	30%	40%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け														
2	外国の中央政府及び中央銀行向け														
3	国際決済銀行等向け														
4	我が国の地方公共団体向け														
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け														
6	国際開発銀行向け														
7	地方公共団体金融機構向け														
8	我が国の政府関係機関向け														
9	地方三公社向け														
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け														

11	法人等向け														
12	中小企業等向け及び個人向け														
13	上記以外														
14	合計														

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄からカ欄までには、自己資本比率告示第四章第六節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額を記入すること。
- b 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示百二十七条又は第二百二十九条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合には、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる（当該記載を省略した場合においては、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載するものとする。）。
- c 項番1「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番2「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- e 項番3「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番5「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額

を記載すること。

- h 項番 6「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番 7「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番 8「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番 9「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番 10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。
- m 項番 11「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番 12 に該当するものは含まないものとする。
- n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等（自己資本比率告示第四十二条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。）向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十四条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第十三面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CCR 4：内部格付手法-ポートフォリオ別及び PD 区分別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー								
項 番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	PD 区分	EAD (信用リスク削減効果勘案後)	平均 PD	取引相手方の数	平均 LGD	平均残存期間	信用リスク・アセット	リスク・ウェイトの加重平均値 (RWA density)
	ソブリン向けエクスポージャー							
1	0.00 以上 0.15 未満							
2	0.15 以上 0.25 未満							
3	0.25 以上 0.50 未満							
4	0.50 以上 0.75 未満							
5	0.75 以上 2.50 未満							
6	2.50 以上 10.00 未満							
7	10.00 以上 100.00 未満							
8	100.00 (デフォルト)							
9	小計							
	金融機関等向けエクスポージャー							
	(略)							
...								
	(略)							

合計（全てのポート フォリオ）						
--------------------	--	--	--	--	--	--

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 から項番 8 までの PD の範囲に応じて、リスク・アセットの計算に使用する PD を基に、取引相手方のエクスポージャーごとに、それぞれの計数を集計すること。
- b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ただし、ポートフォリオ区分には、少なくとも(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー及び(3)事業法人向けエクスポージャーを含むものとする。
- c 先進的内部格付手法を採用した場合にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用している場合、それぞれ面を分けて作成すること。
- d イ欄には、自己資本比率告示第四章第六節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD の額を記載すること。
- e ロ欄には、PD の値をイ欄の額により加重平均した値を記載すること。
- f ハ欄には、該当する PD の範囲にある取引相手の数を記載すること。概数を記載する場合には、その記載方針についても併せて説明すること。
- g ニ欄には、LGD の値をイ欄の額により加重平均した値を記載すること。
- h ホ欄には、自己資本比率告示の規定により信用リスク・アセットの額の算出に用いられている取引のマチュリティをイ欄の額により加重平均した値を記載すること。
- i ヘ欄には、内部格付手法により算出した信用リスク・アセットの額を記載すること。
- j ト欄には、ヘ欄の額をイ欄の額で除して得た値を記載すること。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- m この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- n この面に記載する件数及び期間は、この面で指定された単位で記載し、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

- この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(第十四面)

(単位：百万円)

CCR 5：担保の内訳							
項 番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		派生商品取引で使用される担保				レポ形式の取引で使用される担保	
		受入担保の公正価値		差入担保の公正価値		受入担保 の公正価 値	差入担保 の公正価 値
		分別管理 されてい る	分別管理 されてい ない	分別管理 されてい る	分別管理 されてい ない		
1	現金（国内通貨）						
2	現金（外国通貨）						
3	国内ソブリン債						
4	その他ソブリン債						
5	政府関係機関債						
6	社債						
7	株式						
8	その他担保						
9	合計						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自金融機関が行う派生商品取引又はレポ形式の取引において使用される担保の額につき、自己資本比率告示第四章第六節第三款第二目に定める標準的ボラティリティ調整率(エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率を除く。)を勘案した後の額を記載すること（イ欄、ロ欄及びホ欄にはボラティリティ調整率を控除した後の額を、ハ欄、ニ欄及びヘ欄にはボラティリティ調整

率を加算した後の額をそれぞれ記載すること。)

- b イ欄及びハ欄には、取引相手方以外の第三者において分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられている担保に係る額を記載すること。
- c ロ欄及びニ欄には、イ欄及びハ欄に該当するもの以外の担保に係る額を記載すること。
- d ホ欄及びヘ欄には、レポ形式の取引で使用する担保について現金及び有価証券の双方の額（超過担保を差し入れている場合又は受け入れている場合には、超過額を含めた額）をそれぞれ記載すること。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第十五面)

(単位：百万円)

CCR 6：クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー			
項 番		イ	ロ
		購入したプロテクシ ョン	提供したプロテクシ ョン
	想定元本		
1	シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップ		
2	インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ		
3	トータル・リターン・スワップ		
4	クレジットオプション		
5	その他のクレジット・デリバティブ		
6	想定元本合計		
	公正価値		
7	プラスの公正価値（資産）		
8	マイナスの公正価値（負債）		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 から項番 5 までの項には、商品ごとの想定元本の額を記載すること。
- b 項番 6 「想定元本合計」の項には、項番 1 から項番 5 までの項に計上される額の合計額を記載すること。
- c 項番 7 「プラスの公正価値（資産）」及び項番 8 「マイナスの公正価値（負債）」の項には、それぞれ正の時価の合計額及び負の時価の合計額を記載すること。
- d この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- e この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第十六面)

(単位：百万円)

CCR 8：中央清算機関向けエクスポージャー			
項 番		イ	ロ
		中央清算機関向け エクスポージャー (信用リスク削減 手法適用後)	リスク・アセットの 額
1	適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）		
2	適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）		
3	（i）派生商品取引（上場以外）		
4	（ii）派生商品取引（上場）		
5	（iii）レポ形式の取引		
6	（iv）クロスプロダクト・ネット ティングが承認された場合のネ ッティング・セット		
7	分別管理されている当初証拠金		
8	分別管理されていない当初証拠金		
9	事前拠出された清算基金		
10	未拠出の清算基金		
11	非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）		
12	非適格中央清算機関に対するトレ ード・エクスポージャー（当初証拠 金を除く。）		
13	（i）派生商品取引（上場以外）		
14	（ii）派生商品取引（上場）		
15	（iii）レポ形式の取引		

16	(iv) クロスプロダクト・ネット ティングが承認された場合のネ ッティング・セット		
17	分別管理されている当初証拠金		
18	分別管理されていない当初証拠金		
19	事前拋出された清算基金		
20	未拋出の清算基金		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項には、項番 2、項番 8、項番 9 及び項番 10 に計上される額の合計額を記載すること。
- b 項番 2 から項番 6 までの「適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の七第二項第一号に規定する適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー並びに自己資本比率告示第二百五十三条の七第二項第二号及び第三項に規定する直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーに係る計数を、該当する項目ごとにそれぞれ記載すること。
- c 項番 7 及び項番 17 「分別管理されている当初証拠金」の項には、中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられている差入当初証拠金の額を記載すること。
- d 項番 8 及び項番 18 「分別管理されていない当初証拠金」の項には、項番 7 及び項番 17 に該当するもの以外の差入当初証拠金に係る額を記載すること。
- e 項番 9 及び項番 19 「事前拋出された清算基金」の項には、清算基金のうち、報告基準日時点までに拋出している額に係る額を記載すること。
- f 項番 10 及び項番 20 「未拋出の清算基金」の項には、清算基金のうち、報告基準日時点において未拋出の額を記載すること。ただし、額が定まっていない場合には、各項を空欄とするとともに、額が定まっていない理由の説明を付すこと。
- g 項番 11 「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項には、項番 12、項番 18、項番 19 及び項番 20 に計上される額の合計額を記載すること。
- h 項番 12 から項番 16 までの「非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の七第一項に

規定する中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（ただし、適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーを除き、自金融機関が中央清算機関（適格中央清算機関を除く。）の間接清算参加者である場合には、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーを含む。）に係る計数を、該当する項目ごとに記載すること。

- i 項番 1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額及び項番 11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額並びに第十面の項番 6「合計」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番 6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- k この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第十七面)

(単位：百万円)

SEC 1：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）										
項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡 型証券化 取引	合成型証 券化取引	小計	資産譲渡 型証券化 取引	合成型証 券化取引	小計	資産譲渡 型証券化 取引	合成型証 券化取引	小計
1	リテール（合計）									
2	担保付住宅ローン									
3	クレジットカード債権									
4	その他リテールに係るエク スポージャー									
5	再証券化									
6	ホールセール（合計）									
7	事業法人向けローン									
8	商業用モーゲージ担保証券									
9	リース債権及び売掛債権									
10	その他のホールセール									
11	再証券化									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーの額のみを記載すること。
- b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十三号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- d ニ欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- f 自金融機関がオリジネーターかつスポンサーとして関与している証券化取引に係るエクスポージャーについては、ト欄からリ欄までとして「自金融機関がオリジネーター／スポンサー」の欄を新たに設けた上、ト欄を「資産譲渡型証券化取引」、チ欄を「合成型証券化取引」、リ欄を「小計」とし、原資産の種類ごとにエクスポージャーの額を記載すること。この場合において、「自金融機関が投資家」の欄はヌ欄からヲ欄までとするものとする。
- g ト欄からリ欄まで（f の場合においてはヌ欄からヲ欄まで）には、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る証券化エクスポージャーの額を記載すること。
- h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この h において同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。
- i 再証券化に関連する全ての証券化エクスポージャーは、項番 11「再証券化」の項に記載し、それ以外の項に記載しないこと。
- j 項番 2 から項番 4 まで及び項番 7 から項番 10 までの項の各項目は、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーの取引内容をより適切に表すことができる場合には、修正することができる。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第十八面)

(単位：百万円)

SEC 2：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）										
項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡 型証券化 取引	合成型証 券化取引	小計	資産譲渡 型証券化 取引	合成型証 券化取引	小計	資産譲渡 型証券化 取引	合成型証 券化取引	小計
1	リテール（合計）									
2	担保付住宅ローン									
3	クレジットカード債権									
4	その他リテールに係るエ クスポージャー									
5	再証券化									
6	ホールセール（合計）									
7	事業法人向けローン									
8	商業用モーゲージ担保証 券									
9	リース債権及び売掛債権									
10	その他のホールセール									
11	再証券化									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーの額のみを記載すること。
- b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十三号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- d ニ欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引について

は原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- f 自金融機関がオリジネーターかつスポンサーとして関与している証券化取引に係るエクスポージャーについては、ト欄からリ欄までとして「自金融機関がオリジネーター／スポンサー」の欄を新たに設けた上、ト欄を「資産譲渡型証券化取引」、チ欄を「合成型証券化取引」、リ欄を「小計」とし、原資産の種類ごとにエクスポージャーの額を記載すること。この場合において、「自金融機関が投資家」の欄はヌ欄からヲ欄までとするものとする。
- g ト欄からリ欄まで（f の場合においてはヌ欄からヲ欄まで）には、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る証券化エクスポージャーの額を記載すること。
- h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。
- i 再証券化に関連する全ての証券化エクスポージャーは、項番 11「再証券化」の項に記載し、それ以外の項に記載しないこと。
- j 項番 2 から項番 4 まで及び項番 7 から項番 10 までの項の各項目は、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーの取引内容をより適切に表すことができる場合には、修正することができる。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第十九面)
(単位：百万円)

SEC 3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	ヨ
		合 計	資 産						合 成							
			譲 渡 型 証 券 化 取 引 (小 計)	証 券 化		再 証 券 化			型 証 券 化 取 引 (小 計)	証 券 化		再 証 券 化				
				裏 付 け と な る リ テ ー ル	ホ ー ル セ ー ル					裏 付 け と な る リ テ ー ル	ホ ー ル セ ー ル					
	エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）															
1	20%以下のリスク・ウェイトが適用される 証券化エクスポージャー															

2	20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
3	50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
4	100%超1250%未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
5	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
	エクスポージャーの額（算出方法別）															
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー															
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー															
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー															
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）															
10	内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット															

11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット															
12	標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット															
13	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット															
	所要自己資本の額（算出方法別）															
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															
16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															
17	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自金融機関が証券化取引にオリジネーター(自己資本比率告示第一条第六十三号に規定するオリジネーターをいう。)として関与している場合の当該証券化取引に係る額のみを記載すること。
- b 「エクスポージャーの額(リスク・ウェイト区分別)」の項番1から項番5までの項には、証券化取引の種類に応じ、リスク・ウェイト区分別のエクスポージャーの額を記載すること。
- c 「エクスポージャーの額(算出方法別)」の項番6から項番9までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別のエクスポージャーの額を記載すること。
- d 「信用リスク・アセットの額(算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額(自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額)を記載すること。
- e 「所要自己資本の額(算出方法別)」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額(自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百三十一条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額)を記載すること。
- f 項番9「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。
- g 項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

- i 項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- l 項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- m 項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- n 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第二十面)

(単位：百万円)

SEC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）																
項 番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	ヨ
		合 計	資 産 譲 渡 型 証 券 化 取 引 （ 小 計）	証券化		再証券化		合 成 型 証 券 化 取 引 （ 小 計）	証券化		再証券化					
				裏 付 け と な る リ テ ー ル	ホ ー ル セ ー ル	シ ニ ア	非 シ ニ ア		裏 付 け と な る リ テ ー ル	ホ ー ル セ ー ル	シ ニ ア	非 シ ニ ア				
エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）																
1	20%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															

2	20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
3	50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
4	100%超1250%未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
5	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
	エクスポージャーの額（算出方法別）															
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー															
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー															
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー															
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）															
10	内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット															

11	外部格付準拠の額又は内部評価方式により															
14	外部格付準拠方式が適用される証券化															
12	標準的手法準拠方式に係る所要自己資本信用リ															
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用															
13	1250%の証券化エクスポージャーが適用される証券 化自己資本ポージャーに係る信用リスク・アセ															
16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エ															
	所要自己資本の額係算所要法別資本															
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化 化エクスポージャーに係る所要自己資本															
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用 される証券化エクスポージャーに係る所要 自己資本															
16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エ クスポージャーに係る所要自己資本															
17	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券 化エクスポージャーに係る所要自己資本															

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a この面においては、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも

該当しない証券化取引に係る額のみを記載すること。

- b 「エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）」の項番 1 から項番 5 までの項には、証券化取引の種類に応じ、リスク・ウェイト区分別のエクスポージャーの額を記載すること。
- c 「エクスポージャーの額（算出方法別）」の項番 6 から項番 9 までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別のエクスポージャーの額を記載すること。
- d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番 10 から項番 13 までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。
- e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番 14 から項番 17 までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百三十一条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。
- f 項番 9「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番 13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番 17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。
- g 項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番 12「標準的手法準拠方式により

算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j 項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

k 項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l 項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m 項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

n 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第二十一面)

(単位：百万円)

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		マーケット・リスク相当額
1	一般金利リスク	
2	株式リスク	
3	コモディティ・リスク	
4	外国為替リスク	
5	信用スプレッド・リスク（非証券化商品）	
6	信用スプレッド・リスク（証券化商品（非CTP））	
7	信用スプレッド・リスク（証券化商品（CTP））	
8	デフォルト・リスク（非証券化商品）	
9	デフォルト・リスク（証券化商品（非CTP））	
10	デフォルト・リスク（証券化商品（CTP））	
11	残余リスク・アドオン	
	その他	
12	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 から項番 7 までの項には、自己資本比率告示第二百六十三条の二第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- b 項番 8 から項番 10 までの項には、自己資本比率告示第二百七十一条第一項第一号に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- c 項番 11「残余リスク・アドオン」の項には、自己資本比率告示第二百七十五条第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リ

スク相当額を記載すること。

- d 「その他」の項には、項番 1 から項番 11 までの項のいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。
- e 項番 12「合計」の項には、項番 1 の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。
- f 項番 12「合計」の項の額は、第一面の項番 21「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- i この面は、自金融機関が標準的方式採用金庫の場合又は内部モデル方式採用金庫の場合にあっては、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載すること。

(第二十二面)

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳									
項 番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
			算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テスト の 超 過 回 数 (99.0%)	前中間期の算出基準日を含む直近十二週間の値	
			当中間期末	平均値	最大値	最小値		前中間期末	平均値
1	制約がない期待ショート・ フォール (IMCC (C))								
2	リ ス ク・クラ ス	一般金利リスク							
3		株式リスク							
4		コモディティ・リ スク							
5		外国為替リスク							
6		信 用 ス プ レ ッ ド・リスク							
7	制約がある期待ショート・								

	フォール (IMCC (C _i))							
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)							
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)							
10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)							
11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ							
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)							
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマ							

	マーケット・リスク (C_u) (ロ)					
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)					
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク ($SA_{all\ desk}$) (ニ)					
16	マーケット・リスクの合計額 (ACR_{total}) $\min((イ) + (ロ); (ニ)) + \max(0, (ハ))$					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C)) の値を記載すること。
- b 項番2「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- c 項番3「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- e 項番5「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- f 項番6「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- g 項番7「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C_i))」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- h 項番8「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額 (IMCC) の値を記載すること。
- i 項番9「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の五

第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの（SES）の値を記載すること。

j 項番 10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク（DRC）」の項には、自己資本比率告示第二百六十条に定めるDRCモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額（DRC）の値を記載すること。

k 項番 11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。

l 項番 12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める C_A 及び DRC の合計額（ $IMA_{G,A}$ ）に資本サーチャージを加算した値を記載すること。

m 項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額（ C_u ）の値を記載すること。

n 項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMA_{G,A}$ の値から自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定めるグリーン・ゾーン（G）又はアンバー・ゾーン（A）に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額（ $SA_{G,A}$ ）の値を控除した値を記載すること。

o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額（ $SA_{all\ desk}$ ）の値を記載すること。

p 項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額（ ACR_{total} ）の値を記載すること。

q イ欄には、当中間期末の額を記載すること。

- r ロ欄には、当中間期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当中間期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当中間期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、自己資本比率告示第二百五十八条の二第二項に定める全社的なバック・テストの超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前中間期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前中間期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(第二十三面)

(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引以外の取引	オプション取引		
			簡便法により算出した額	デルタ・プラス法により算出した額	シナリオ法により算出した額
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額				
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額				
3	コモディティ・リスクの額				
4	外国為替リスクの額				
5	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額				
6	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条及び第二百七十七条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百七十七条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比

率告示第二百七十六条及び第二百七十八条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百七十八条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。

c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条及び第二百八十条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条及び第二百七十九条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百八十五条の二から第二百八十五条の四までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額並びに自己資本比率告示第二百八十五条の五及び第二百八十五条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。

f 項番6「合計」の項には、項番1から項番5までの合計額を記載すること。

g 項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額は、第一面の「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

h イ欄には、自己資本比率告示第二百七十七条から第二百八十条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。

i ロ欄には、自己資本比率告示第二百八十二条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

j ハ欄には、自己資本比率告示第二百八十三条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を記載すること。

k ニ欄には、自己資本比率告示第二百八十四条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

n この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(第二十四面)

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当中間期末	前中間期末	当中間期末	前中間期末
1	上方パラレルシフト				
2	下方パラレルシフト				
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値				
		ホ		ヘ	
		当中間期末		前中間期末	
8	Tier1 資本の額				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

- a この面において「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいう。
- b この面において「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいう。
- c この面において「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）」を加える金利ショックをいう。

通貨	パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）
----	----------------------------

アルゼンチン通貨	400
オーストラリア通貨	350
ブラジル通貨	400
カナダ通貨	200
スイス通貨	175
中華人民共和国通貨	225
欧州経済通貨統合参加国通貨	225
英国通貨	275
中華人民共和国（香港特別行政区） 通貨	225
インドネシア通貨	400
インド通貨	325
本邦通貨	100
大韓民国通貨	225
メキシコ通貨	400
ロシア通貨	400
サウジアラビア通貨	275
スウェーデン通貨	275
シンガポール通貨	175
トルコ通貨	400
アメリカ合衆国通貨	200
南アフリカ共和国通貨	325
その他の通貨	100 から 400 のうち、自金融機関が定める値

d この面において「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、c の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）」にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

e この面において「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「スティープ化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{S}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{steepener,c}(t)$ は、スティープ化に関する金利変動幅

c は、通貨（以下この面において同じ。）

t は、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\bar{S}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この面において同じ。）

$\bar{S}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この面において同じ。）

x は、4（以下この面において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)	長期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)
アルゼンチン通貨	500	300
オーストラリア通貨	425	300
ブラジル通貨	500	300
カナダ通貨	275	175
スイス通貨	250	200
中華人民共和国通貨	300	150
欧州経済通貨統合参加国通貨	350	200
英国通貨	425	250
中華人民共和国（香港特別行政区） 通貨	375	200
インドネシア通貨	500	300
インド通貨	475	225
本邦通貨	100	100
大韓民国通貨	350	225
メキシコ通貨	500	200
ロシア通貨	500	300
サウジアラビア通貨	375	250
スウェーデン通貨	425	200
シンガポール通貨	250	225
トルコ通貨	500	300

アメリカ合衆国通貨	300	225
南アフリカ共和国通貨	500	300
その他の通貨	100 から 500 のうち、自金 融機関が定める値	100 から 300 のうち、自金 融機関が定める値

f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{flattener,c}(t) = 0.8 \cdot \left(\bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \bar{S}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{flattener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{short,c}(t) = \bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta S_{short,c}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

h この面において「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

i 項番1「上方パラレルシフト」の項には、上方パラレルシフトに基づく $\angle$ EVE（イ欄及びロ欄）及び $\angle$ NII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。

j 項番2「下方パラレルシフト」の項には、下方パラレルシフトに基づく $\angle$ EVE（イ欄及びロ欄）及び $\angle$ NII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。

k 項番3「スティープ化」の項には、スティープ化に基づく $\angle$ EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。

l 項番4「フラット化」の項には、フラット化に基づく $\angle$ EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。

m 項番5「短期金利上昇」の項には、短期金利上昇に基づく $\angle$ EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。

n 項番6「短期金利低下」の項には、短期金利低下に基づく $\angle$ EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。

- o 項番 7「最大値」の項イ欄及びロ欄には、それぞれの欄の項番 1 から項番 6 までの値のうち最大のものを記載すること。
- p 項番 7「最大値」の項ハ欄及びニ欄には、それぞれの欄の項番 1 又は項番 2 の値のうちいずれか大きいものを記載すること。
- q この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第二十五面)

(単位：百万円、%)

CCyB 1 : カウンター・シクリカル・バッファ比率に係る国又は地域別の状況				
	イ	ロ	ハ	ニ
国又は地域	各金融当局が定める 比率	カウンター・シク リカル・バッファ ー比率の計算に 用いた当該国又 は地域に係る信 用リスク・アセッ トの額の合計額 とデフォルト・リ スクに対するマ ーケット・リスク 相当額の合計額 を 8 パーセント で除して得た額 とを合算した額	カウンター・シク リカル・バッファ ー比率	カウンター・シク リカル・バッファ ーの額
小計				
合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 「国又は地域」の欄には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、信用リスク・アセット又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を有し、かつ、対象期間中に国又は地域の金融当局が定める比率（本邦の場合には自己資本比率告示第二条の二第四項第一号又は第十四条の二第四項第一号に規定する別に指定した比率をいい、本邦以外の国又は地域の場合には自己資本比率告示第二条の二第四項第二号又は第十四条の二第四項第二号に規定する本邦以外の国又は地域の金融当

局が定める比率をいう。以下この面において「各金融当局が定める比率」という。)が零を超えた国又は地域をそれぞれ記載すること。

- b イ欄には、「国又は地域」の欄に関して、開示の基準日時点で適用される各金融当局が定める比率をそれぞれ記載すること。
- c ロ欄には、カウンター・シクリカル・バッファ比率の計算に用いるため、国又は地域別に算出された信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額をそれぞれ記載すること。この場合において、当該算出に用いた地理的配分の方法を開示するとともに、最終リスクベースでの算出を行っていない国又は地域及び信用リスク・アセット又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の種類について、説明を付すこと。また、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額の主な変動要因及び適用される各金融当局が定める比率との関係性に関して、簡潔に情報を記載すること。
- d 「小計」の項には、国又は地域別に記載したロ欄の額の合計額を記載すること。
- e 「合計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである全ての国又は地域（各金融当局が定める比率が設定されていない国又は地域及び各金融当局が定める比率を零と設定している国又は地域を含む。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額（ロ欄）、自金融機関のカウンター・シクリカル・バッファ比率（ハ欄）及びカウンター・シクリカル・バッファの所要水準を満たすために保有する普通株式等 Tier1 資本の額（ニ欄）をそれぞれ記載すること。
- f 「合計」の項ハ欄の比率は、当中間期に係る別紙様式第八号又は別紙様式第九号の開示を行う場合、これらの様式の項番9「カウンター・シクリカル・バッファ比率」の項イ欄の比率と一致する。
- g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- h この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(第二十六面)

(単位：百万円、件)

OR 1：オペレーショナル・リスク損失の推移												
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		当中間 期末	前中間 期末	前々中 間期末	ハの前 中間期 末	ニの前 中間期 末	ホの前 中間期 末	ヘの前 中間期 末	トの前 中間期 末	チの前 中間期 末	リの前 中間期 末	直近十 年間の 平均
二百万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計 額（特殊損失控除前）											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計 額（特殊損失控除後）											
千万円を超える損失を集計したもの												
6	ネットの損失の合計 額（特殊損失控除前）											

7	損失の件数											
8	特殊損失の総額											
9	特殊損失の件数											
10	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
オペレーショナル・リスク相当額の計測に関する事項												
11	I L Mの算出への内部損失データ利用の有無											
12	項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。

b 項番2「損失の件数」の項には、aの二百万円を超える額の損失の件数を記載すること。

- c 項番3「特殊損失の総額」の項には、二百万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- d 項番4「特殊損失の件数」の項には、cの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- e 項番5「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- f 項番6「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- g 項番7「損失の件数」の項には、fの千万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- h 項番8「特殊損失の総額」の項には、千万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- i 項番9「特殊損失の件数」の項には、hの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- j 項番10「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除したオペレーショナル・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- k 項番11「ILMの算出への内部損失データ利用の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、内部損失データを用いたILMの算出（自己資本比率告示第二百八十九条第一項第一号に定める方法による算出をいう。）の有無を記載すること。
- l 項番12「項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、自己資本比率告示第二百九十一条第一項の承認を受けていない場合において、自金融機関の内部損失データに係る基準（自己資本比率告示第二百九十三条第一号に定める基準をいう。）充足の有無を記載すること。
- m それぞれの項の対象となる範囲に変更が生じている場合は、説明を付すこと。
- n 直近五年以上十年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合は、ル欄中「直近十年間」を「直近五年以上の計測期間」と読み替えるものとする。

- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(第二十七面)

(単位：百万円)

OR 2 : B I C の構成要素				
項番		イ	ロ	ハ
		当中間期末	前中間期末	前々中間期末
1	I L D C			
2	資金運用収益			
3	資金調達費用			
4	金利収益資産			
5	受取配当金			
6	S C			
7	役務取引等収益			
8	役務取引等費用			
9	その他業務収益			
10	その他業務費用			
11	F C			
12	特定取引勘定のネット損益 (特定取引等のネット損益)			
13	特定取引勘定以外の勘定のネ ット損益 (特定取引等以外の 勘定のネット損益)			
14	B I			
15	B I C			
16	除外特例の対象となる連結子法 人等又は事業部門を含む B I			
17	除外特例によって除外した B I			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用

する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率告示第二百八十八条に定める算式及び自己資本比率告示別表第一に定める用語の意義に基づく計数を記載すること。
- b 項番 4「金利収益資産」の項には、財務諸表に掲載される各会計期末の全ての貸出金、利付証券（政府債を含む。）及びリース投資資産の額の合計額を記載すること。
- c 項番 14「B I」の項には、項番 1、項番 6 及び項番 11 の合計額を記載すること。
- d 項番 15「B I C」の項には、項番 14「B I」に自己資本比率告示第二百八十八条第四項に定める掛目を適用して算出した額を記載すること。
- e 項番 16「除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むB I」の項には、自己資本比率告示第二百九十七条の承認を受け除外した連結子法人等又は事業部門を含むB I の額を記載すること。
- f 項番 17「除外特例によって除外したB I」の項には、項番 14 と項番 16 の差額を記載すること。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(第二十八面)

(単位：百万円)

OR 3：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要		
項番		
1	B I C	
2	I L M	
3	オペレーショナル・リスク相当額	
4	オペレーショナル・リスク・アセットの額	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「B I C」の項には、自己資本比率告示第二百八十八条に定めるB I Cの額を記載すること。
- b 項番2「I L M」の項には、自己資本比率告示第二百八十九条に定めるI L Mの値を記載すること。ただし、一部の連結子法人又は事業部門において自己資本比率告示第二百九十条第一項第一号に定める方法によりI L Mの値を算出している場合には、当該I L Mの値と自己資本比率告示第二百八十九条第一項第一号又は第二号に定める方法により算出したI L Mの値をB I Cの値により加重平均して得た値を記載すること。
- c 項番3「オペレーショナル・リスク相当額」の項には、自己資本比率告示第二百八十七条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4「オペレーショナル・リスク・アセットの額」の項には、自己資本比率告示第二百八十七条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e この様式に記載する額は、この様式で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f I L Mの値（項番2）は、小数点以下二位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(第二十九面)

(単位：百万円)

ENC 1：担保資産の状況					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		担保に供されて いる資産の額	担保に供されてい ない資産の額	合計	うち、証券化エ クスポートジャ ーの額
1	現金預け金				
2	特定取引資産				
3	有価証券				
4	貸出金				
5	．．．．．				
	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産を対象として計数を記載すること。
- b 項番 1 から項番 4 までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除すること。
- c イ欄には、法令、規則、契約その他の制約（市場流動性に関する制約を除く。）により、各金融機関が流動化、売却、移転、譲渡を行うことが禁じられている又は制限されている資産の額を記載すること。
- d この面に定める項目につき自金融機関で該当する額がない場合は、「－」を記載すること。
- e この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第三十面)

(単位：百万円)

CMS 2：ポートフォリオ別の内部格付手法と標準的手法の信用リスク・アセットの比較					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		信用リスク・アセットの額			
		内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額	イ欄の内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額について、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額（フロア掛目前）
1	ソブリン向けエクスポージャー				
	うち、我が国の地方公共団体向け				
	うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け				
	うち、国際開発銀行向け				
	うち、地方公共団体金融機構向け				
	うち、我が国の政府関係機関向け				
	うち、地方三公社向け				
2	金融機関等向けエクスポージャー				

3	株式等向けエクスポージャー				
4	購入債権				
5	事業法人向けエクスポージャー（中堅 中小企業向けエクスポージャー及び 特定貸付債権を除く。）				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
6	中堅中小企業向けエクスポージャー				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
7	居住用不動産向けエクスポージャー				
8	適格リボルビング型リテール向けエ クスポージャー				
9	その他リテール向けエクスポージャ ー				
10	特定貸付債権				
	うち、事業用不動産向け貸付け及び ボラティリティの高い事業用不動 産向け貸付け				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四及び第百四十九条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識されるCCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

b ロ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、標準的手法により算出したCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

c ハ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

d ニ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、標準的手法により算出した、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。また、当該額は資本フロアに係る掛目を勘案する前の額とすること。

e 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

f 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

g 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、

北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。) 向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

h 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

i 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

j 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

k 項番3「株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十八条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により信用リスク・アセットの額を算出する株式等エクスポージャーに係る額は含めないこととする。また、令和十年三月三十一日以降、自金融機関の保有する株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第五十三条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額はイ欄及びロ欄には記載せず、これらの信用リスク・アセットの額の合計額をハ欄及びニ欄に記載すること。

l 項番4「購入債権」の項には、購入債権に係る額を記載すること。また、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合は、その額を含めた額を記載すること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。

m 項番11「合計」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

n 項番11「合計」の項ハ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

o 項番11「合計」の項ニ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面の開示を行う場合には、同面の項番

1 「信用リスク」の項ニ欄の額と一致する。

p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

q この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

r この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(別紙様式第四号)

(単位：百万円、%)

CC 1：自己資本の構成（連結）				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様 式第十 四号 (CC2) の参照 項目
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目（1）				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額			
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額			
2	うち、利益剰余金の額			
1c	うち、自己株式の額（△）			
26	うち、社外流出予定額（△）			
	うち、上記以外に該当するものの額			
1b	普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の 合計額			
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備 金の額			
	うち、危機対応準備金の額			
	うち、特別準備金の額			
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株 主持分の額			
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 （イ）			
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目（2）				

8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額			
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
11	繰延ヘッジ損益の額			
12	適格引当金不足額			
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
15	退職給付に係る資産の額			
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額			
18	少数出資金融機関等の普通株式の額			
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額			
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額			

23		うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
27		その他 Tier1 資本不足額			
28		普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）			
普通株式等 Tier1 資本					
29		普通株式等 Tier1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）			
その他 Tier1 資本に係る基礎項目（3）					
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額			
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
34		その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
36		その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額（二）			
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
37		自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			

39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
42	Tier2 資本不足額			
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			
その他 Tier1 資本				
44	その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)			
Tier1 資本				
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)			
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)				
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
	Tier2 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額			
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
48	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額			
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)			
Tier2 資本に係る調整項目 (5)				
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
53	意図的に保有している他の金融機関等の			

	Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連 調達手段の額			
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及 びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及び その他外部 TLAC 関連調達手段の額			
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)			
Tier2 資本				
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)			
総自己資本				
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)			
リスク・アセット (6)				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)			
連結自己資本比率及び資本バッファ (7)				
61	連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))			
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))			
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))			
64	最低連結資本バッファ比率			
65	うち、資本保全バッファ比率			
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ ー比率			
67	うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率			
68	連結資本バッファ比率			
調整項目に係る参考事項 (8)				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に 係る調整項目不算入額			
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段 のうち普通株式に係る調整項目不算入額			

74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額			
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額			
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 （9）				
76	一般貸倒引当金の額			
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額			
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額			

（注）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

（1）普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の項には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十九年三月二十九日に公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化－第2フェーズ」と題する文書のテンプレート CC1 における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

（2）普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

- a 「繰延ヘッジ損益」とは、連結財務諸表規則第六十九条の五第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合にお

けるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

- b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法を採用した場合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第三号に掲げる額をいう。

（３）その他 Tier1 資本に係る基礎項目

- a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式

の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

- a 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号イに掲げる額をいう。
- c 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号ロに掲げる額をいう。

(5) Tier2 資本に係る調整項目

「少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額」及び「その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額」の項につき、ロ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、その他外部 TLAC 関連調達手段の額に係る額は計上することを要しない。

(6) リスク・アセット

「リスク・アセットの額」とは、自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額をいう。

(7) 連結自己資本比率及び資本バッファ

当期に係る別紙様式第九号の開示を行う場合には、項番 64「最低連結資本バッファ比率」の項の比率は同様式の項番 11「最低連結資本バッファ比率」の項の比率と、項番 65「うち、資本保全バッファ比率」の項の比率は同様式の項番 8「資本保全バッファ比率」の項の比率と、項番 66「うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率」の項の比率は同様式の項番 9「カウンター・シクリカル・バッファ比率」の項の比率と、項番 67「うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率」の項の比率は同様式の項番 10「G-SIB/D-SIB バッファ比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

(8) 調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(9) Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

- a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百三十三条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。
- b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法を採用した場合において、自己資本比率告示第百三十三条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(10) その他

- a ハ欄には、この様式と別紙様式第十一号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合は、記載することを要しない。）。
- b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- c この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の

端数は切り捨てること。

(別紙様式第五号)

(第一面)

(単位：百万円)

項番（国際 様式（LR1） の該当番 号）	項目	当期末	前期末
1	貸借対照表における総資産の額		
3	リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エク スポンジャーに係る調整		
4	中央銀行預け金に係る除外による調整（△）		
5	顧客資産のうち、連結貸借対照表に計上されている金額 （△）		
6	有価証券の売買を約定日基準により会計処理している 場合における調整項目		
7	キャッシュ・プーリング契約に基づく資金の移動に係る 調整項目		
8	デリバティブ取引等に関する調整額		
8 a	デリバティブ取引等に関する額		
8 b	デリバティブ取引等に関連する資産の額（△）		
9	レポ取引等に関する調整額		
9 a	レポ取引等に関する額		
9 b	レポ取引等に関する額（△）		
10	オフ・バランス取引に関する額		
11	Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）		
12	その他の調整項目		
12 a	Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）		
12 b	支払承諾見返勘定の額（△）		
12 c	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価 の額（相殺した額に相当する部分に限る。）		
12 d	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動 証拠金の対価の額（△）		

13	総エクスポージャーの額		
----	-------------	--	--

(注)

- a 項番3「リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エクスポージャーに係る調整」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第五項の規定によりオン・バランス資産の額に算入することとなった額をいう。
- b 項番4「中央銀行預け金に係る除外による調整（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定によりオン・バランス資産の額に算入しないこととなった額をいう。
- c 項番6「有価証券の売買を約定日基準により会計処理している場合における調整項目」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第三項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入する有価証券の売却に係る未収金の額が連結貸借対照表に計上されている未収金の額を超過する場合にはその超過する額を加算項目として、当該未収金の額に不足する場合にはその不足する額を控除項目として記載すること。
- d 項番7「キャッシュ・プーリング契約に基づく資金の移動に係る調整項目」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第四項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入するキャッシュ・プーリング契約に基づく集約後の単一の口座の残高が連結貸借対照表に計上されている参加顧客口座の残高を超過する場合にはその超過する額を加算項目として、当該参加顧客口座の残高に不足する場合にはその不足する額を控除項目として記載すること。
- e 項番8 a「デリバティブ取引等に関する額」は、第二面の項番13「デリバティブ取引等に関する額」と一致すること。
- f 項番8 b「デリバティブ取引等に関連する資産の額（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第二項第二号に掲げる額をいう。
- g 項番9 a「レポ取引等に関する額」は、第二面の項番18「レポ取引等に関する額」と一致すること。
- h 項番9 b「レポ取引等に関する額（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第三号及び第二項第三号に掲げる額の合計額をいう。

- i 項番 10「オフ・バランス取引に関する額」は、第二面の項番 22「オフ・バランス取引に関する額」と一致すること。
- j 項番 11「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第四号に掲げる額をいい、第二面の項番 5「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」と一致すること。
- k 項番 12 a「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第五号に掲げる額をいい、第二面の項番 6「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」と一致すること。
- l 項番 12 b「支払承諾見返勘定の額（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第二項第一号に掲げる額をいう。
- m 項番 12 c「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第一号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第一号に掲げる額をいい、第二面の項番 2「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）」と一致すること。
- n 項番 12 d「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第二号に掲げる額をいい、第二面の項番 3「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」と一致すること。
- o 項番 13「総エクスポージャーの額」は、第二面の項番 24「総エクスポージャーの額」と一致すること。
- p 「国際様式（LR1）の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公表された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表 LR1 に記載された番号をいう。
- q 「当期末」及び「前期末」とあるのは、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」及び「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」及び「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- r この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、行を削除せず、「－」を記載すること。

(第二面)

(単位：百万円、%)

項番（国際様式（LR2）の該当番号）	項目	当期末	前期末
オン・バランス資産の額（１）			
1	個別項目調整前のオン・バランス資産の額		
2	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）		
3	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）		
4	レポ取引等により受領した証券の計上額（△）		
5	Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）		
6	Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）		
7	オン・バランス資産の額（イ）		
デリバティブ取引等に関する額（２）			
8	デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額		
9	デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額		
10	間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に零とした中央清算機関向けエクスポージャーの額（△）		
11	クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額		
12	クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）		
13	デリバティブ取引等に関する額（ロ）		
レポ取引等に関する額（３）			
14	レポ取引等に関する資産の額		
15	レポ取引等に関する資産の額から控除した額（△）		

16	レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額		
17	代理取引のエクスポージャーの額		
18	レポ取引等に関する額 (ハ)		
オフ・バランス取引に関する額 (4)			
19	オフ・バランス取引の想定元本の額		
20	オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額 (△)		
22	オフ・バランス取引に関する額 (ニ)		
単体レバレッジ比率 (5)			
23	資本の額 (ホ)		
24	総エクスポージャーの額 ((イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ)) (ヘ)		
25	単体レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))		
26	適用する所要単体レバレッジ比率		
27	適用する所要単体レバレッジ・バッファ率		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率 (6)			
	総エクスポージャーの額 (ヘ)		
	日本銀行に対する預け金の額		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーの額 (ヘ')		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ'))		
平均値の開示 (7)			
28	レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値 ((ト) + (チ))		
	レポ取引等に関する資産の額に係る平均値 (ト)		

		レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均 値 (△) (チ)		
29		レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る四半期末 の値 ((リ) + (ヌ))		
	14	レポ取引等に関する資産の額に係る四半期末の値 (リ)		
	15	レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る四半 期末の値 (△) (ヌ)		
30		総エクスポージャーの額 (レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値 を使用し、日本銀行に対する預け金を算入しない場合) (ル)		
30 a		総エクスポージャーの額 (レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値 を使用し、日本銀行に対する預け金を算入する場合) (ヲ)		
31		単体レバレッジ比率 (レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値 を使用し、日本銀行に対する預け金を算入しない場合) ((ホ) / (ル))		
31 a		単体レバレッジ比率 (レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値 を使用し、日本銀行に対する預け金を算入する場合) ((ホ) / (ヲ))		

(注)

(1) オン・バランス資産の額

a 項番1「個別項目調整前のオン・バランス資産の額」とは、レバレッジ比率告示
第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第二項の規定により算出
した額をいう。

- b 項番 2 「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第一号に掲げる額をいい、第一面の項番 12 c 「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）」と一致すること。
- c 項番 3 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第二号に掲げる額をいい、第一面の項番 12 d 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」と一致すること。
- d 項番 4 「レポ取引等により受領した証券の計上額（△）」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第三号に掲げる額を記載すること。
- e 項番 5 「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第四号に掲げる額をいい、第一面の項番 11 「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」と一致すること。
- f 項番 6 「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第五号に掲げる額をいい、第一面の項番 12 a 「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」と一致すること。

(2) デリバティブ取引等に関する額

- a 項番 8 「デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額（同条第三項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。）をいう。
- b 項番 9 「デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額（同条第六項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。）をいう。
- c 項番 10 「間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に零とした中央清算機関向けエクスポージャーの額（△）」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第三項第二号イただし書

及び第六項第二号イただし書の規定により零とした額の合計額を記載すること。

- d 項番 11「クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第三号に掲げる合計額（同条第九項及び第十項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額を控除する前の額をいう。）をいう。
- e 項番 12「クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第九項及び第十項の規定により商工組合中央金庫がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ等の想定元本の額から控除した額及び当該商工組合中央金庫がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額の合計額を記載すること。

(3) レポ取引等に関する額

- a 項番 14「レポ取引等に関する資産の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。）をいう。
- b 項番 15「レポ取引等に関する資産の額から控除した額（△）」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第二項の規定により控除した現金の支払債務の額を記載すること。
- c 項番 16「レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

(4) オフ・バランス取引に関する額

- a 項番 19「オフ・バランス取引の想定元本の額」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第十条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）、同条第四項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）及び同条第五項におけるオフ・バランス取引に係る証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額をいう。）の合計額を記載すること。
- b 項番 20「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額（△）」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第十条第二項、第四項若しくは第五項の規定によりエクスポージャーの額を算出するに

当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

(5) 単体レバレッジ比率

- a 項番 23「資本の額」とは、自己資本比率告示第十四条第二号の算式に規定する Tier 1 資本の額をいう。
- b 項番 25「単体レバレッジ比率」は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- c 項番 25「単体レバレッジ比率」における総エクスポージャーの額は、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定により日本銀行に対する預け金をオン・バランス資産の額に算入しないこととなった場合における第一面の項番 4「中央銀行預け金に係る除外による調整 (△)」に記載された額を控除した額とする。
- d 項番 26「適用する所要単体レバレッジ比率」には、三パーセント（レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定の適用があるときにあっては、三・一五パーセント）を記載すること。
- e 項番 27「適用する所要単体レバレッジ・バッファ率」には、自己資本比率告示第十四条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率（レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第二条第一項ただし書に規定するときにあつては、当該比率に〇・〇五パーセントを加えて得た比率）を記載すること。ただし、連結レバレッジ比率を算出している場合にあつては、記載することを要しない（この場合には、当該項目の行を削除することができる。）。

(6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率

- a レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定の適用があるときに限り、記載することとし、これらの規定の適用がない場合には、この項目に係る行の全体を削除することができる。
- b 「日本銀行に対する預け金の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定によりオン・バランス資産の額に算入しないこととなった額をいい、第一面の項番 4「中央銀行預け金に係る除外による調整 (△)」と一致すること。

(7) 平均値の開示

- a 「レポ取引等に関する資産の額に係る平均値」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額

(同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。)について対象となる四半期の開始日から算出基準日までの期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。

- b 「レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均値(△)」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第二項の規定により控除した現金の支払債務の額について対象となる四半期の開始日から算出基準日までの期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。
- c 項番 30 及び項番 30 a 「総エクスポージャーの額」は、項番 18 の額に代えて項番 28、項番 16 及び項番 17 の額の合計額とすること。

(8) その他

- a 「国際様式(LR2)の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公表された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表 LR2 に記載された番号をいう。
- b 「当期末」及び「前期末」とあるのは、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」及び「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」及び「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- c この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、行を削除せず、「－」を記載すること。

(第三面)

(単位：百万円)

項番（国際 様式（LR1） の該当番 号）	項目	当期末	前期末
1	連結貸借対照表における総資産の額		
2	連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資 産の額（△）		
3	リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エク スポージャーに係る調整		
4	中央銀行預け金に係る除外による調整（△）		
5	顧客資産のうち、連結貸借対照表に計上されている金額 （△）		
6	有価証券の売買を約定日基準により会計処理している 場合における調整項目		
7	キャッシュ・プーリング契約に基づく資金の移動に係る 調整項目		
8	デリバティブ取引等に関する調整額		
8 a	デリバティブ取引等に関する額		
8 b	デリバティブ取引等に関連する資産の額（△）		
9	レポ取引等に関する調整額		
9 a	レポ取引等に関する額		
9 b	レポ取引等に関する額（△）		
10	オフ・バランス取引に関する額		
11	Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）		
12	その他の調整項目		
12 a	Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）		
12 b	支払承諾見返勘定の額（△）		
12 c	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価 の額（相殺した額に相当する部分に限る。）		
12 d	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動		

		証拠金の対価の額 (△)		
	12 e	連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額 (連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)		
13		総エクスポージャーの額		

(注)

- a 項番 2「連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額 (△)」には、レバレッジ比率告示第三条第二項の規定により連結の範囲に含めないこととなった子法人等の資産の額を記載すること。
- b 項番 3「リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エクスポージャーに係る調整」とは、レバレッジ比率告示第七条第五項の規定によりオン・バランス資産の額に算入することとなった額をいう。
- c 項番 4「中央銀行預け金に係る除外による調整 (△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第六項の規定によりオン・バランス資産の額に算入しないこととなった額をいう。
- d 項番 6「有価証券の売買を約定日基準により会計処理している場合における調整項目」には、レバレッジ比率告示第七条第三項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入する有価証券の売却に係る未収金の額が連結貸借対照表に計上されている未収金の額を超過する場合にはその超過する額を加算項目として、当該未収金の額に不足する場合にはその不足する額を控除項目として記載すること。
- e 項番 7「キャッシュ・プーリング契約に基づく資金の移動に係る調整項目」には、レバレッジ比率告示第七条第四項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入するキャッシュ・プーリング契約に基づく集約後の単一の口座の残高が連結貸借対照表に計上されている参加顧客口座の残高を超過する場合にはその超過する額を加算項目として、当該参加顧客口座の残高に不足する場合にはその不足する額を控除項目として記載すること。
- f 項番 8 a「デリバティブ取引等に関する額」は、第二面の項番 13「デリバティブ取引等に関する額」と一致すること。
- g 項番 8 b「デリバティブ取引等に関連する資産の額 (△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第二項第二号に掲げる額をいう。
- h 項番 9 a「レポ取引等に関する額」は、第二面の項番 18「レポ取引等に関する額」と一致すること。

- i 項番 9 b 「レポ取引等に関する額 (△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第三号及び第二項第三号に掲げる額の合計額をいう。
- j 項番 10 「オフ・バランス取引に関する額」は、第二面の項番 22 「オフ・バランス取引に関する額」と一致すること。
- k 項番 11 「Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金) (△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第四号に掲げる額をいい、第二面の項番 5 「Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金) (△)」と一致すること。
- l 項番 12 a 「Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金以外) (△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第五号に掲げる額をいい、第二面の項番 6 「Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金以外) (△)」と一致すること。
- m 項番 12 b 「支払承諾見返勘定の額 (△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第二項第一号に掲げる額をいう。
- n 項番 12 c 「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額 (相殺した額に相当する部分に限る。)」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第一号に掲げる額をいい、第二面の項番 2 「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額 (相殺した額に相当する部分に限る。)」と一致すること。
- o 項番 12 d 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額 (△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第二号に掲げる額をいい、第二面の項番 3 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額 (△)」と一致すること。
- p 項番 12 e 「連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額 (連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)」とは、レバレッジ比率告示第三条第一項の規定により連結の範囲に含まれる子会社の資産の額をいう。
- q 項番 13 「総エクスポージャーの額」は、第二面の項番 24 「総エクスポージャーの額」と一致すること。
- r 「国際様式 (LR1) の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公表された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表 LR1 に記載された番号をいう。
- s 「当期末」及び「前期末」とあるのは、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」及び「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」及び「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- t この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、行を削

除せず、「一」を記載すること。

(第四面)

(単位：百万円、%)

項番（国際様式（LR2）の該当番号）	項目	当期末	前期末
オン・バランス資産の額（１）			
1	個別項目調整前のオン・バランス資産の額		
2	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）		
3	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）		
4	レポ取引等により受領した証券の計上額（△）		
5	Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）		
6	Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）		
7	オン・バランス資産の額（イ）		
デリバティブ取引等に関する額（２）			
8	デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額		
9	デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額		
10	間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に零とした中央清算機関向けエクスポージャーの額（△）		
11	クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額		
12	クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）		
13	デリバティブ取引等に関する額（ロ）		
レポ取引等に関する額（３）			
14	レポ取引等に関する資産の額		
15	レポ取引等に関する資産の額から控除した額（△）		

16	レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエク スポージャーの額		
17	代理取引のエクスポージャーの額		
18	レポ取引等に関する額 (ハ)		
オフ・バランス取引に関する額 (4)			
19	オフ・バランス取引の想定元本の額		
20	オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変 換調整の額 (△)		
22	オフ・バランス取引に関する額 (ニ)		
連結レバレッジ比率 (5)			
23	資本の額 (ホ)		
24	総エクスポージャーの額 ((イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ)) (ヘ)		
25	連結レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))		
26	適用する所要連結レバレッジ比率		
27	適用する所要連結レバレッジ・バッファ率		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率 (6)			
	総エクスポージャーの額 (ヘ)		
	日本銀行に対する預け金の額		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポ ージャーの額 (ヘ')		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッ ジ比率 ((ホ) / (ヘ'))		
平均値の開示 (7)			
28	レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値 ((ト) + (チ))		
	レポ取引等に関する資産の額に係る平均値 (ト)		

		レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均 値 (△) (チ)		
29		レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る四半期末 の値 ((リ) + (ヌ))		
	14	レポ取引等に関する資産の額に係る四半期末の値 (リ)		
	15	レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る四半 期末の値 (△) (ヌ)		
30		総エクスポージャーの額 (レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値 を使用し、日本銀行に対する預け金を算入しない場合) (ル)		
30 a		総エクスポージャーの額 (レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値 を使用し、日本銀行に対する預け金を算入する場合) (ヲ)		
31		連結レバレッジ比率 (レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値 を使用し、日本銀行に対する預け金を算入しない場合) ((ホ) / (ル))		
31 a		連結レバレッジ比率 (レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値 を使用し、日本銀行に対する預け金を算入する場合) ((ホ) / (ヲ))		

(注)

(1) オン・バランス資産の額

a 項番1「個別項目調整前のオン・バランス資産の額」とは、レバレッジ比率告示
第七条第二項の規定により算出した額をいう。

b 項番2「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額 (相殺した額

に相当する部分に限る。)」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第一号に掲げる額をいい、第一面の項番 12 c 「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）」と一致すること。

c 項番 3 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第二号に掲げる額をいい、第一面の項番 12 d 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」と一致すること。

d 項番 4 「レポ取引等により受領した証券の計上額（△）」には、レバレッジ比率告示第七条第一項第三号に掲げる額を記載すること。

e 項番 5 「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第四号に掲げる額をいい、第一面の項番 11 「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」と一致すること。

f 項番 6 「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第五号に掲げる額をいい、第一面の項番 12 a 「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」と一致すること。

(2) デリバティブ取引等に関する額

a 項番 8 「デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額（同条第三項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。）をいう。

b 項番 9 「デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額（同条第六項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。）をいう。

c 項番 10 「間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に零とした中央清算機関向けエクスポージャーの額（△）」には、レバレッジ比率告示第八条第三項第二号イただし書及び第六項第二号イただし書の規定により零とした額の合計額を記載すること。

d 項番 11 「クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第三号に掲げる合計額（同条第九項及び第十項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額を控除する前の額をいう。）をいう。

e 項番 12 「クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）」には、レバレッジ比率告示第八条第九項

及び第十項の規定により商工組合中央金庫又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ等の想定元本の額から控除した額及び当該商工組合中央金庫又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額の合計額を記載すること。

(3) レポ取引等に関する額

- a 項番 14「レポ取引等に関する資産の額」とは、レバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。）をいう。
- b 項番 15「レポ取引等に関する資産の額から控除した額（△）」には、レバレッジ比率告示第九条第二項の規定により控除した現金の支払債務の額を記載すること。
- c 項番 16「レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額」とは、レバレッジ比率告示第九条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

(4) オフ・バランス取引に関する額

- a 項番 19「オフ・バランス取引の想定元本の額」には、レバレッジ比率告示第十条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）、同条第四項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）及び同条第五項におけるオフ・バランス取引に係る証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額をいう。）の合計額を記載すること。
- b 項番 20「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額（△）」には、レバレッジ比率告示第十条第二項、第四項若しくは第五項の規定によりエクスポージャーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

(5) 連結レバレッジ比率

- a 項番 23「資本の額」とは、自己資本比率告示第二条第二号の算式に規定する Tier 1 資本の額をいう。
- b 項番 25「連結レバレッジ比率」は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- c 項番 25「連結レバレッジ比率」における総エクスポージャーの額は、レバレッジ比率告示第七条第六項の規定により日本銀行に対する預け金をオン・バランス資産の額に算入しないこととなった場合における第一面の項番 4「中央銀行預け金に係る除外による調整（△）」に記載された額を控除した額とする。

- d 項番 26「適用する所要連結レバレッジ比率」には、三パーセント（レバレッジ比率告示第七条第六項の規定の適用があるときにあっては、三・一五パーセント）を記載すること。
 - e 項番 27「適用する所要連結レバレッジ・バッファ比率」には、自己資本比率告示第二条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率（レバレッジ比率告示第二条第一項ただし書に規定するときにあっては、当該比率に〇・〇五パーセントを加えて得た比率）を記載すること。
- (6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率
- a レバレッジ比率告示第七条第六項の規定の適用があるときに限り、記載することとし、これらの規定の適用がない場合には、この項目に係る行の全体を削除することができる。
 - b 「日本銀行に対する預け金の額」とは、レバレッジ比率告示第七条第六項の規定によりオン・バランス資産の額に算入しないこととなった額をいい、第一面の項番 4「中央銀行預け金に係る除外による調整（△）」と一致すること。
- (7) 平均値の開示
- a 「レポ取引等に関する資産の額に係る平均値」には、レバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。）について対象となる四半期の開始日から算出基準日までの期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。
 - b 「レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均値（△）」には、レバレッジ比率告示第九条第二項により控除した現金の支払債務の額について対象となる四半期の開始日から算出基準日までの期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。
 - c 項番 30 及び項番 30 a「総エクスポージャーの額」は、項番 18 の額に代えて項番 28、項番 16 及び項番 17 の額の合計額とすること。
- (8) その他
- a 「国際様式（LR2）の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公表された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表 LR2 に記載された番号をいう。
 - b 「当期末」及び「前期末」とあるのは、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」及び「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」及び「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。

- c この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、行を削除せず、「－」を記載すること。

(別紙様式第六号)

1	発行者	
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	
	規制上の取扱い (1)	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 (2)	
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 (3)	
	連結自己資本比率	
	単体自己資本比率	
9	額面総額 (4)	
10	表示される科目の区分 (5)	
	連結貸借対照表	
	単体貸借対照表	
11	発行日 (6)	
12	償還期限の有無	
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	
15	初回償還可能日及びその償還金額 (7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 (8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 (9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別 (10)	
18	配当率又は利率 (11)	
19	配当等停止条項の有無 (12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の	

	有無 (13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	
31	元本の削減が生じる場合 (19)	
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	
33	元本回復特約の有無 (21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	
36	非充足資本等要件の有無 (23)	
37	非充足資本等要件の内容 (23)	

(注)

- (1) 自己資本比率告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式の普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額、第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式のその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額又は第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式の Tier2 資本に係る基礎項目の額のうち、自己資本比率告示に基づき自己資本調達手段の額の全部又は一部が参入されるもの（普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額、その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額、Tier2 資本に係る基礎項目の額の別）を記載すること。
- (2) 商工組合中央金庫のほか、自己資本調達手段がその自己資本比率の算出において自己資本に算入される親法人等又は子法人等が存在する場合には、当該親法人等又は子法人等を記載すること。

- (3) 直近に公表された自己資本比率の算出において、自己資本に係る基礎項目の額に算入された額を記載すること。
- (4) 自己資本調達手段につき額面金額が定められていない場合には、記載を要しない。
- (5) 「連結貸借対照表」については、「株主資本」、「被支配株主持分」及び「負債」のうち該当するものを記載し、「単体貸借対照表」については、「株主資本」及び「負債」のうち該当するものを記載すること。
- (6) 発行日を特定することが困難である場合には、記載を要しない。
- (7) 「初回償還可能日」とは、発行後五年を経過した日以後の日であって、発行者が初めて償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。以下同じ。）を行うことが可能な日をいう。
- (8) 「特別早期償還特約」とは、一定の事由が生じた場合に発行後五年を経過する日前に償還等を行うことを可能とする特約をいう。
- (9) 「任意償還可能日」とは、発行者による償還等が可能な日をいう。
- (10) 配当率（利率）が、固定配当率（利率）の場合には「固定」と、変動配当率（利率）の場合は「変動」と、当初は固定配当率（利率）であって一定期間経過後に変動配当率（利率）に変更される場合は「固定から変動」と、当初は変動配当率（利率）であって一定期間経過後に固定配当率（利率）に変更される場合は「変動から固定」と記載すること。
- (11) 変動配当率（利率）については、その基準とする市場金利の名称及びこれに加算する百分率を記載すること。

ただし、私募や相対取引の方法により行われたため配当率又は利率が一般に公表されていない資本調達手段については、これらを資本調達手段の特性（通貨・満期の有無及び償還期限・期限前償還条項の有無等）ごとに区分し、当該区分ごとに基準日における加重平均利率を開示することができる。
- (12) 「配当等停止条項」とは、剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における同等以上の質の自己資本調達手段に係る剰余金の配当又は利息の支払に関する発行者に対する制約事項を定める条項をいう。
- (13) 発行者の有する剰余金の配当又は利息の支払についての裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。
- (14) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合の概要を記載すること。
- (15) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、当該転換が生じる自

- 己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部転換」、「全部転換又は一部転換」又は「常に一部転換」のうち、該当するものを記載すること。
- (16) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、自己資本調達手段一つにつき交付される他の資本調達手段の数を記載すること。なお、転換比率の修正に関する条項が定められている場合には、当該転換比率の修正に係る概要も記載すること。
- (17) 他の種類の資本調達手段への転換に係る発行者の有する裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。
- (18) 「元本の削減」には、自己資本調達手段の元本金額が減額される場合のほか、当該自己資本調達手段が無償で発行者に譲渡される場合等、実質的に元本の削減と同じ効果が生じる場合を含む。
- (19) 元本の削減が生じる場合の概要を記載すること。
- (210) 元本の削減が生じる場合において、元本の削減が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部削減」、「全部削減又は一部削減」又は「常に一部削減」のうち、該当するものを記載すること。
- (21) 「元本回復特約」とは、元本の削減後に一定の事由を満たすことを条件として当該削減された元本部分の全部又は一部の回復を可能とする旨の特約をいう。
- (22) 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段が存在しない場合には、「一般債務」と記載すること。
- (23) 「非充足資本等要件」とは、自己資本調達手段の全部又は一部が算入される自己資本に係る基礎項目の額の区分に応じ、自己資本比率告示に定める普通株式の要件、その他 Tier1 資本調達手段の要件又は Tier2 資本調達手段の要件のうち、当該自己資本調達手段が充足しないものをいい、複数の非充足資本等要件がある場合には、実質破綻認定時損失吸収条項（自己資本比率告示第六条第四項第十五号、第七条第四項第十号、第十八条第四項第十五号又は第十九条第五項第十号に掲げる要件をいう。）など、自己資本調達手段又はその他外部 TLAC 調達手段の損失吸収力を判断するために特に重要と認められるものを記載することができる。

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV 1：リスク・アセットの概要					
国 際 様 式 の 該 当 番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、基礎的内部格付手法適用分				
4	うち、スロッシング・クライテリア適用分				
5	うち、先進的内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー				
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7	うち、S A－C C R適用分				
8	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
9	その他				
10	C V Aリスク				
	うち、S A－C V A適用分				
	うち、完全なB A－C V A適用分				
	うち、限定的なB A－C V A適用分				
11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー				

12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（リスク・スルー方式）				
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドレート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）				
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）				
15	未決済取引				
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分				
18	うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分				
19	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
20	マーケット・リスク				
21	うち、標準的方式適用分				
22	うち、内部モデル方式適用分				
	うち、簡易的方式適用分				
23	勘定間の振替分				
24	オペレーショナル・リスク				
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
26	フロア調整				

27	合計				
----	----	--	--	--	--

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面のb以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番6から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番25に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項には、「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- b 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十八条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- c 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第七面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番12「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- d 項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

- e 項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第九面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第七面の開示を行う場合には、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応したそれぞれの面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、別紙様式第二号第九面又は別紙様式第三号第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。
- f 項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項には、自己資本比率告示第百三十条に規定するスロットティング・クライテリアを利用して算出する自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。また、項番4に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- g 項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十三面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第九面の開示を行う場合には、別紙様式第二号第十三面又は別紙様式第三号第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。
- h 項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項には、先進的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、当該欄は記載することを要しない。
- i 項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第九面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第七面の開示を行う場合には、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応したそれぞれの面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。
- j 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場

合には、同面の項番 1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

k 「信用リスク うち、重要な出資のエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の二の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十一条の二の規定により、1250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

l 「信用リスク うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百五十九条に規定するリース取引における見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m 「信用リスク その他」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十四条の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十一条第二項の規定により、100 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

n 項番 6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十四面及び第二十一面の開示並びに当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十面及び第十六面の開示を行う場合には、別紙様式第二号第十四面又は別紙様式第三号第十面の項番 6「合計」の項ヘ欄の額並びに別紙様式第二号第二十一面又は別紙様式第三号第十六面の項番 1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番 11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

o 項番 6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番 2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

p 項番 7「カウンターパーティ信用リスク うち、S A－C C R適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示第百三十九条第七項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

q 項番 8「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポージャー方式適用分」

の項には、自己資本比率告示第五十九条（自己資本比率告示第百三十九条第七項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

r 項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第三面の開示を行う場合には、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

s 「カウンターパーティ信用リスクのうち、中央清算機関関連エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第六章の三の規定により算出した中央清算機関関連エクスポージャーに係るリスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

t 項番10「CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第六章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

u 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当四半期に係る第五面及び第六面の開示を行う場合には、第五面の項番2「当四半期末」の項の額を8パーセントで除して得た額及び第六面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

v 「CVAリスクのうち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十五面の三の開示、当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十一面の三の開示を行う場合には、それぞれの面の項番7「合計」の項イ欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。

w 項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十八条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十八条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本

の額については、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

x 項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（リスク・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

y 項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドレート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

z 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

aa 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

bb 項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

cc 項番 15「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

dd 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ee 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、別紙様式第二号第二十四面又は別紙様式第三号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第三号第二十面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

ff 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番 4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額と一致する。

gg 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、別紙様式第二号第二十四面又は別紙様式第三号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第三号第二十面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

hh 項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー

ー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

jj 項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー ー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

kk 項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー ー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ll 項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー ー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

mm 項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー ー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

nn 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー ー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期

末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

oo 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

pp 項番 20「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

qq 項番 21「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十六面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第二十一面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項の額と一致する。

rr 項番 22「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期に係る第四面の開示を行う場合には、同面の項番16「マーケット・リスクの合計額（ ACR_{total} ）」の項の額から同面の項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク（ C_u ）」の項の額を控除した額を記載すること。

ss 「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期に係る別紙様式第二号第二十九面の開示を行う場合には、同面の項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

tt 項番 23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章若しくは第三章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

uu 項番 24「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載す

ること。

vv 項番 25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の三の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十一条の三の規定により、250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ww 項番 26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条若しくは第二十四条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

xx 「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスク その他」の項イ欄の額、項番 11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番 12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番 13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）」の項イ欄の額、項番 14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項イ欄の額、項番 23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番 25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番 7「その他リスク・アセット」の項ロ欄及びハ欄の額と一致する。

yy この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

zz この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

aaa この面におけるロ欄及びニ欄の「前四半期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

(第二面)

CR8：内部格付手法を適用した信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表		
項番		信用リスク・アセットの額
1	前四半期末時点における信用リスク・アセットの額	
2	当四半期中の要因別の変動額	資産の規模
3		ポートフォリオの質
4		モデルの更新
5		手法及び方針
6		買収又は売却
7		為替の変動
8		その他
9	当四半期末時点における信用リスク・アセットの額	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される信用リスク・アセットの額に係る計数を記載すること（標準的手法を適用するエクスポージャーについては、この面における開示の対象外とする。）。
- b 項番2「資産の規模」の項には、会計上の総資産の本質的な変動（新規事業の取組による資産の増加及び債権の満期到来による資産の減少を含み、事業体の取得又は売却に伴う資産の変動は含まない。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- c 項番3「ポートフォリオの質」の項には、債務者及び案件の信用リスクの変化（格付区分の遷移又はこれに類似した影響等）により、保有するポートフォリオの質に対する自金融機関の評価が変動することに起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- d 項番4「モデルの更新」の項には、モデルの導入、モデルの利用範囲の変更又はモデルの欠陥に対処するための変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載す

ること。

- e 項番 5「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更又は新たな規制の導入等による計算手法の変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- f 項番 6「買収又は売却」の項には、事業体の取得又は売却による会計上の資産規模の変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- g 項番 7「為替の変動」の項には、為替変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- h 項番 8「その他」の項には、項番 2 から項番 7 までに掲げる項目以外の要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については、必要に応じて項番 7 と項番 8 との間に項を追加した上、当該要因及び当該要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。
- i 「当四半期中の要因別の変動額」の項番 2 から項番 8 までの項については、変動額が負の場合には負数を記載すること。
- j 「当四半期中の要因別の変動額」の項番 2 から項番 8 までの項については、自金融機関による合理的な見積りに基づいて変動額を記載することができる。ただし、当該見積りに当たって用いた手法や前提等について、説明を付すこと。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l 開示に使用する額の単位については、当四半期末におけるリスク・アセットの額を 100 で除した額（最大でも 1000 億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- m この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(第三面)

CCR 7 :期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表		
項番		信用リスク・アセットの額
1	前四半期末時点における信用リスク・アセットの額	
2	当四半期中の変動額	資産の規模
3		取引相手方の信用力
4		モデルの更新(期待エクスポージャー方式に係る変動のみ)
5		手法及び方針(期待エクスポージャー方式に係る変動のみ)
6		買収又は売却
7		為替の変動
8		その他
9	当四半期末時点における信用リスク・アセットの額	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 2 「資産の規模」の項には、会計上の総資産の本質的な変動（新規事業の取組による資産の増加及び債権の満期到来による資産の減少を含み、事業体の取得又は売却に伴う資産の変動を除く。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- b 項番 3 「取引相手方の信用力」の項には、自金融機関における信用リスク管理の枠組みにおいて、自金融機関が採用する手法に基づき計測された取引相手方の信用力の変化に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- c 項番 4 「モデルの更新（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）」の項には、期待エクスポージャー方式の導入、当該方式の適用する範囲の変更又は当該方式の欠陥に対処するための変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。ただし、期待エクスポージャー方式に係る変動に限るものとする。
- d 項番 5 「手法及び方針（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）」の項には、当局による規制の変更又は新たな規制の導入等による計算手法の変更に起因する信用リ

スク・アセットの額の変動額を記載すること。ただし、期待エクスポージャー方式に係る変動に限るものとする。

- e 項番 6「買収又は売却」の項には、事業体の取得又は売却による会計上の資産規模の変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- f 項番 7「為替の変動」の項には、為替変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- g 項番 8「その他」の項には、項番 2 から項番 7 までに掲げる項目以外の要因（内部格付手法の見直しに係る変動を含む。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番 7 と項番 8 との間に項を追加した上、当該要因及び当該要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。
- h 項番 9「当四半期末における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番 8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- i この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- j 開示に使用する額の単位については、当四半期末におけるリスク・アセットの額を 100 で除した額（最大でも 1000 億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- k この面は、与信相当額の算出に当たり期待エクスポージャー方式を用いていない場合には作成することを要しない。

(第四面)

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳									
項 番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
			算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テスト ティングの 超過回数 (99.0%)	前四半期の算出基準日を含む直近十二週間の値	
			当四半期末	平均値	最大値	最小値		前四半期末	平均値
1	制約がない期待ショート・ フォール (IMCC (C))								
2	リ ス ク・ク ラ ス	一般金利リスク							
3		株式リスク							
4		コモディティ・リ スク							
5		外国為替リスク							
6		信用スプレッ ド・リスク							
7	制約がある期待ショート・								

	フォール (IMCC (C_i))							
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)							
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)							
10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)							
11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ							
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)							
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (C_u) (ロ)							

14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)				
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク ($SA_{all\ desk}$) (ニ)				
16	マーケット・リスクの合計額 (ACR_{total}) $\min((イ) + (ロ); (ニ)) + \max(0, (ハ))$				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、自己資本比率告示第二百五十九の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C)) の値を記載

すること。

- b 項番2「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- c 項番3「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- e 項番5「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- f 項番6「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- g 項番7「制約がある期待ショート・フォール（IMCC（ C_i ））」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- h 項番8「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（IMCC）」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額（IMCC）の値を記載すること。
- i 項番9「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（SES）」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの（SES）の値を記載すること。
- j 項番10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク（DRC）」の項には、自己資本比率告示第二百六十条に定める DRC モデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額（DRC）の値を記載すること。

- k 項番 11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。
- l 項番 12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める C_A 及び DRC の合計額 ($IMA_{G,A}$) に資本サーチャージを加算した値を記載すること。
- m 項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額 (C_u) の値を記載すること。
- n 項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMA_{G,A}$ の値から自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定めるグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{G,A}$) の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{all\ desk}$) の値を記載すること。
- p 項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 (ACR_{total}) の値を記載すること。
- q イ欄には、当四半期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当四半期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当四半期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当四半期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、自己資本比率告示第二百五十八条の二第二項に定める全社的なバック・テストの超過回数を記載すること。

- v へ欄には、前四半期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前四半期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(第五面)

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのCVAリスク相当額の変動表		
項番		CVAリスク相当額
1	前四半期末	
2	当四半期末	
	変動事由の説明	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前四半期末」の項には、直前の四半期末における自己資本比率告示第二百五十三条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- b 項番1「前四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項二欄の額と一致する。
- c 項番2「当四半期末」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- d 項番2「当四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項八欄の額と一致する。
- e この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f 「変動事由の説明」の項には、当四半期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合は、当該欄は記載することを要しない。
- g 項番1「前四半期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。
- h この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を

算出する場合において作成することを要する。

(第六面)

(単位：百万円)

CMS 1：内部モデルを用いた手法と標準的手法のリスク・アセットの比較					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセットの額			
		内部モデルを用いて算出したリスク・アセットの額	標準的な手法適用分のリスク・アセットの額	リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的な手法により算出したリスク・アセットの額 (フロア掛目前)
1	信用リスク				
2	カウンターパーティ信用リスク				
3	CVAリスク				
4	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
5	マーケット・リスク				
6	オペレーショナル・リスク				
7	その他リスク・アセット				
8	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄には、内部モデルを用いた手法（内部格付手法、内部モデル手法、期待エクスポージャー方式、エクスポージャー変動額推計モデル及び内部評価方式をいう。以下この面において同じ。）のうち、承認を受けた手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- b ロ欄には、承認を受けた内部モデルを用いた手法以外の手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- c ハ欄には、イ欄及びロ欄に計上される額の合計額を記載すること。
- d ニ欄には、ハ欄に計上されるリスク・アセットの額について、内部モデルを用いた手法の承認を得ていないものとみなして算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- e 項番1「信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- f 項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- g 項番3「CVAリスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、第一面の項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番5「マーケット・リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番20「マーケット・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番6「オペレーショナル・リスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番24「オペレーショナル・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番7「その他リスク・アセット」の項ロ欄及びハ欄の額は、第一面の「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスク その他」のイ欄の額、項

番 11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番 12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番 13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）」の項イ欄の額、項番 14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項イ欄の額、項番 15「未決済取引」の項イ欄の額、項番 23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番 25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額と一致する。

- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- n この面は、自金融機関が内部モデルを用いた手法のうちいずれの承認も受けていない場合には、作成することを要しない。

(別紙様式第八号)

(単位：百万円、%)

KM 1 : 主要な指標（単体）						
国際様式 の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四 半期 末	前四 半期 末	前々 四半 期末	ハの前 四半期 末	ニの 前四 半期 末
資本						
1	普通株式等 Tier 1 資本の額					
2	Tier 1 資本の額					
3	総自己資本の額					
リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額					
4 a	リスク・アセットの額（フロア調整前）					
	リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）					
自己資本比率						
5	普通株式等 Tier 1 比率					
5 a	普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）					
	普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）					
6	Tier 1 比率					
6 a	Tier 1 比率（フロア調整前）					
	Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）					
7	総自己資本比率					
7 a	総自己資本比率（フロア調整前）					
	総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）					

資本バッファー						
8	資本保全バッファー比率					
9	カウンター・シクリカル・バッファー比率					
10	G-SIB/D-SIB バッファー比率					
11	最低単体資本バッファー比率					
12	単体資本バッファー比率					
単体レバレッジ比率						
13	総エクスポージャーの額					
14	単体レバレッジ比率					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 国際様式の該当番号（以下この様式において「項番」という。）10 の「G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項には、自己資本比率告示第十四条の二第五項各号に定める比率を記載すること。
- b 当期に係る別紙様式第一号の開示を行う場合には、項番 8「資本保全バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 65「うち、資本保全バッファー比率」の項の比率と、項番 9「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 66「うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率と、項番 10「G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 67「うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率と、項番 11「最低単体資本バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 64「最低単体資本バッファー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。
- c 項番 4 a「リスク・アセットの額（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。
- d 「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

- e 項番 5 a 「普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条第一号に規定する単体普通株式等 Tier 1 比率について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。
- f 「普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条第一号に規定する単体普通株式等 Tier 1 比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。
- g 項番 6 a 「Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条第二号に規定する単体 Tier 1 比率について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。
- h 「Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条第二号に規定する単体 Tier 1 比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。
- i 項番 7 a 「総自己資本比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条第三号に規定する単体総自己資本比率について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。
- j 「総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条第三号に規定する単体総自己資本比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。
- k 項番 4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」、「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」、項番 5 a 「普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）」、「普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番 6 a 「Tier 1 比率（フロア調整前）」、「Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番 7 a 「総自己資本比率（フ

ロア調整前)」及び「総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項におけるロ
欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前
四半期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の
規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載する
ことを要しない。

- 1 「資本バッファ」の項番8から項番12までの項は、連結自己資本比率を算出する
場合にあっては、記載することを要しない。
- m この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除
せず、「－」を記載すること。(1に該当する場合には、当該項を削除することができる。)
- n この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数
は切り捨てること。
- o この様式に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨て
ること。

(別紙様式第九号)

(単位：百万円、%)

KM 1 : 主要な指標（連結）						
国際様式 の該 当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四 半期 末	前々四 半期末	ハの 前四 半期 末	ニの 前四 半期 末
資本						
1	普通株式等 Tier 1 資本の額					
2	Tier 1 資本の額					
3	総自己資本の額					
リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額					
4 a	リスク・アセットの額（フロア調整前）					
	リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）					
自己資本比率						
5	連結普通株式等 Tier 1 比率					
5 a	連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）					
	連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）					
6	連結 Tier 1 比率					
6 a	連結 Tier 1 比率（フロア調整前）					
	連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）					
7	連結総自己資本比率					
7 a	連結総自己資本比率（フロア調整前）					
	連結総自己資本比率（フロア調整					

	最終実施ベース)					
資本バッファ						
8	資本保全バッファ比率					
9	カウンター・シクリカル・バッファ比率					
10	G-SIB/D-SIB バッファ比率					
11	最低連結資本バッファ比率					
12	連結資本バッファ比率					
連結レバレッジ比率						
13	総エクスポージャーの額					
14	連結レバレッジ比率					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 国際様式の該当番号（以下この様式において「項番」という。）10 の「G-SIB/D-SIB バッファ比率」の項には、自己資本比率告示第二条の二第五項各号に定める比率を記載すること。
- b 当期に係る別紙様式第四号の開示を行う場合には、項番 8「資本保全バッファ比率」の項の比率は同様式の項番 65「うち、資本保全バッファ比率」の項の比率と、項番 9「カウンター・シクリカル・バッファ比率」の項の比率は同様式の項番 66「うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率」の項の比率と、項番 10「G-SIB/D-SIB バッファ比率」の項の比率は同様式の項番 67「うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率」の項の比率と、項番 11「最低連結資本バッファ比率」の項の比率は同様式の項番 64「最低連結資本バッファ比率」の項の比率と、それぞれ一致する。
- c 項番 4 a「リスク・アセットの額（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母について、自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。
- d 「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日

以後、この項は削除するものとする。

- e 項番 5 a 「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条第一号に規定する連結普通株式等 Tier 1 比率について、自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。
- f 「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条第一号に規定する連結普通株式等 Tier 1 比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。
- g 項番 6 a 「連結 Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条第二号に規定する連結 Tier 1 比率について、自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。
- h 「連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条第二号に規定する連結 Tier 1 比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。
- i 項番 7 a 「連結総自己資本比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条第三号に規定する連結総自己資本比率について、自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。
- j 「連結総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条第三号に規定する連結総自己資本比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。
- k 項番 4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」、「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」、項番 5 a 「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）」、「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番 6 a 「連結 Tier 1 比率

(フロア調整前)」、「連結 Tier 1 比率 (フロア調整最終実施ベース)」、項番 7 a 「連結総自己資本比率 (フロア調整前)」及び「連結総自己資本比率 (フロア調整最終実施ベース)」の項におけるロ欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

- l この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。(m に該当する場合には、当該項を削除することができる。)
- m この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- n この様式に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(別紙様式第十号)

(単位：百万円)

CC 2：貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ロ	ハ
	公表貸借対照表	規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表	別紙様式第一号を参照する番号又は記号
資産の部			
現金預け金			
コールローン及び買入手形			
買現先勘定			
債券貸借取引支払保証金			
買入金銭債権			
特定取引資産			
商品有価証券			
金銭の信託			
有価証券			
貸出金			
外国為替			
その他資産			
有形固定資産			
無形固定資産			
繰延税金資産			
再評価に係る繰延税金資産			
支払承諾見返			
貸倒引当金			
.....			

資産の部合計			
負債の部			
預金			
譲渡性預金			
コールマネー及び売渡手形			
売現先勘定			
債券貸借取引受入担保金			
コマーシャル・ペーパー			
特定取引負債			
借入金			
外国為替			
短期社債			
社債			
新株予約権付社債			
信託勘定借			
その他負債			
賞与引当金			
役員賞与引当金			
退職給付引当金			
役員退職慰労引当金			
その他の引当金			
特別法上の引当金			
繰延税金負債			
再評価に係る繰延税金負債			
支払承諾			
.....			

負債の部合計			
純資産の部			
資本金			
資本剰余金			
利益剰余金			
自己株式			
その他有価証券評価差額金			
繰延ヘッジ損益			
土地再評価差額金			
.....			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例による。

- a この様式の各項の内訳は、自金融機関の財務諸表に基づく貸借対照表（以下この様式において「公表貸借対照表」という。）で使用されている勘定科目名に従うこと。
- b イ欄には、公表貸借対照表の内容を記載すること。
- c 自己資本比率告示第十五条ただし書に該当し、かつ、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が異なる銀行に限り、ロ欄には、自己資本比率告示第三条の規定により作成した連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表」という。）の内容を、公表貸借対照表の勘定科目に応じて記載すること。それ以外の場合にあっては、ロ欄を記載することを要しない。
- d ロ欄を記載する場合において、規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表に、公表貸借対照表で使用されていない項目があるときは、項を追加し、当該項のイ欄には「-」を記載すること。
- e ハ欄には、この様式と別紙様式第一号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合には、記載することを要しない。）。

- f 公表貸借対照表の勘定科目が別紙様式第一号の項目のいずれに相当するかについての説明については、適宜、付表を作成してこの様式に添付するものとする。付表を用いる場合には、この様式と当該付表との対応関係を示すため、二欄を設けた上、相互に共通する任意の番号又は記号を当該付表及びこの様式の二欄に記載すること。
- g 自己資本比率告示第十五条ただし書に該当し、かつ、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一である銀行にあっては、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一であることを欄外に記載すること。
- h この様式で指定する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- i 当期において公表貸借対照表を作成していない場合には、この様式を記載することを要しない。

(別紙様式第十一号)

(単位：百万円)

CC 2：連結貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ロ	ハ
	公表連結貸借対照表	規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表	別紙様式第五号を参照する番号又は記号
資産の部			
現金預け金			
コールローン及び買入手形			
買現先勘定			
債券貸借取引支払保証金			
買入金銭債権			
特定取引資産			
商品有価証券			
金銭の信託			
有価証券			
貸出金			
外国為替			
その他資産			
有形固定資産			
無形固定資産			
繰延税金資産			
再評価に係る繰延税金資産			
支払承諾見返			
貸倒引当金			
.....			

資産の部合計			
負債の部			
預金			
譲渡性預金			
コールマネー及び売渡手形			
売現先勘定			
債券貸借取引受入担保金			
コマーシャル・ペーパー			
特定取引負債			
借入金			
外国為替			
短期社債			
社債			
新株予約権付社債			
信託勘定借			
その他負債			
賞与引当金			
役員賞与引当金			
退職給付引当金			
役員退職慰労引当金			
その他の引当金			
特別法上の引当金			
繰延税金負債			
再評価に係る繰延税金負債			
支払承諾			
.....			

負債の部合計			
純資産の部			
資本金			
資本剰余金			
利益剰余金			
自己株式			
その他有価証券評価差額金			
繰延ヘッジ損益			
土地再評価差額金			
.....			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例による。

- a この様式の各項の内訳は、自金融機関の連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「公表連結貸借対照表」という。）の勘定科目名に従うこと。
- b イ欄には、公表連結貸借対照表の内容を記載すること。
- c ロ欄には、自己資本比率告示第三条の規定により作成した連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表」という。）の内容を、公表連結貸借対照表の勘定科目に応じて記載すること。
- d ロ欄を記載する場合において、規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表に、公表連結貸借対照表で使用されていない項目がある場合には、項を追加し、当該項のイ欄には「-」を記載すること。
- e ハ欄には、この様式と別紙様式第四号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合には、記載することを要しない。）。
- f 公表連結貸借対照表の勘定科目が別紙様式第四号の項目のいずれに相当するかについての説明については、適宜、付表を作成してこの様式に添付するものとする。付表を用

いる場合には、この様式と当該付表との対応関係を示すため、二欄を設けた上、相互に共通する任意の番号又は記号を付表及びこの様式の二欄に記載すること。

g 会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一である場合にあっては、ロ欄に記載することを要しない。この場合には、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一であることを欄外に記載すること。

h この様式で指定する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

i 当期において公表連結貸借対照表を作成していない場合には、この様式を記載することを要しない。